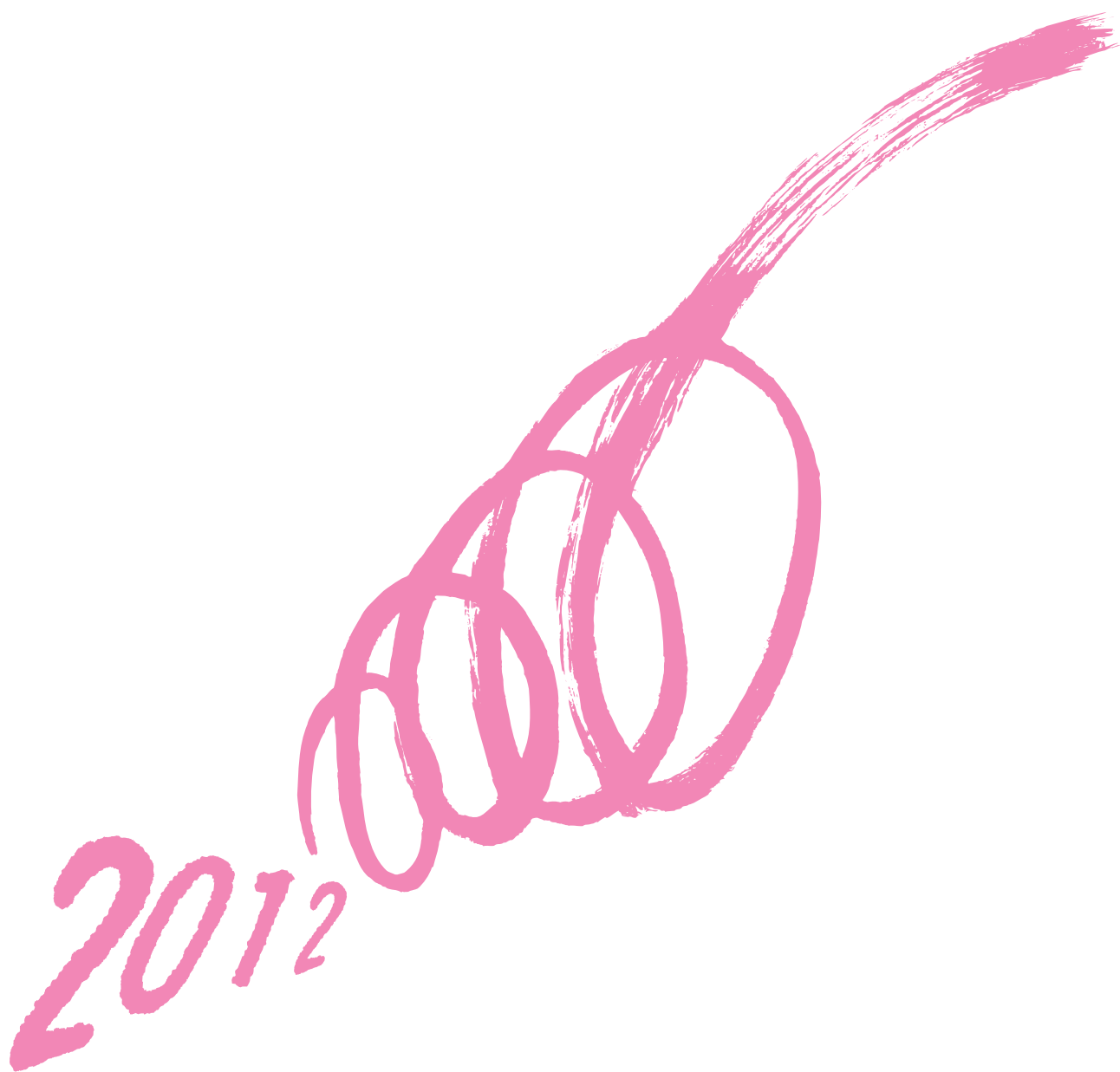


2012年

えひめ生活白書



社団法人 愛媛県労働者福祉協議会
えひめ勤労者生活情報センター

2012年えひめ生活白書

社団法人 愛媛県労働者福祉協議会
えひめ勤労者生活情報センター

目 次

I 経済・社会の状況

1	2011年愛媛の社会・経済の動き	1
2	愛媛の経済の現況と見通し	5
3	国勢調査にみる愛媛の人口等基本集計の概要	7
4	愛媛の中小企業の経営と雇用	9

II 賃金をめぐる問題

5	春季生活闘争と格差是正の取り組み	11
6	毎月勤労統計調査でみる愛媛の賃金	13
7	時間賃金と賃金格差	15
8	企業規模間賃金格差の実態	17
9	大きい男女間の賃金格差	19
10	パートタイム女性労働者の賃金	21
11	地域最低賃金の引き上げについて	23
12	賃金決定機構と愛媛の賃金構造	25
13	連合愛媛賃金実態調査と地域ミニマム運動	27

III 雇用の状況

14	県内の雇用情勢	31
15	失業・雇用情勢と「非正規労働者」	33
16	組織率の低下と組織化の課題	35

IV 労働時間をめぐる問題

17	愛媛の労働時間の動向	37
18	労働時間の産業・規模間格差の是正を	39
19	サービス残業の実態について	41

V 高齢者の状況

20 進む愛媛の高齢化	43
21 要介護（要支援）認定者数の状況	45

VI 生活環境と生活問題

22 松山市の消費者物価指数	47
23 子どもの教育費	48
24 愛媛における勤労者の生活不安の背景	49
25 勤労者の景況感とくらし（愛媛勤労者短観調査）	53

図表一覧	57
------------	----

I 経済・社会の状況

1 2011年愛媛の社会・経済の動き

愛 媛 県 内	国 内 ・ 国 際
1 月 1. 4 協和汽船、今治港と今治市大島の下田水港結ぶ定期フェリー便を3月1日から休止することを決定。 1. 31 西条市出身でサッカー日本代表の長友佑都、イタリア1部リーグのインテルへの移籍が決定。	1 月 1. 14 チュニジア、23年続いた強権政権が崩壊。 1. 14 菅第2次改造内閣が発足。 1. 18 大学生の就職内定率68.8%（昨年12月1日時点）で過去最低と判明。 1. 22 農水省、宮崎県の養鶏場からH5型鳥インフルエンザを確認したと発表。 1. 26 霧島連山・新燃岳で噴火活動が活発化。27日には爆発的噴火を観測。 1. 29 サッカーアジア杯、日本は豪州を破り優勝。 1. 31 民主党小沢元代表、強制起訴。
2 月 2. 6 上島町の佐島と生名島を結ぶ生名橋が開通。 2. 8 関西汽船、別府ー松山ー大阪のフェリー航路上り便の松山観光港寄港を4月末で廃することを発表。 2. 9 えひめ丸事故10年慰霊式、ホノルル・宇和島両市にて営まれる。 2. 20 任期満了に伴う松野町議会議員選挙の投開票（定数7）、現職2、元職1、新人4人が当選。 2. 21 四国運輸局、せと観光ボートが高速船で運行している今治ー呉航路の事業廃止届けを受理。	2 月 2. 6 日本相撲協会、八百長問題で春場所中止を決定。 2. 6 名古屋トリプル選挙の投開票。市長選で河村たかし氏が再選、知事選では大村秀章氏が初当選、市議会は解散。 2. 11 エジプト ムバラク大統領が辞任を発表。 2. 14 内閣府発表の2010年名目GDPは479兆2231億円で、世界経済第2位を中国に譲り、第3位となることが判明。 2. 22 ニュージーランドでM6.3の強い地震が発生。 2. 27 京都大学入試問題が試験時間中にネット投稿されていたことが判明。
3 月 3. 3 松山市、市発注工事を利用した「裏金」捻出疑惑が発覚。17日、市は調査委員会の初会合で今後の調査方法などを決定。 3. 11 震災の影響で、県内でも宇和島など5市1町で震度1を観測。気象庁より津波警報が発令され、宇和島で最大60センチ、松山や今治でも津波を観測。 3. 14 東日本大震災の被災者を救済にむけて「緊急消防援助隊県隊」が出発。 3. 16 中村時広知事、四国電力伊方原発を訪問し、非常用発電設備や海水をくみ上げるポンプの状況を視察。 3. 27 全日本空輸、松山ー札幌（新千歳）線を季節運行の予定で再開。 3. 30 中村時広知事、四国電力に原子力事業を統括する原子力本部（高松市）を愛媛県内に移転するよう正式要請。13日、四国電力、株主総会を経て原子力本部を松山市に移転する考えを表明。	3 月 3. 3 警察庁、2010年の自殺者数（3万1690人）を発表。3万人超は13年連続。 3. 6 前原誠司外相、辞任。9日、後任に松本剛明外務副大臣が昇格し就任。 3. 9 中東情勢を受けレギュラーガソリン店頭価格は145円を突破、2年5ヶ月ぶりの高値。 3. 11 東北・三陸沖を震源とする国内観測史上最大のM9.0の極めて強い地震が発生。地震に伴って大きな津波が沿岸部を襲い、死者・行方不明者は23日正午までに2万4千人を超えた。（東日本大震災） 3. 11 東日本大震災により東京電力福島第1原発と第2発電所の冷却装置が故障し、政府は原子力緊急事態を宣言。 3月12日 福島第1原発1号機で水素爆発。 3月14日 同3号機で水素爆発。 3月15日 同2号機で爆発音。同4号機で爆発、火災発生。 3. 14 東京電力、「計画停電」を実施。 3. 23 最高裁「一票の格差」訴訟で「違憲状態」との判断。 3. 24 第17回統一地方選の幕開けとなる東京など12都道府県知事選が告示。

愛 媛 県 内	国 内 ・ 国 際
4 月 4. 6 県内の検査機関、福島第1原発事故影響による工業製品への放射線量測定検査を開始。 4.10 第17回県議選の投開票。政権党の民主党は10人中4人が当選（推薦2）。自民党は推薦含む32人中31人が当選。公明党は3議席、社民党は推薦含む3議席、共産党は1議席。 4.14 三崎漁協、2010年度累積赤字が約9億6千万円に上ることが判明。 4.24 任期満了に伴う新居浜市議選の投開票。新市議26人が決定。 4.26 市と市公営企業局、松山市発注工事に関わる「裏金」捻出疑惑の内部調査結果で「問題はなかった」と結論付ける発表。 5 月 5. 2 県議会議員の横田弘之氏、新会派「維新の会」を結成。 5.20 国の文化審議会、四国中央市の「宇摩向山古墳」を国史跡に指定するよう高木義明文部科学相に答申。 5.24 農林水産省、2010年産温州ミカンの収穫量を発表。愛媛県産は11万5600トンで和歌山県に次いで7年連続2位。 5.26 中村時広知事、「長い目で見て『脱原発』への道筋を探るべきだ」との考えを表明。 6 月 6. 2 県内の3児童相談所の2010年度児童虐待対応件数312件で、前年度より40件増。 6.10 県、三崎漁協の債務超過問題で粉飾決算などがあったとして、水産業協同組合法に基づき必要措置命令を発動。 6.16 東海、東南海、南海地震の連動発生に備えた対策を進める愛媛や高知、静岡などの9県知事会議が設立。 6.16 県、四国電力伊方原発の安全監視や原子力防災体制強化のため、県民環境部に原子力安全対策課を発足。	4 月 4. 7 宮城県沖を震源に3月11日以降で最大の余震となる震度6強の地震発生。 4.12 日本臓器移植ネット、改正臓器移植法施行後初となる脳死の子どもからの臓器提供を発表。 4.12 原子力安全・保安院、福島第1原発事故の国際的な事故評価尺度をレベル7に引き上げ。 4.26 ソニー、日本を含む世界で最大7700万人の個人情報流出したと発表。 4.26 最高裁、旧ライブドアをめぐる粉飾決算事件で、元社長・堀江貴文被告の上告を棄却する決定。 4.29 東日本大震災で大きな被害を受けた東北新幹線、復旧が完了し、全線の713.7キロで運行を再開。 5 月 5. 1 米、ウサマ・ビンラディンの殺害を発表。 5. 2 東日本大震災への緊急対策を盛り込んだ2011年度第1次補正予算、可決、成立。 5. 6 菅首相、浜岡原発の全原子炉の運転停止を要請。9日、中部電力は要請を受け入れを決定。14日、浜岡原発全原子炉が停止。 5.11 横浜地裁、海上自衛隊イージス艦「あたご」の漁船衝突事故裁判で「漁船側に衝突原因がある」とする判決。 5.12 東京電力、福島第1原発1号機でメルトダウンの可能性を発表。24日、2・3号機もメルトダウン、原子炉圧力容器損傷の可能性が高いことを発表。 5.19 日本自動車工業会、夏場の節電対策として「輪番操業」を実施すると発表。 5.24 布川事件、発生から44年で再審無罪判決。 6 月 6. 2 菅内閣不信任決議案、否決。 6. 6 ドイツ、脱原発政策を閣議決定。 6.20 次世代スーパーコンピューター「京」、世界1位を獲得。 6.24 小笠原諸島、世界自然遺産に登録決定。25日、「平泉」、世界文化遺産に登録決定。 6.24 内閣府、原発事故被害を除く東日本大震災被害額試算が16.9兆円に上ると発表。 6.27 菅首相、復興相と原発相の新設に伴い復興相に松本龍防災相を正式任命、原発相に細野豪志首相補佐官を決定。 6.28 集団予防接種をめぐるB型肝炎訴訟、原告側と国側は和解に向けた基本合意書に調印。

愛 媛 県 内	国 内 ・ 国 際
7 月 7. 5 厚生労働省の人口動態統計に基づく 2010 年の愛媛の自殺者数（概数）は 299 人で、前年から 33 人減ったことが判明。 7. 8 四国電力、7 月 10 日に予定した伊方原発 3 号機再稼働について見送ると発表。 7. 8 東京都港区、国産材活用促進に関する協定を西予市、久万高原町など全国の木材産地 9 市町と締結。 7.13 松山市、市発注工事に関する「裏金」捻出疑惑の内部調査を検証した外部専門委員の答申を基に「工事費への不正な公金の上乗せはなかった」とする最終見解を発表。 7.29 四国電力、2006 年 6 月に原子力安全・保安院が伊方町で開いたシンポジウムで「やらせ発言」があったことを発表。 8 月 8. 9 大洲市最大級の工場をもつ生理用品製造のミュウプロダクツ、来年 3 月までに工場を閉鎖する方針であることが判明。 8.23 全日本空輸、松山―沖縄線を 10 月 30 日から季節運行の予定で新規開設すると発表。 8.24 市立八幡浜総合病院の新築移転先が津波浸水予想区域内にある問題、市議会の病院建設特別委員会は反対の結論。 8.28 任期満了に伴う松前町議会議員選挙の投開票。現職 12 人、新人 2 人が当選。 8.31 東温市のパナソニックヘルスケア、三洋電機とパナソニック電工四日市のヘルスケア事業を 2012 年 4 月までに承継すると発表。 9 月 9. 3 台風 12 号、県内をゆっくりと北上し、松山市で増水した石手川で女性が流され死亡。西条、東温両市で合わせて 4 集落が道路寸断などで孤立状態になる被害。 9. 4 四国電力、伊方原発 1 号機の定期検査入りを発表。再稼働の見通しが立たない 3 号機と合わせ、3 基中 2 基が停止。 9.10 県警捜査 2 課などの合同捜査本部、松山市発注の公共工事入札に絡む地方公務員法違反の疑いで市総務部技術管理課主幹らを逮捕。 9.15 新居浜市、2 月に学校給食費未納で支払い督促を申し立てていたが反応のない 11 世帯に対して強制執行を決定。 9.20 台風 15 号、四国の南海上を北上し県内は各地で大雨、大洲市菅田地区では肱川が氾濫。	7 月 7. 5 松本復興相、辞任。後任に平野達男内閣府副大臣。 7. 6 海江田経産相、国内全原発を対象に「ストレステスト」を導入する方針を表明。 7.13 菅首相、「脱原発」社会を目指す考えを表明。 7.17 サッカー女子ワールド杯ドイツ大会、なでしこジャパンが初優勝。 7.21 EU 17 カ国の首脳会議、財政危機に陥っているギリシャへの追加支援 18 兆円で合意。 7.22 ノルウェー首都で連続テロ事件が発生。 7.23 中国浙江省で高速鉄道の追突・脱線事故。 7.24 東北 3 県を除き、地上波アナログテレビ放送が終了。 7.25 2011 年度第 2 次補正予算、可決、成立。 8 月 8. 3 東京電力の原発事故賠償を進めるための原子力損害賠償支援機構法、参院本会議で可決、成立。 8. 9 英国ロンドン、若者らの暴動が激化、全国へ拡大。 8.23 内戦が続くリビアで反カダフィ派「国民評議会」が首都トリポリを制圧、カダフィ独裁政権が事実上崩壊。 8.26 菅直人首相、退陣を表明。 8.29 民主党、野田佳彦財務相を新代表に選出。30 日、第 95 代首相就任。9 月 2 日、野田内閣発足。 9 月 9.10 鉢呂吉雄経済産業相、辞任。12 日、後任に枝野幸男前官房長官。 9.11 東日本大震災発生から半年。死者は 1 万 5781 人、行方不明者は 4086 人（警察庁まとめ）。 9.16 大王製紙、連結会社から巨額の借入れ問題を理由に井川意高・代表取締役会長が辞任したと発表。 9.18 三菱重工業、第三者から大規模なサイバー攻撃を受けていたことが判明。 9.26 東京地裁、民主党小沢元代表の資金管理団体をめぐる土地取引事件で元秘書 3 人に有罪判決。 9.29 国土交通省、6 日の全日本空輸の便で、機体が「背面飛行」に近い姿勢になるトラブルを起こしていたと発表。

愛 媛 県 内	国 内 ・ 国 際
10月 10. 6 愛媛大宇宙進化研究センター、地球から125億光年離れた銀河に炭素が存在している世界初の発見。 10. 11 松山東署、ブレーキのない競技用自転車「ピスト」で四国初の摘発。 10. 13 松山市、道後温泉安定湯量確保のため34年ぶりとなる新たな源泉掘削を県に申請。 10. 14 県教育委員会、2012年度県立学校入学定員を決定。全日制高校の定員は13年連続減の9925人で、初の1万人割れ。 10. 24 県農協中央会など、TPP交渉参加反対を訴え「県要請集会」を開催。 10. 26 総務省、2010年国勢調査確定値に基づく衆院小選挙区の「1票の格差」を試算。県内では1区で格差最大となり2.010倍（人口最少の高知3区基準）。 11月 11. 11 四国電力、伊方原発3号機のストレステストの1次評価結果を14日にも原子力安全・保安院に提出することが判明。 11. 21 県、財政健全化基本方針を発表。2012～14年度で県の財源不足が385億円に上がることが判明。 11. 21 四国知事会と中国地方知事会、「大規模広域的災害に備えた中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書」を締結。 11. 24 県、国道197号名坂道路の未収用地を強制収用する行政代執行を開始。 11. 27 「ゆるキャラグランプリ2011」で今治地域の「バリィさん」が2位を獲得。 12月 12. 7 全国B型肝炎訴訟で、県内男性らの2人を含む広島訴訟の原告6人と国との和解が広島地裁で成立。 12. 8 四国4県含む16都県の住民300人、四国電力に対し伊方原発全ての原子炉の運転差し止めを松山地裁に提訴。 12. 20 東温市議会、国に「脱原発」政策の実行を求める意見書を賛成多数で可決。 12. 22 政府、「総合特区」に西条市の「西条農業革新都市総合特区」など全国33地域を指定。	10月 10. 1 NYウォール街で失業率の高さや政府の経済政策に抗議するデモが拡大。 10. 5 スティーブ・ジョブズ氏、死去。 10. 8 タイ、全土におよぶ大洪水が発生。 10. 14 九州電力、第三者委員会の調査結果を否定する「やらせメール」問題の最終報告書を公表。 10. 20 パナソニック、主力の薄型テレビ事業を縮小する方針を発表。 10. 20 リビア国民評議会、カダフィ大佐死亡を発表。 10. 22 大阪府の橋下徹知事、任期満了を待たず31日付での辞職、大阪市長選への出馬を表明。 10. 23 トルコ東部でM7.2の地震が発生。 10. 24 衆院にサイバー攻撃があり議員らの情報が盗まれた疑いがあることが判明。 10. 27 ユーロ圏首脳会議、ギリシャ国債カット率50%で合意。 11月 11. 3 野田首相、G20で消費税10%を表明。 11. 8 オリンパス、巨額損失隠しが発覚。 11. 11 野田首相、TPP交渉参加の方針を表明。 11. 12 イタリア、ベルルスコーニ首相が辞任。 11. 21 最高裁、オウム真理教元幹部 遠藤誠一被告の死刑を確定。オウム裁判がすべて終結。 11. 22 東京地検特捜部、大王製紙前会長の井川意高容疑者を会社法違反容疑で逮捕。 11. 27 大阪市長、府知事選の投開票、市長選は前府知事の橋下徹氏、知事選は松井一郎氏がそれぞれ初当選。 11. 29 一川保夫防衛相、沖縄防衛局局長を更迭。 11. 30 東日本大震災の復興財源確保法など復興関連法、可決、成立。 12月 12. 9 参院本会議、一川保夫防衛相と山岡賢次消費者相に対する問責決議案が可決。 12. 14 オバマ大統領、「イラク戦争の終結」宣言。 12. 16 野田首相、福島第1原発事故の“収束”宣言。 12. 19 北朝鮮国営テレビ、金正日総書記の死去を報道。後継者として三男・正恩氏が就いたことを発表。 12. 23 野田政権、八ツ場ダム本体工事費用を計上した総額90.3兆円の来年度当初予算案を了承。24日、閣議決定。 12. 28 政府、米軍普天間基地移設をめぐる名護市辺野古の環境影響評価書を沖縄県に送付。 12. 29 民主党税制調査会、消費税率を2014年4月に8%、15年10月に10%とする案を決定。 12. 31 オウム真理教事件による特別手配犯平田信、警視庁丸の内署に出頭。

資料出所 「愛媛新聞」記事等により作成。

2 愛媛の経済の現況と見通し

2008年の世界的金融危機等による急速な景気の減退は、国内経済対策と新興国需要の牽引等により2009年春を底に持ち直しの動きを見せていたが、2011年に入ってから東日本大震災は、被災地企業設備の損壊による原料・部品の供給減や生産停止を引き起こすなど経済活動にも大きな停滞要因となった。今後は被災地の復興需要にともなって経済活動にプラスの影響も与えると考えられているが、欧州債務危機による世界経済の減速、歴史的な円高の進行も国内経済にとって大きなマイナス要因となっており、先行き不透明感が強い。

2011年の県内経済について、生産動向では、化学等が東日本大震災の影響による原材料調達難等から弱めの動きとなる一方で、家庭紙や電気機械では被災地からの振替生産等により生産水準をひき上げるなどの動きをみせた。年間を通じてみると、電気機械、輸送用機械、産業用機械、非鉄金属が総じて高操業となるほか、合繊・炭素繊維、鋳物も堅調に

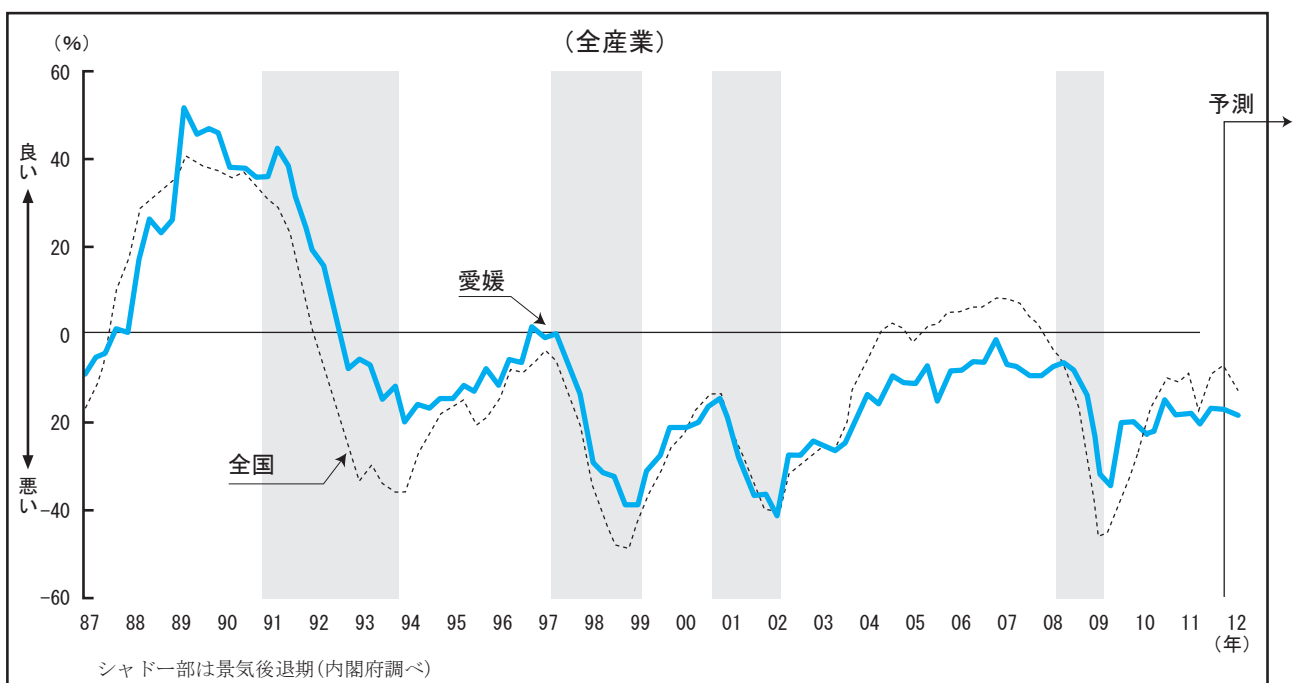
推移した。消費動向では、これまで経済対策効果もあって好調に推移していた自動車・家電販売が減少、一方で大型小売店や住宅投資については持ち直しの動きを見せている。

2011年の業況判断の推移を、日本銀行松山支店の「短期経済観測調査」(2011年12月)でみると、全産業での業況判断は9月調査比で横這いの推移との判断となっており、今後の先行きについては、1ポイント悪化で「悪い」超幅が拡大する見通しとなっている。(2011年3月調査▲18⇒6月調査▲20⇒9月調査▲17⇒12月調査▲17⇒11年3月見通し▲18)

日本銀行「企業短期経済観測調査」

日本銀行が年4回(3月、6月、9月、12月)に行う企業へのアンケート調査。略称「日銀短観」という。調査内容は、企業の業況判断、製品需給・在庫・価格判断、売上・収益計画、設備投資計画など。景気に関する企業の判断を求め、「良い」とみる企業の割合から「悪い」とする割合を差し引いたものを業況判断指数として発表している。

図2 愛媛の業況判断の長期的推移



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

表2 全国と愛媛の主要経済指標

愛 媛 県	鉱工業生産指数 (季節調整値) 2005年＝100		新設住宅着工		大型小売店販売額		乗用車新車販売台数 (普通・小型車)		企 業 倒 産	
	指数	前年比*	戸	前年比	億 円	前年比**	台	前年比	件 数	負 債 額
									件	百万円
2005年	100.0	▲ 1.1	10,893	▲ 0.3	2,280	▲ 1.7	28,555	▲ 5.3	92	15,913
2006年	100.0	0.0	11,446	5.1	2,205	▲ 2.2	26,063	▲ 8.7	102	29,417
2007年	97.2	▲ 2.8	10,259	▲10.4	2,196	▲ 2.2	24,288	▲ 6.8	132	138,384
2008年	96.1	▲ 1.1	10,441	1.8	2,165	▲ 4.8	22,763	▲ 6.3	144	44,884
2009年	82.3	▲14.4	6,800	▲34.9	2,033	▲ 7.0	24,499	7.6	130	53,060
2010年	89.1	8.3	6,517	▲ 4.2	2,003	▲ 5.3	26,490	8.1	132	29,977
2011年 1月	92.5	6.3	504	37.3	184	1.3	1,435	▲31.0	5	1,104
2月	92.2	5.5	671	25.7	144	▲ 0.3	1,915	▲25.7	5	2,195
3月	94.4	3.3	467	4.2	167	▲ 0.5	2,013	▲43.4	3	2,122
4月	89.3	▲ 1.1	694	26.6	161	0.4	778	▲59.4	5	730
5月	85.9	▲ 4.6	612	24.4	165	0.0	1,006	▲46.2	8	2,698
6月	89.7	0.8	693	13.2	159	▲ 0.6	1,737	▲25.1	6	675
7月	90.6	2.9	757	52.0	190	1.3	1,865	▲33.7	8	6,209
8月	90.9	1.8	592	17.9	164	▲ 3.3	1,631	▲34.9	14	4,065
9月	84.6	▲ 4.3	408	▲28.3	151	▲ 4.0	2,262	2.7	7	2,912
10月	p87.3	▲ 0.8	530	▲12.8	170	0.6	1,856	4.2	4	313
調査機関	愛媛県統計課		国土交通省		四国経済産業局		四国運輸局		東京商工リサーチ	

全 国	鉱工業生産指数 (季節調整値) 2005年＝100		新設住宅着工		大型小売店販売額		乗用車新車販売台数 (普通・小型車)		企 業 倒 産	
	指数	前年比*	戸	前年比	億 円	前年比**	台	前年比	件 数	負 債 額
									件	億円
2005年	100.0	1.3	1,236,175	4.0	213,284	▲ 2.3	3,361,341	▲ 1.0	12,998	67,034
2006年	104.5	4.5	1,290,391	4.4	211,450	▲ 1.2	3,134,134	▲ 6.8	13,245	55,006
2007年	107.4	2.8	1,060,741	▲17.8	211,988	▲ 1.0	2,953,193	▲ 5.8	14,091	57,279
2008年	103.8	▲ 3.4	1,093,485	3.1	209,511	▲ 2.5	2,800,664	▲ 5.2	15,646	122,920
2009年	81.1	▲21.9	788,410	▲27.9	197,758	▲ 7.0	2,640,312	▲ 5.7	15,480	69,301
2010年	94.4	16.4	813,126	3.1	195,791	▲ 2.6	2,927,602	10.9	13,321	71,608
2011年 1月	96.2	4.6	66,709	2.7	17,406	▲ 0.7	167,574	▲23.8	1,041	2,364
2月	97.9	2.9	62,252	10.1	14,469	0.5	226,691	▲16.2	987	4,102
3月	82.7	▲13.1	63,419	▲ 2.4	15,115	▲ 7.5	243,783	▲39.5	1,183	2,702
4月	84.0	▲13.6	66,757	0.3	15,657	▲ 1.9	97,128	▲51.5	1,076	2,796
5月	89.2	▲ 5.5	63,726	6.4	15,774	▲ 2.5	128,544	▲38.0	1,071	2,527
6月	92.6	▲ 1.7	72,687	5.8	16,033	▲ 0.5	202,345	▲23.9	1,165	2,164
7月	93.0	▲ 3.0	83,398	21.2	17,843	0.8	215,265	▲30.0	1,081	2,209
8月	93.6	0.4	81,986	14.0	15,575	▲ 2.6	188,656	▲29.5	1,026	7,940
9月	90.5	▲ 3.3	64,206	▲10.8	14,728	▲ 3.6	280,379	0.8	1,001	2,123
10月	92.5	0.1	67,273	▲ 5.8	16,057	▲ 1.4	220,271	28.3	976	1,559
調査機関	経済産業省		国土交通省		経済産業省		日本自動車販売協会		東京商工リサーチ	

注) * 前年比は原指数による

** 前年比は既存店による

3 国勢調査にみる愛媛の人口等基本集計の概要

平成22年10月1日に実施された国勢調査から、愛媛の人口や人口構成の状況、世帯の姿についてみていきたい。まず愛媛県の人口は、1,431,493人で平成17年の前回調査と比べ36,322人減、2.47%の減少となった。人口の減少傾向は平成2年以降連続している。圏域別に人口の変化をみると、松山圏が652,485人（総人口45.6%）で最も多く、以下新居浜・西条圏233,826人、今治圏174,180人、八幡浜・大洲圏156,534人、宇和島圏124,281人、宇摩圏90,187人となっている。平成17年からの人口増減では、全ての圏域で人口が減少しているが、特に八幡浜・大洲圏12,179人減でマイナス7.2%減、宇和島8,921人マイナス6.7%と南予での人口減少が目立っている。

人口構成について見てみると、男性が673,326人、

女性が758,167人で、女性が男性を84,841人上回っている。

年齢構成3区分にみると、15歳未満の年少人口が185,179人（総人口13.0%）、15～64歳の生産年齢人口が858,991人（同60.4%）、65歳以上の老年人口が378,591人（同26.6%）となっている。

世帯の状況として、15歳以上人口の配偶関係から、未婚率についてみてみると、男性27.7%（157,800人）、女性20.5%（134,956人）となり、平成17年調査比で男性は0.2ポイント上昇、女性は0.2ポイント低下となった。これについて年齢別にみると、男性25～29歳の未婚は65.2%、30～34歳でも43.3%が未婚となっており、女性でも25～29歳の未婚は55.6%、30～34歳でも32.6%が未婚となっている。

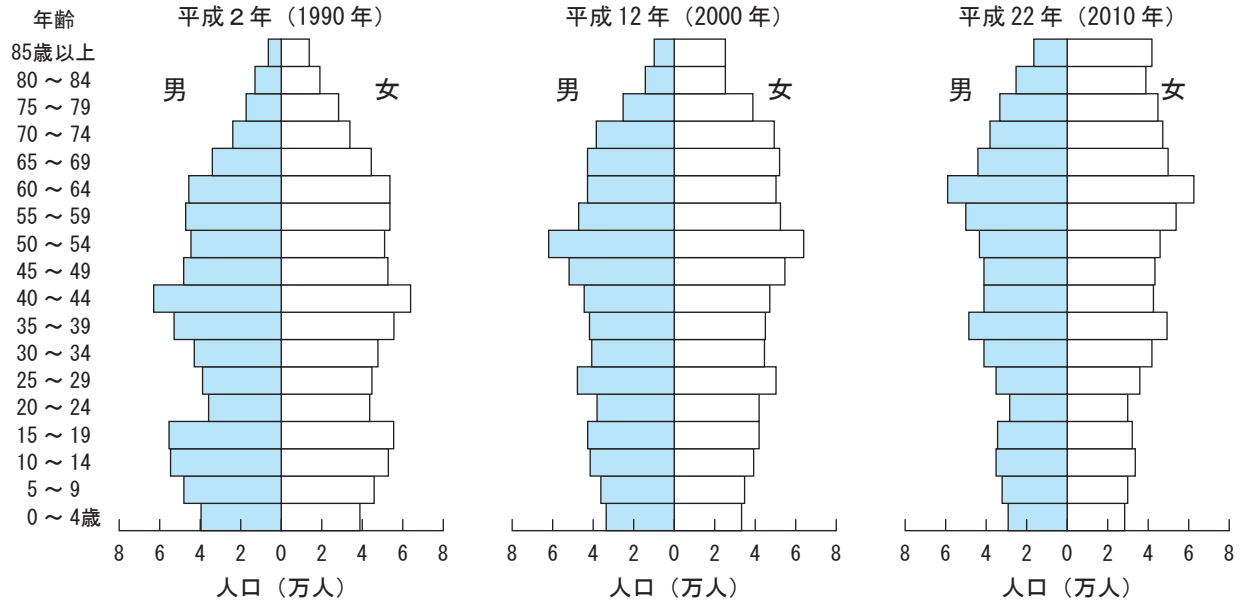
表3-1 愛媛の男女別、年齢別人口（3区分）

年齢区分	平成22年		平成17年		平成17～22年の差		
	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	増減数(人)	増減率(%)	割合差
総数	1,431,493	100.0	1,467,815	100.0	▲ 36,322	▲ 2.5	—
0～14歳	185,179	13.0	200,270	13.7	▲ 15,091	▲ 7.5	▲ 0.6
15～64歳	858,991	60.4	914,747	62.4	▲ 55,756	▲ 6.1	▲ 2.0
65歳以上	378,591	26.6	351,990	24.0	26,601	7.6	2.6
男(総数)	673,326	100.0	691,677	100.0	▲ 18,351	▲ 2.7	—
0～14歳	94,802	14.2	102,707	14.9	▲ 7,905	▲ 7.7	▲ 0.7
15～64歳	419,901	62.8	446,057	64.5	▲ 26,156	▲ 5.9	▲ 1.7
65歳以上	153,756	23.0	142,438	20.6	11,318	7.9	2.4
女(総数)	758,167	100.0	776,138	100.0	▲ 17,971	▲ 2.3	—
0～14歳	90,377	12.0	97,563	12.6	▲ 7,186	▲ 7.4	▲ 0.6
15～64歳	439,090	58.2	468,690	60.4	▲ 29,600	▲ 6.3	▲ 2.2
65歳以上	224,835	29.8	209,552	27.0	15,283	7.3	2.8

※総数は、年齢「不詳」を含む。割合は、分母から年齢「不詳」を除いて産算出。

資料出所 総務省統計局「国勢調査」結果より

図3-1 愛媛の年齢別人口（5歳階級）の変化



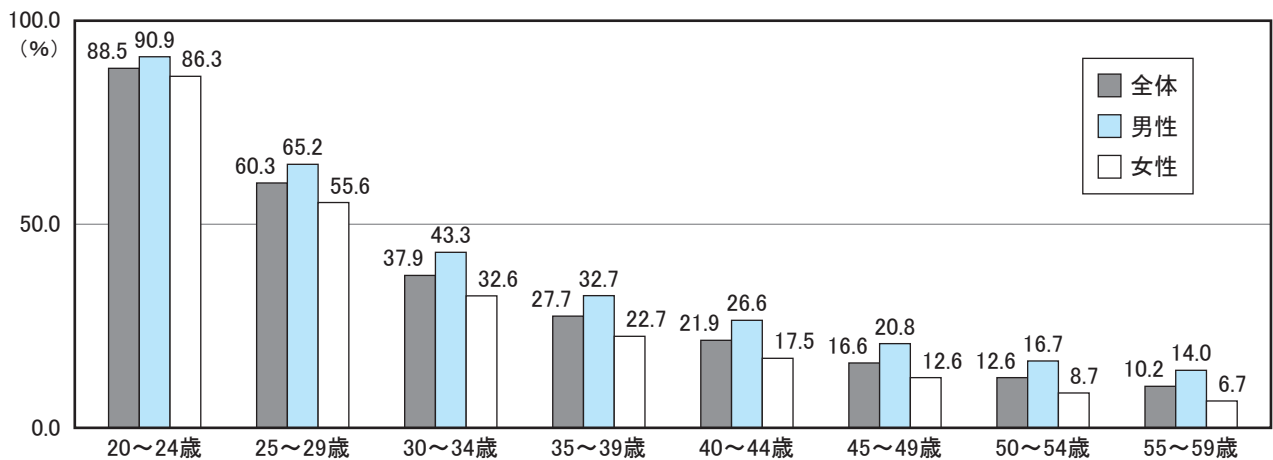
資料出所 総務省統計局「国勢調査」結果より

表3-2 愛媛の圏域別人口

圏 域	平成22年		平成17年		人口増減	
	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	増減数(人)	増減率(%)
愛媛県計	1,431,493	100.0	1,467,815	100.0	▲ 36,322	▲ 2.47
宇摩圏	90,187	6.3	92,854	6.3	▲ 2,667	▲ 2.87
新居浜・西条圏	233,826	16.3	237,323	16.2	▲ 3,497	▲ 1.47
今治圏	174,180	12.2	182,081	12.4	▲ 7,901	▲ 4.34
松山市	652,485	45.6	653,642	44.5	▲ 1,157	▲ 0.18
八幡浜・大洲圏	156,534	10.9	168,713	11.5	▲ 12,179	▲ 7.22
宇和島圏	124,281	8.7	133,202	9.1	▲ 8,921	▲ 6.70

資料出所 総務省統計局「国勢調査」結果より

図3-2 愛媛の年齢別の未婚率



資料出所 総務省統計局「国勢調査」結果より

4 愛媛の中小企業の経営と雇用

愛媛県中小企業団体中央会が2011年7月に実施した「愛媛県における中小企業の労働事情調査」結果によると、従業員300人以下の251事業所のうち、経営状況が「良い」とする事業所は8.0%、「変わらない」が41.0%、「悪い」が51.0%であった。経営状況を「悪い」とする回答が前年度（54.1%）に比べて3.1ポイント減少した。

今後の方針としては、「現状維持」が最も多く60.8%、「強化拡大」が27.2%、「縮小」が10.8%の順序となっている。

経営上のあい路については、「販売不振・受注の減少」が58.2%で最も高く、ついで「同業他社との競争激化」が45.8%、「原材料・仕入品の高騰」が30.1%となっており、この三つの要因が経営上の大きなあい路になっている。つぎに「人材不足（質の不足）」が続き26.1%となっている。

東日本大震災による経営への影響については、「資

材・部品・商品等の調達・仕入れ難」が45.7%となったものの、第2位には「影響はない」とする回答が39.1%となっている。

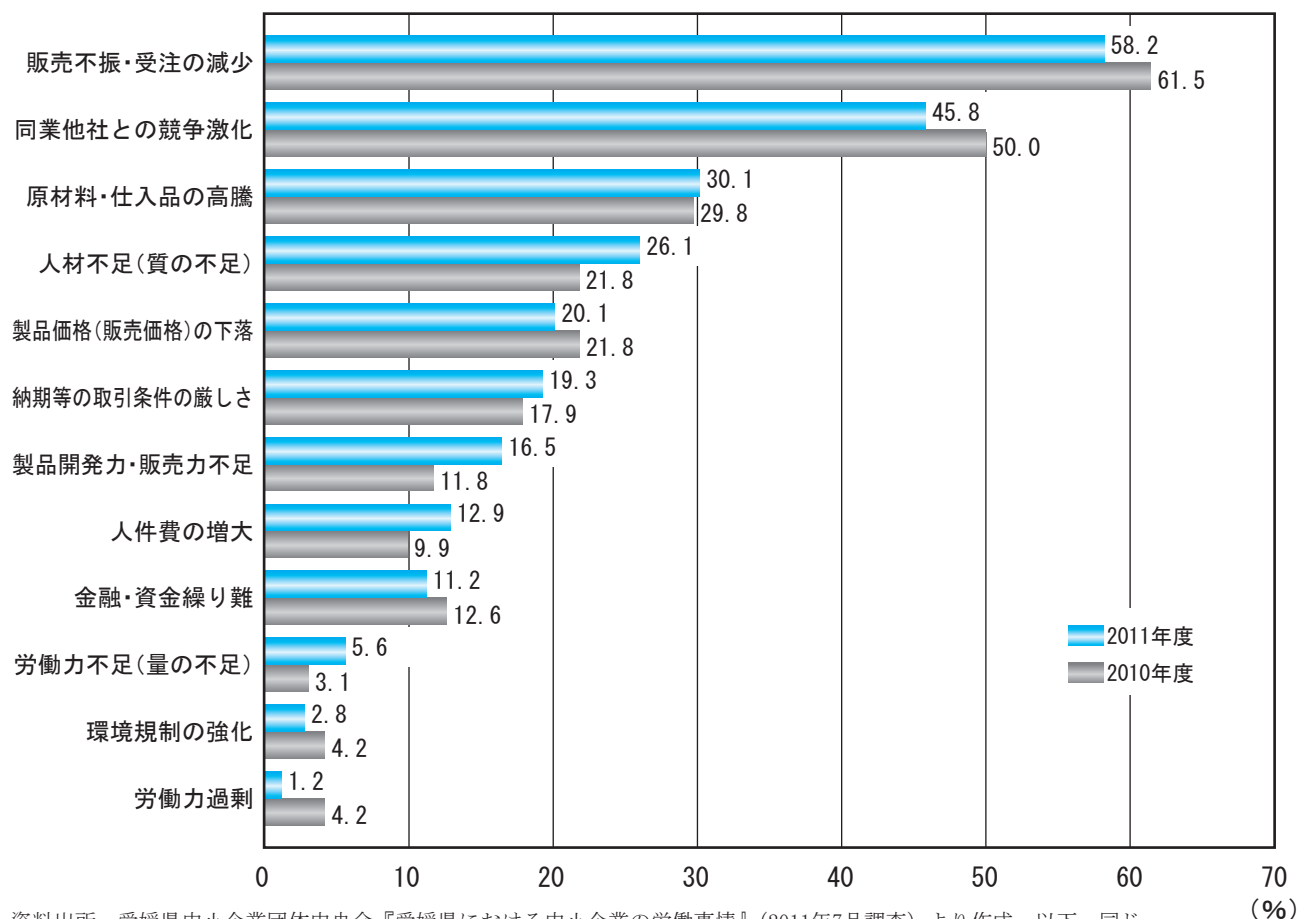
組織状況や雇用状況をみると、労働組合が組織されている事業所は9.6%で9割強の事業所に労働組合が組織されていない。

また女性労働者比率は従業員規模別に見ると、10人未満の規模では35.8%、10人以上規模で3割弱となっており、規模の小さい事業所で女性労働者が戦力となっていることが分かる。パートタイム労働者比率については、「100～300人」規模の事業所での比率が最も高く、平均値で17.4%となっている。

中小企業団体中央会

中小企業等協同組合法に基づいて、全国に全国中小企業団体中央会と47都道府県に各都道府県中小企業団体中央会が設置されており、地区内の中小企業団体を会員とする特別法人で、中小企業組織化の指導とその関連事業を主な業務としている。

図4-1 愛媛の中小企業の経営上のあい路



資料出所 愛媛県中小企業団体中央会『愛媛県における中小企業の労働事情』（2011年7月調査）より作成。以下、同じ。

図4-2 愛媛の中小企業の経営状況

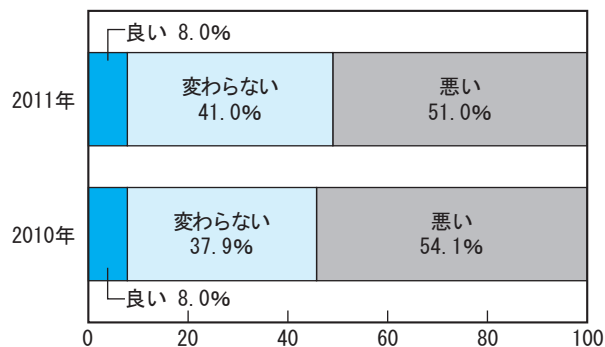


図4-3 愛媛の中小企業の今後の経営方針

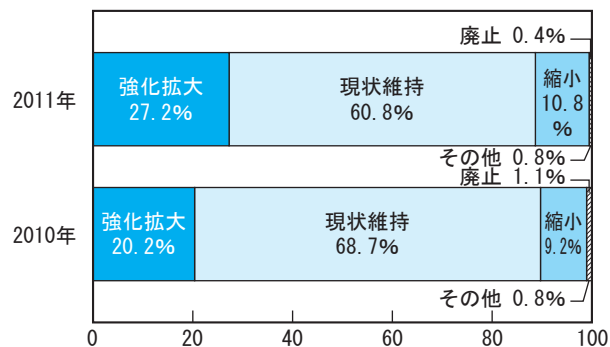


図4-4 東日本大震災による経営への影響（上位3項目）

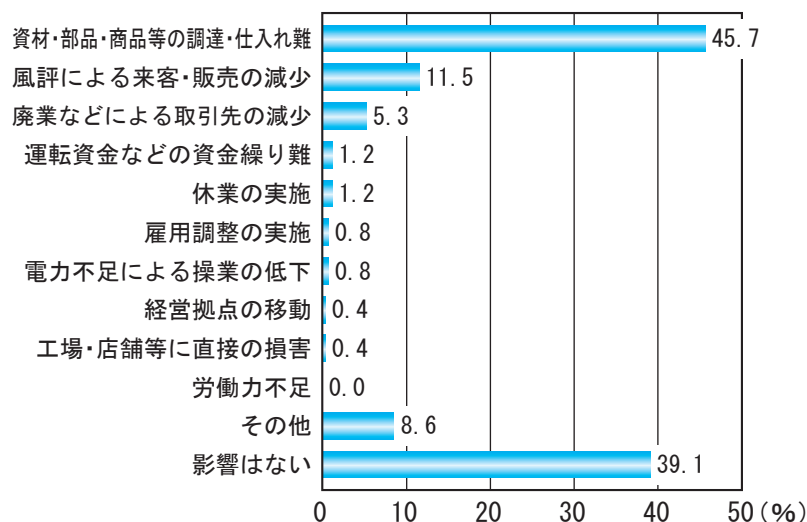


図4-5 労働組合の組織状況

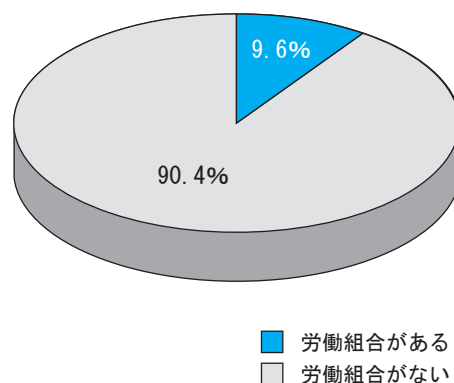


表4-1 愛媛の中小企業の女性常用労働者比率（2011年）

(単位：%)

	0%	10%未満	10～20%	20～30%	30～50%	50～70%	70%以上	平均値
産業計	4.8	19.1	22.4	14.3	13.1	16.7	9.6	27.9
製造業	5.2	19.8	19.8	11.2	11.2	18.1	14.7	30.2
非製造業	4.4	18.5	24.5	17.0	14.8	15.6	5.2	26.2
1～4人	30.0	—	—	5.0	15.0	45.0	5.0	36.1
5～9人	8.9	—	20.0	24.4	17.8	20.0	8.9	35.8
10～29人	3.1	24.6	24.6	10.8	13.8	12.3	10.8	29.8
30～99人	—	24.3	24.4	15.9	11.0	13.4	11.0	28.6
100～300人	—	30.7	28.2	10.3	10.3	12.8	7.7	26.7
全国平均	6.6	11.9	22.8	18.7	17.0	13.3	9.7	29.3

表4-2 愛媛の中小企業のパートタイム労働者比率（2011年）

(単位：%)

	0%	10%未満	10～20%	20～30%	30～50%	50～70%	70%以上	平均値
産業計	43.7	23.9	9.3	6.1	8.1	6.9	2.0	14.3
製造業	37.4	27.0	7.8	8.7	9.6	7.8	1.7	13.7
非製造業	49.2	21.2	10.6	3.8	6.8	6.1	2.3	14.9
1～4人	82.3	—	—	5.9	5.9	5.9	—	7.6
5～9人	55.7	—	14.0	4.7	14.0	11.6	—	15.1
10～29人	50.0	19.7	9.1	7.6	9.1	3.0	1.5	10.2
30～99人	37.9	34.1	8.5	7.3	3.7	6.1	2.4	10.7
100～300人	15.4	46.0	10.3	2.6	10.3	10.3	5.1	17.4
全国平均	47.4	17.0	11.0	8.0	7.7	5.8	3.1	14.1

Ⅱ 賃金をめぐる問題

5 春季生活闘争と格差是正の取り組み

愛媛の2011年の春季賃上げ結果を、連合愛媛の集計結果でみると要求額5,638円に対して、妥結額は加重平均で4,550円（賃上げ率1.56%）であった。前年に比べ額で72円増、率で0.07ポイントの下落となった。

これらを企業規模別でみると全体集計の「300人以上」規模では要求額5,386円、妥結額が4,884円で賃上げ率1.67%であり、地場集計の「99人以下」規模では要求額6,237円、妥結額3,265円で賃上げ率は1.50%である。要求額では「99人以下」が851円上回っていたが、妥結額では差が広がり1,619円下回ることになる。

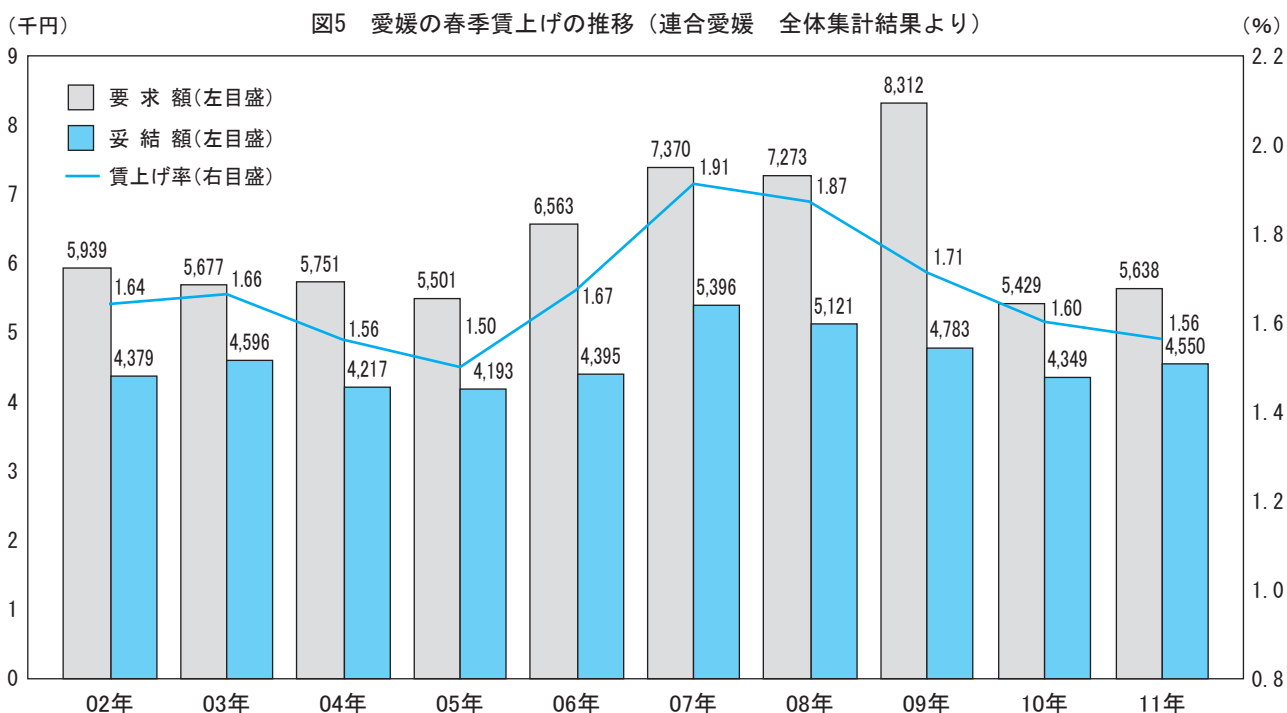
企業規模による妥結額の格差を解決することは春季賃上げをめぐる課題の一つである。しかしながら中小企業では、賃金体系が整備されていない実態も多くあり、そういったところでは、定期昇給やベア

の区分も明らかではないため「賃金カーブの維持」といった要求設定は困難となってくる。そういった中において、27ページから掲載する「地域ミニマムの運動」は重要な意義をもっている。

また、大企業と中小企業に格差があるように、正規労働者と非正規労働者の雇用形態間においても格差が存在する。近年の「底」が抜けてしまった賃金水準低下にはどめをかけるには、「非正規労働者」の賃金も視野に入れて、労働者全体の賃金として「底上げ」を図っていくことが必要である。

ベースアップと定期昇給

ベースアップとは、賃金表の書き換えにより個別賃金水準を引き上げることを行う。一方、定期昇給とは、賃金表上の移動により個人別の賃金が上昇のすることをいう。例えば、34歳の人の賃上げは、34→35歳の定期昇給+35歳のベースアップとなる。定期昇給が制度化されていない場合、定期昇給に相当する部分を交渉で確保しなければ、個別賃金水準が低下することになる。



資料出所 連合愛媛集計結果より

表5-1 連合愛媛の賃上げ集計（全体集計・加重平均）

（単位：円、％）

	2011年				2010年	
	集計人数	要 求 額	回答・妥結額	賃上げ率	妥 結 額	賃上げ率
合 計	7,651	5,638	4,550	1.64	4,478	1.63
300人以上	5,261	5,386	4,884	1.65	4,818	1.64
100～299人以下	1,352	6,204	3,912	1.67	3,804	1.65
99人以下	948	6,322	3,608	1.56	3,550	1.54

資料出所 連合愛媛集計（7月13日現在）

表5-2 連合愛媛の賃上げ集計（地場集計・加重平均）

（単位：円、％）

	2011年				2010年	
	集計人数	要 求 額	回答・妥結額	賃上げ率	妥 結 額	賃上げ率
合 計	3,411	5,641	3,467	1.45	3,321	1.39
300人以上	1,380	4,914	3,219	1.21	2,929	1.09
100～299人以下	1,216	6,204	3,883	1.68	3,786	1.67
99人以下	815	6,237	3,265	1.50	3,291	1.50

資料出所 連合愛媛集計（7月13日現在）

表5-3 全国の賃上げ状況（連合集計）

（単位：円、％）

		要 求 額	妥 結 額	賃上げ率
2005年	全体計	5,757	4,908	1.68
2006年	全体計	6,563	5,237	1.79
2007年	全体計	6,584	5,523	1.86
2008年	全体計	7,038	5,523	1.88
2009年	全体計	8,053	4,848	1.67
2010年	全体計	5,648	4,805	1.67
2011年	全体計	5,860	4,924	1.71
	中小共闘	—	3,780	1.53

資料出所 連合 春季生活闘争賃上げ集計結果より
 (注) 2011年中小共闘については「回答・妥結」集計

表5-4 全国主要企業春季賃上げ状況の推移（厚生労働省集計）

（単位：円、％）

		妥結前平均賃金	要 求 額	妥 結 額	賃上げ率
全 国 主 要 企 業	1990年	252,752	20,727	15,026	5.94
	1995年	296,006	14,218	8,376	2.83
	2000年	315,347	8,529	6,499	2.06
	2005年	316,940	5,803	5,422	1.71
	2006年	316,723	7,099	5,661	1.79
	2007年	314,910	6,975	5,890	1.87
	2008年	308,948	7,300	6,149	1.99
	2009年	307,991	8,002	5,630	1.83
	2010年	303,151	5,761	5,516	1.82
	2011年	303,453	5,870	5,555	1.83

資料出所 厚生労働省労政局労働組合課集計。
 (注) 全国主要企業は、従業員数1,000人以上で、2003年までは資本金20億円以上、2004年以降は10億円以上の企業。90年以降は加重平均。

6 毎月勤労統計調査でみる愛媛の賃金

厚生労働省の「毎月勤労統計調査」によると、2010年の愛媛の常用労働者の事業所規模5人以上の平均月間現金給与総額は265,307円で前年比2.1%減となり、事業所規模30人以上では299,151円で前年比0.4%減となった。

これらについて指数にしてその推移を見てみると、2005年を100とした場合、2010年の事業所規模5人以上の平均月間現金給与総額（名目賃金指数）は、87.4となり2.1%減、また30人以上では88.8で0.4%減となった。ここ数年、賃金の下落傾向が続いていることがわかる。

全国を100として見てみると、愛媛の水準は事業所規模5人以上で83.6%、事業所規模30人以上で

83.0%となっている。

また常用労働者を雇用形態別にわけると一般労働者の平均現金給与総額は、事業所規模5人以上では327,178円、事業所規模30人以上で361,452円となった。

厚生労働省「毎月勤労統計調査」

毎月の賃金、労働時間、雇用の全国的な変動と都道府県別の変動を把握することを目的とした調査。

現金給与額

賃金、給与、手当、賞与、その他名称を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額のこと。

現金給与総額	きまって支給する給与	所定内給与	基本給、業績手当、家族手当 等
	労働協約、就業規則等であらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給されるいわゆる基本給、家族手当等の給与のこと、超過労働給与を含む	所定外給与	時間外手当、休日・深夜手当 等
	特別に支払われた給与	賞与、ペースアップ等の追給、結婚手当 等	

表6-1 毎月勤労統計調査でみる愛媛の産業別現金給与額（2010年）

[規模5人以上]

(平成17年=100)

賃金別 産業別	現金給与総額		きまって支給する給与		所定内給与		特別に支払われた給与	
	22年		22年		22年		22年	
	実数(円)	前年比(%)	実数(円)	前年比(%)	実数(円)	前年比(%)	実数(円)	前年差(円)
調査産業計[愛媛県]	265,307	△ 2.1	225,748	△ 1.5	211,358	△ 1.8	39,559	△ 2,352
製造業	319,241	2.8	261,883	2.2	234,658	1.4	57,358	3,164
卸売・小売業	215,264	3.6	193,039	5.6	185,219	5.2	22,225	△ 3,076
医療・福祉	252,390	1.7	215,255	0.8	207,251	0.6	37,135	2,136
サービス業(他に分類されないもの)	183,292	—	162,972	—	150,453	—	20,320	—
調査産業計[全国]	317,321	0.6	263,245	0.3	245,038	△ 0.2	54,076	1,139
全国結果との比較(全国=100)(%)	83.6							

[規模30人以上]

(平成17年=100)

賃金別 産業別	現金給与総額		きまって支給する給与		所定内給与		特別に支払われた給与	
	22年		22年		22年		22年	
	実数(円)	前年比(%)	実数(円)	前年比(%)	実数(円)	前年比(%)	実数(円)	前年差(円)
調査産業計[愛媛県]	299,151	△ 0.4	248,994	△ 0.7	229,779	△ 0.8	50,157	△ 177
製造業	351,332	4.2	283,016	3.5	251,191	2.8	68,316	3,937
卸売・小売業	211,166	4.8	187,291	3.7	179,667	4.2	23,875	2,758
医療・福祉	267,583	△ 3.8	228,075	△ 3.8	219,290	△ 3.5	39,508	△ 2,384
サービス業(他に分類されないもの)	171,097	—	151,622	—	141,392	—	19,475	—
調査産業計[全国]	360,276	1.4	291,210	0.9	267,343	0.2	69,066	2,321
全国結果との比較(全国=100)(%)	83.0							

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。以下、同じ。

図6 愛媛の名目賃金指数と前年比・前年同月比の推移

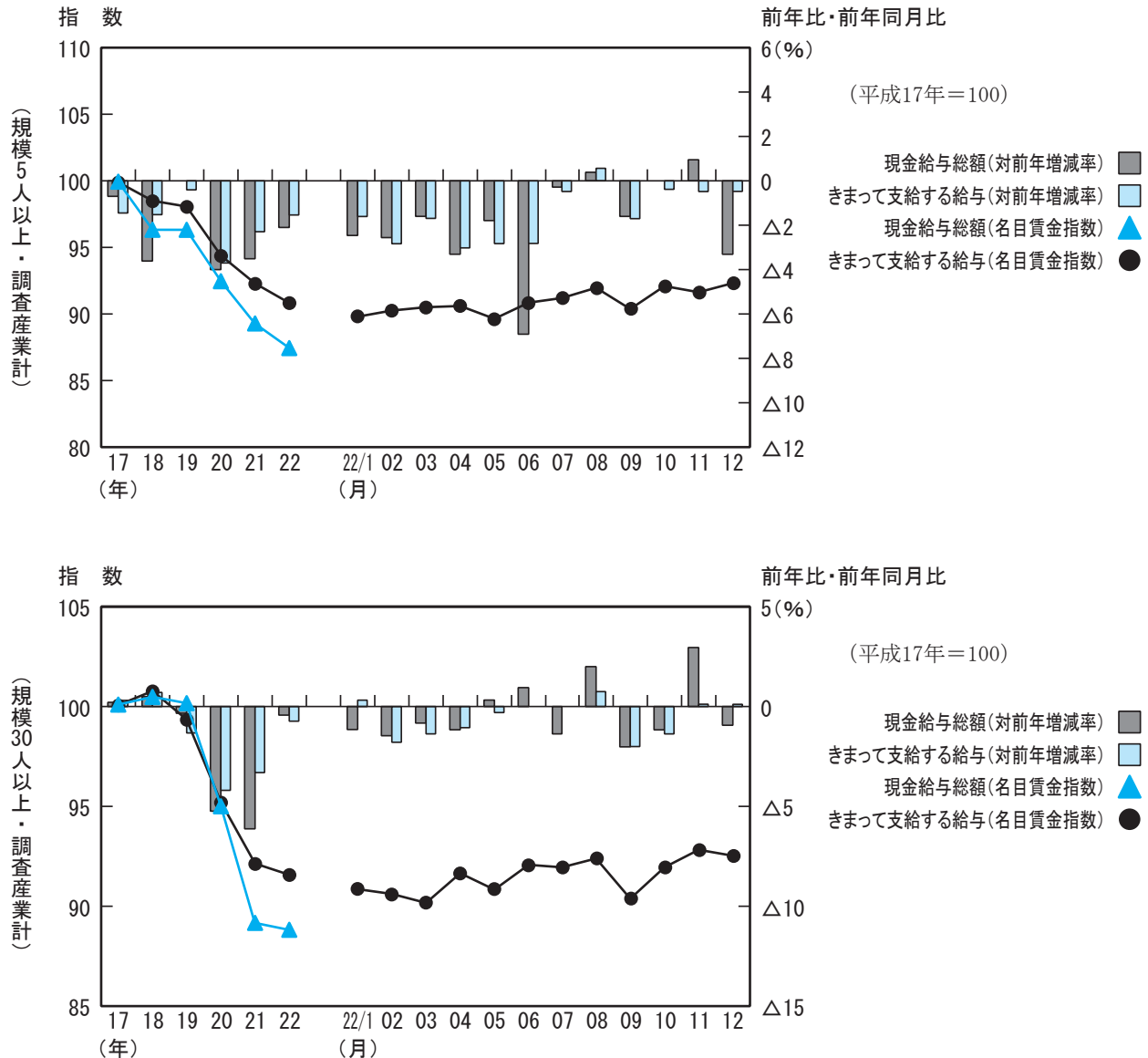


表6-2 愛媛の雇用形態別にみた1人平均月間現金給与額（2010年）

[規模5人以上] (単位:円)

産 業	一 般 労 働 者					パ ー ト タ イ ム 労 働 者				
	現金給与総額	きまって支給する給与	所定内給与	超過労働給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまって支給する給与	所定内給与	超過労働給与	特別に支払われた給与
調査産業計[愛媛県]	327,178	274,313	255,416	18,897	52,865	95,321	92,320	90,312	2,008	3,001
製造業	353,529	287,404	256,510	30,894	66,125	104,520	102,062	97,819	4,243	2,458
卸売・小売業	295,230	260,383	248,793	11,590	34,847	85,362	83,641	81,946	1,695	1,721
サービス業(他に分類されないもの)	311,327	260,156	249,190	10,966	51,171	131,452	123,118	121,192	1,926	8,334

[規模30人以上] (単位:円)

産 業	一 般 労 働 者					パ ー ト タ イ ム 労 働 者				
	現金給与総額	きまって支給する給与	所定内給与	超過労働給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまって支給する給与	所定内給与	超過労働給与	特別に支払われた給与
調査産業計[愛媛県]	361,452	296,402	271,802	24,600	65,050	108,454	103,883	101,148	2,735	4,571
製造業	381,046	304,551	269,557	34,994	76,495	114,865	111,639	105,040	6,599	3,226
卸売・小売業	321,585	278,345	264,816	13,529	43,240	92,625	89,539	88,254	1,285	3,086
サービス業(他に分類されないもの)	327,661	273,916	262,069	11,847	53,745	143,714	133,560	131,088	2,472	10,154

7 時間賃金と賃金格差

賃金が「上がった」「下がった」という場合、それは手取り賃金額ではなく、手取り賃金額を実質労働時間で割った1時間当たりの賃金額、つまり賃金率の上昇、下落を意味している。ゆとりある人間らしい生活をするには、労働時間を短縮するとともに時間賃金率を引き上げることが必要になる。

愛媛の労働者1人あたりの時間賃金（平均月間給与総額÷月間総実労働時間）をみると、2010年は1,955円となり昨年と比べ14円減となった。なお、東京と比較すると、愛媛の1時間あたりの賃金は東京の62.5%で、額では1,172円の差がある。

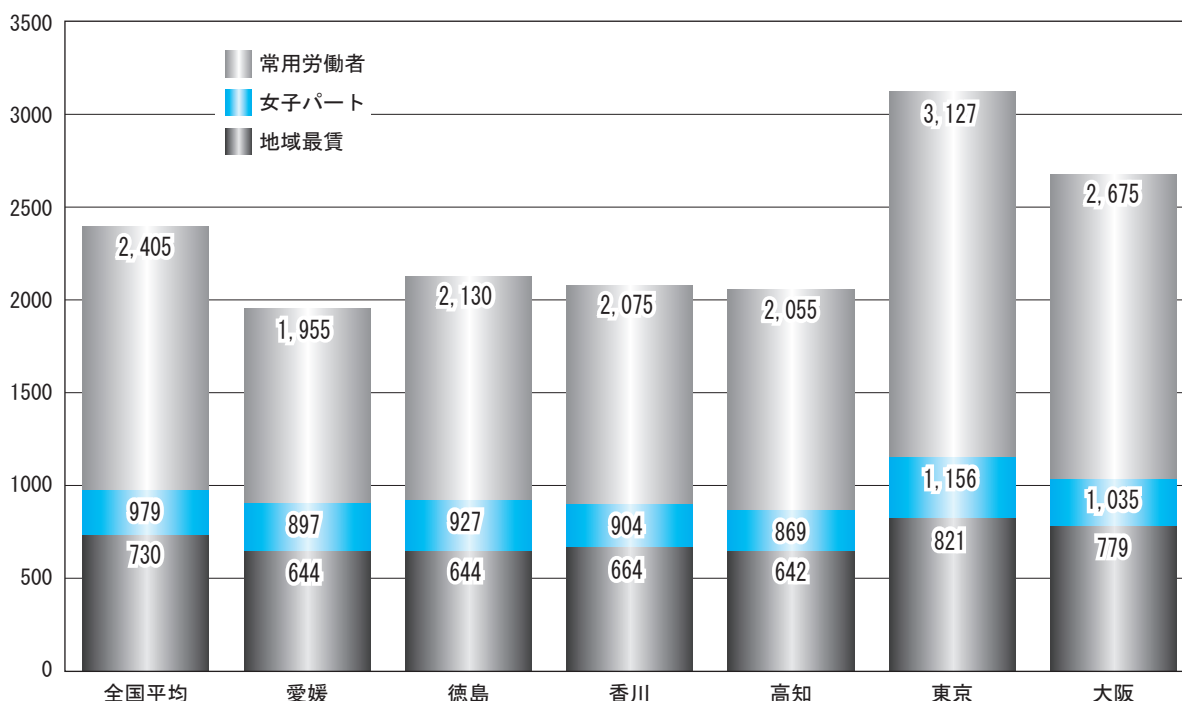
全国平均を100とした場合の時間賃金でみた愛媛の格差は、2010年は81.3%で昨年比0.3ポイントの減少となった。

四国4県の中でみると、2010年は徳島が2,130円、香川が2,075円、高知が2,055円で、愛媛は最も低いところに位置している。

時間賃金

1時間当たりの賃金をいう。「平均月間給与総額」（「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額）を「総実労働時間数」（「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計）で割って算出。

図7 時間賃金と女性パート賃金・地域最賃の都府県別比較（2010年）



資料出所 常用労働者賃金は厚生労働省「毎月勤労統計調査」、女性パート賃金は「賃金構造基本統計調査」による。
地域最賃は厚生労働省労働基準局まとめによる2010年度改定額で、全国平均は加重平均。*

表7 都府県別にみた時間賃金率の比較

(事業所規模30人以上、産業計)

		全国平均	愛 媛	東 京	大 阪	徳 島	香 川	高 知
月 間 給 与 総 額 (円)	1 9 7 5 年	177, 213	154, 519	208, 089	197, 940	147, 555	152, 786	150, 914
	8 0 年	263, 386	222, 896	310, 490	289, 996	223, 664	230, 006	209, 757
	8 5 年	317, 091	253, 479	387, 927	347, 092	271, 857	278, 188	244, 536
	9 0 年	370, 169	312, 408	456, 795	406, 658	323, 152	338, 584	310, 252
	9 5 年	408, 864	337, 303	413, 369	440, 443	351, 931	371, 315	326, 741
	2 0 0 0 年	398, 069	325, 203	505, 260	438, 008	345, 817	353, 732	345, 183
	0 5 年	380, 438	344, 626	485, 455	416, 202	326, 506	348, 467	330, 771
	0 6 年	384, 401	346, 564	489, 455	422, 150	324, 604	359, 311	321, 645
	0 7 年	377, 731	344, 830	488, 551	409, 640	350, 547	337, 163	319, 780
	0 8 年	379, 497	340, 930	499, 966	403, 084	350, 910	339, 004	320, 167
	0 9 年	355, 223	300, 827	466, 643	395, 029	322, 497	316, 157	304, 329
	1 0 年	360, 276	299, 151	469, 974	397, 445	323, 505	318, 500	308, 620
月 間 総 実 労 働 時 間 (時間)	1 9 7 5 年	172. 0	177. 6	168. 4	170. 2	176. 0	178. 4	175. 9
	8 0 年	175. 7	179. 5	169. 8	172. 3	178. 7	181. 1	174. 0
	8 5 年	175. 8	178. 8	171. 7	171. 9	179. 1	180. 2	173. 7
	9 0 年	171. 0	175. 6	164. 7	166. 5	175. 1	174. 5	169. 5
	9 5 年	159. 1	164. 1	157. 0	156. 2	161. 0	160. 6	157. 1
	2 0 0 0 年	154. 9	154. 5	154. 4	153. 0	156. 5	157. 7	155. 0
	0 5 年	152. 4	159. 9	150. 2	153. 6	153. 5	158. 7	155. 4
	0 6 年	153. 5	160. 8	152. 0	153. 7	154. 0	161. 6	153. 8
	0 7 年	154. 2	157. 8	155. 0	151. 0	157. 8	155. 5	152. 2
	0 8 年	153. 0	157. 3	154. 5	150. 5	157. 7	155. 3	151. 8
	0 9 年	147. 3	152. 8	149. 1	147. 0	151. 0	152. 3	149. 0
	1 0 年	149. 8	153. 0	150. 3	148. 6	151. 9	153. 5	150. 2
時 間 賃 金 (円)	1 9 7 5 年	1, 030	870	1, 236	1, 163	838	856	858
	8 0 年	1, 449	1, 242	1, 829	1, 683	1, 252	1, 270	1, 206
	8 5 年	1, 804	1, 418	2, 259	2, 019	1, 518	1, 544	1, 408
	9 0 年	2, 165	1, 779	2, 773	2, 442	1, 846	1, 940	1, 830
	9 5 年	2, 570	2, 055	3, 270	2, 820	2, 186	2, 312	2, 080
	2 0 0 0 年	2, 570	2, 105	3, 272	2, 863	2, 210	2, 243	2, 227
	0 5 年	2, 496	2, 155	3, 232	2, 710	2, 127	2, 196	2, 129
	0 6 年	2, 504	2, 155	3, 220	2, 747	2, 108	2, 223	2, 091
	0 7 年	2, 500	2, 185	3, 152	2, 713	2, 221	2, 168	2, 101
	0 8 年	2, 480	2, 167	3, 236	2, 678	2, 225	2, 183	2, 109
	0 9 年	2, 412	1, 969	3, 130	2, 687	2, 136	2, 076	2, 042
	1 0 年	2, 405	1, 955	3, 127	2, 675	2, 130	2, 075	2, 055
時 間 賃 金 格 差 (%)	1 9 7 5 年	100. 0	84. 5	120. 0	112. 9	81. 4	83. 1	83. 3
	8 0 年	100. 0	82. 9	122. 0	112. 3	83. 5	84. 7	80. 5
	8 5 年	100. 0	78. 6	125. 2	111. 9	54. 1	85. 6	78. 0
	9 0 年	100. 0	82. 2	128. 1	112. 8	85. 3	89. 6	84. 5
	9 5 年	100. 0	80. 0	127. 2	109. 7	85. 1	90. 0	80. 9
	2 0 0 0 年	100. 0	81. 9	127. 3	112. 1	86. 0	87. 3	86. 7
	0 5 年	100. 0	86. 3	129. 5	108. 6	85. 2	88. 0	85. 3
	0 6 年	100. 0	86. 1	128. 6	109. 7	84. 2	88. 8	83. 5
	0 7 年	100. 0	87. 4	126. 1	108. 5	88. 8	86. 7	84. 0
	0 8 年	100. 0	87. 4	130. 5	108. 0	89. 7	88. 0	85. 0
	0 9 年	100. 0	81. 6	129. 8	111. 4	88. 6	86. 1	84. 7
	1 0 年	100. 0	81. 3	130. 0	111. 2	88. 6	86. 3	85. 4

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。

8 企業規模間賃金格差の実態

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によって、2010年の愛媛の男性労働者の所定内賃金を企業規模別にみると、「1,000人以上」が34万4,400円、「100～999人」が28万1,600円、「10～99人」が25万9,900円、「5～9人」が25万1,800円である。これを「1,000人以上」を100とした場合、「100～999人」が81.8%、「10～99人」が75.5%、「5～9人」が73.1%となる。

以上の数値は所定内賃金をもとにしたものであり、諸手当や一時金など労働者が1年間に受け取る年間賃金でみると、さらに大きな格差があることがわかる。たとえば、2010年の「1,000人以上」の年間平均賃金570万6,800円を100とすると、「100～999人」は79.7%（454万6,300円）、「10～99人」は68.5%（391万500円）、「5～9人」は61.4%（350

万3,000円）である。

困難な条件のなかでも、企業規模間の賃金格差是正への取り組みによって、愛媛の労働者全体の賃金水準を引き上げることが重要になる。

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

「賃金センサス」とも呼ばれ、労働者の職種、性、年齢、勤続年数等の属性別に賃金の実態を地域、産業、企業規模別に明らかにすることを目的として、1948年から毎年実施されている。「毎月勤労統計」が賃金・労働時間・雇用の変動を目的にしているのに対して、「賃金センサス」は賃金構造を把握するのに用いられる。

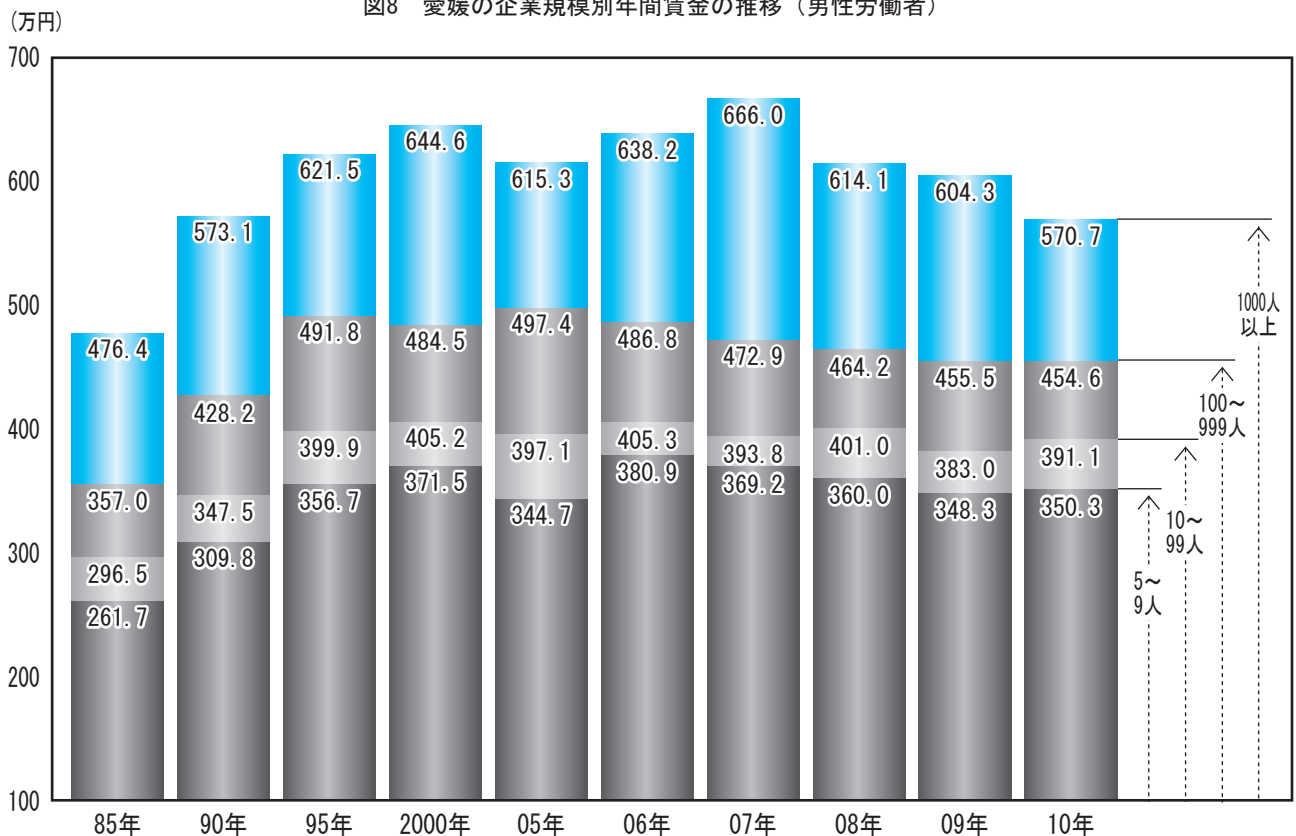
「賃金センサス」の賃金の区分

「きまって支給する現金給与額」：就業規則等によって定められた算定方法で支給された現金給与額。

「所定内給与額」：「きまって支給する現金給与額」のうち、超過労働給与額を差し引いた額。

「年間賞与その他特別給与額」：1年間における賞与、期末手当等特別給与額。

図8 愛媛の企業規模別年間賃金の推移（男性労働者）



資料出所 厚生労働省『賃金構造基本統計調査報告』各年版より作成。

表8-1 愛媛の企業規模別・年齢別賃金格差（2010年・男性労働者・産業計）

	1000人以上				100～999人				10～99人				5～9人			
	勤続 年数 (年)	きまって 支給する 現金給与 額(千円)	所定内 給与額 (千円)	年間賞与 その他の 特別給与 (千円)	勤続 年数 (年)	きまって 支給する 現金給与 額(千円)	所定内 給与額 (千円)	年間賞与 その他の 特別給与 (千円)	勤続 年数 (年)	きまって 支給する 現金給与 額(千円)	所定内 給与額 (千円)	年間賞与 その他の 特別給与 (千円)	勤続 年数 (年)	きまって 支給する 現金給与 額(千円)	所定内 給与額 (千円)	年間賞与 その他の 特別給与 (千円)
合 計	14.7	378.7	344.4	1162.4	13.3	312.4	281.6	797.5	11.7	286.1	259.9	477.3	11.5	264.8	251.8	325.4
～19歳	0.8	177.0	162.4	91.6	0.9	196.8	169.9	169.8	0.7	162.7	153.9	46.7	0.6	167.4	156.9	0.0
20～24歳	2.9	223.9	198.5	525.5	2.2	210.0	181.8	365.1	2.2	191.4	172.9	231.1	2.4	174.6	165.9	82.5
25～29歳	4.8	270.8	242.7	729.9	4.9	253.6	215.4	617.5	4.7	233.6	207.6	372.7	4.8	229.4	209.7	317.4
30～34歳	8.6	322.4	283.8	900.7	7.6	286.5	250.3	702.0	7.3	261.6	233.5	476.1	8.6	256.7	240.7	253.3
35～39歳	12.9	392.0	347.3	1218.2	10.7	311.0	275.4	782.7	9.2	295.2	263.5	511.7	8.5	261.7	247.2	333.4
40～44歳	17.4	444.4	408.8	1441.4	15.7	356.1	317.6	912.5	12.0	320.6	286.4	580.5	12.0	297.2	281.0	461.2
45～49歳	23.3	485.5	446.4	1599.3	19.3	358.5	328.9	1011.2	14.7	320.7	294.5	660.2	14.8	315.7	306.3	368.3
50～54歳	18.3	456.3	423.7	1453.8	20.6	353.4	328.6	1014.4	15.8	321.2	293.6	538.6	15.7	313.5	299.0	511.2
55～59歳	30.6	446.5	412.7	1532.2	23.2	376.1	352.6	1064.8	16.7	315.1	289.8	444.1	17.9	299.6	294.8	322.3
60～64歳	22.7	273.8	265.2	720.5	17.3	272.6	263.4	543.3	16.6	263.2	246.8	385.3	17.9	213.0	202.8	249.5

資料出所 厚生労働省『平成22年賃金構造基本統計調査』（2010年7月調査）

表8-2 年間賃金でみた愛媛の企業規模別賃金格差の推移

(産業計・男性労働者)

		1000人以上		100～999人		10～99人		5～9人	
年 間 賃 金 (円) ・ 格 差	1970年	1,078,200	100.0	899,800	83.5	724,900	67.2	—	—
	75年	2,521,000	100.0	2,216,200	87.9	1,797,700	71.3	—	—
	80年	3,698,900	100.0	2,969,700	80.3	2,448,800	66.2	—	—
	85年	4,764,300	100.0	3,570,200	74.9	2,964,600	62.2	2,616,900	54.9
	90年	5,730,500	100.0	4,281,900	74.7	3,475,300	60.6	3,098,300	54.1
	95年	6,215,400	100.0	4,918,300	79.1	3,999,400	64.3	3,566,600	57.4
	2000年	6,446,000	100.0	4,844,800	75.2	4,051,900	62.9	3,714,700	57.6
	01年	6,485,500	100.0	4,853,500	74.8	4,064,500	62.7	3,738,300	57.6
	02年	6,831,500	100.0	4,828,200	70.7	3,934,400	57.6	3,409,500	49.9
	03年	6,463,300	100.0	4,802,800	74.3	3,942,100	61.0	3,472,300	53.7
	04年	6,152,000	100.0	4,605,100	74.9	3,967,900	64.5	3,596,100	58.5
	05年	6,152,500	100.0	4,973,500	80.8	3,970,700	64.5	3,446,500	56.0
	06年	6,381,900	100.0	4,867,600	76.3	4,053,400	63.5	3,809,200	59.7
	07年	6,660,400	100.0	4,729,400	71.0	3,937,600	59.1	3,691,700	55.4
	08年	6,140,800	100.0	4,641,700	75.6	4,010,300	65.3	3,600,300	58.6
	09年	6,043,000	100.0	4,555,000	75.4	3,830,200	63.4	3,483,300	57.6
	10年	5,706,800	100.0	4,546,300	79.7	3,910,500	68.5	3,503,000	61.4

資料出所 厚生労働省『賃金構造基本統計調査』各年版により作成。

(注) 1)「年間賃金」は、「きまって支給する現金給与額」に12か月を乗じ、「年間賞与、その他特別給与額」を加えて算定した。
2)賃金格差は企業規模1000人以上を100とした場合の指数を示す。

9 大きい男女間の賃金格差

厚生労働省の「毎月勤労統計調査」によって愛媛の2010年の男女間の賃金格差をみると、女性の1人平均月間現金給与額は20万4,118円で、男性の37万6,567円の54.2%である。

これについては、愛媛の男性の賃金が全国平均の男性の賃金45万913円に対して7万4千円以上も低い水準にあることも考えて、愛媛の女性の賃金水準が位置しているということを確認する必要がある。

ちなみに、愛媛の女性の賃金は、全国平均の女性の賃金23万2,442円の87.8%となっている。

また、「賃金構造基本統計調査」によって、年齢別に所定内賃金の男女間格差をみると、20歳代ではさほど大きな格差ではないものの、年齢が高くなるにつれて格差が拡大し、40歳代から50歳代で6割台、

50歳代後半で格差は最大となり60.9%となっている。

これは、所定内賃金の比較であるから、超過労働給与を含む「きまって支給する現金給与額」ではさらに格差が広がり、「年間賞与」等を加えると、全体で上記の「毎月勤労統計調査」と同様の格差になるのである。

こうした男女間の賃金格差の要因は、役職の差と勤続年数の差によるところが大きくあることが、厚生労働省「男女間の賃金格差問題に関する研究会」の報告として指摘されているところであり、ポジティブ・アクションの実践を含めた、男女間賃金格差是正の取り組みに労使が一体となって取り組むことが求められている。

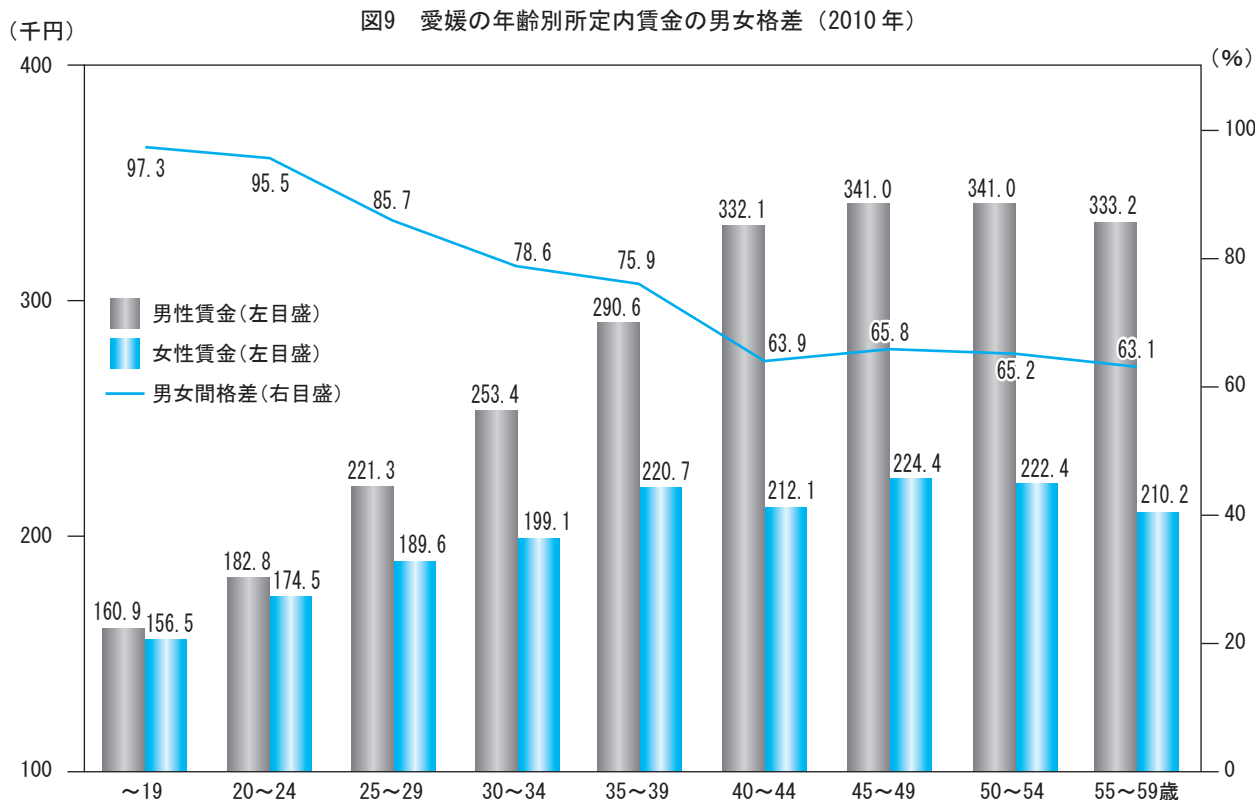
表9-1 愛媛と全国の男女間賃金格差の推移

(産業計・事業局規模30人以上)

	愛 媛 県 (円)		全国平均 (円)		男女格差(男性=100)		全国格差(全国平均=100)	
	男 性	女 性	男 性	女 性	愛媛県	全国平均	男 性	女 性
1980年	272,848	136,959	309,218	166,397	50.2	53.8	88.2	82.3
85年	316,024	161,312	377,602	195,728	51.0	51.8	83.7	82.4
90年	384,129	195,495	449,709	223,089	50.9	49.6	85.4	87.6
95年	418,194	210,705	496,049	252,837	50.4	51.0	84.3	83.3
96年	436,961	236,063	499,972	256,396	54.0	51.3	87.4	92.1
97年	450,083	240,783	510,470	260,599	53.5	51.1	88.2	92.4
98年	440,262	237,029	503,843	257,185	53.8	51.0	87.4	92.2
99年	428,074	200,428	491,437	241,597	46.8	49.2	87.1	83.0
2000年	431,045	198,316	494,466	242,359	46.0	49.0	87.2	81.8
01年	429,518	201,631	492,937	243,433	46.9	49.4	87.1	82.8
02年	409,384	219,416	479,826	239,146	53.6	49.8	85.3	91.7
03年	406,367	232,748	481,772	240,795	57.3	50.0	84.3	96.7
04年	410,050	231,838	472,573	233,588	56.5	49.4	86.8	99.3
05年	413,531	234,754	476,334	235,917	56.8	49.5	86.8	99.5
06年	415,302	235,823	480,589	239,164	56.8	49.8	86.4	98.6
07年	424,786	238,543	471,556	237,449	56.2	50.4	90.1	100.5
08年	422,554	234,880	472,177	239,330	55.6	50.7	89.5	98.1
09年	378,748	207,823	442,826	230,347	54.9	52.0	85.5	90.2
10年	376,567	204,118	450,913	232,442	54.2	51.5	83.5	87.8

資料出所 厚生労働省『毎月勤労統計要覧』各年版により作成。

(注) 事業所規模30人以上、調査産業計。賃金は月平均現金給与総額で賞与等を含む。



資料出所 厚生労働省『平成22年賃金構造基本統計調査』（2010年7月調査）より作成

表9-2 愛媛の年齢別賃金の男女間格差（2010年）

（産業計・企業規模計）

	男性労働者			女性労働者			男女格差（男性=100）	
	勤続年数（年）	きまって支給する現金給与額（千円）	所定内給与額（千円）	勤続年数（年）	きまって支給する現金給与額（千円）	所定内給与額（千円）	きまって支給する現金給与額（%）	所定内給与額（%）
合 計	13.0	318.8	288.9	8.7	213.5	203.4	67.0	70.4
～19歳	0.8	176.8	160.9	0.8	161.7	156.5	91.5	97.3
20～24歳	2.4	207.0	182.8	2.2	183.9	174.5	88.8	95.5
25～29歳	4.8	252.5	221.3	4.4	201.4	189.6	79.8	85.7
30～34歳	7.8	287.4	253.4	6.9	210.6	199.1	73.3	78.6
35～39歳	10.8	327.3	290.6	9.2	231.0	220.7	70.6	75.9
40～44歳	14.8	368.3	332.1	9.4	223.7	212.1	60.7	63.9
45～49歳	18.3	371.3	341.0	10.2	234.0	224.4	63.0	65.8
50～54歳	18.1	369.0	341.0	11.5	233.9	222.4	63.4	65.2
55～59歳	21.4	359.6	333.2	14.2	217.4	210.2	60.5	63.1
60～64歳	17.8	268.0	255.1	15.9	180.7	175.7	67.4	68.9

資料出所 厚生労働省統計情報部『平成22年賃金構造基本統計調査』（2010年7月調査）

10 パートタイム女性労働者の賃金

パートタイム労働者の賃金を、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」のパートタイム女性労働者の数値から見ていきたい。

2010年の愛媛のパートタイム女性労働者の、1時間当たり所定内給与額は897円（前年比25円増）、1ヵ月に換算すると8万7,377円（所定内実労働時間数5.1時間、実労働日数19.1日）である。年収に換算すると、年間賞与その他特別給与額（2万6,900円）を加えて107万5,424円となった。

これを全国平均と比べると、愛媛は全国平均（979円）の91.6%であり、四国4県でみると、香川（904円）、高知（869円）、徳島（927円）となっており、愛媛のパートタイム賃金は四国4県で3番目の位置となっている。

厳しい雇用状況の中にあっても増加を続けてきたパートタイムは、特に女性が家計補助的な役割を家

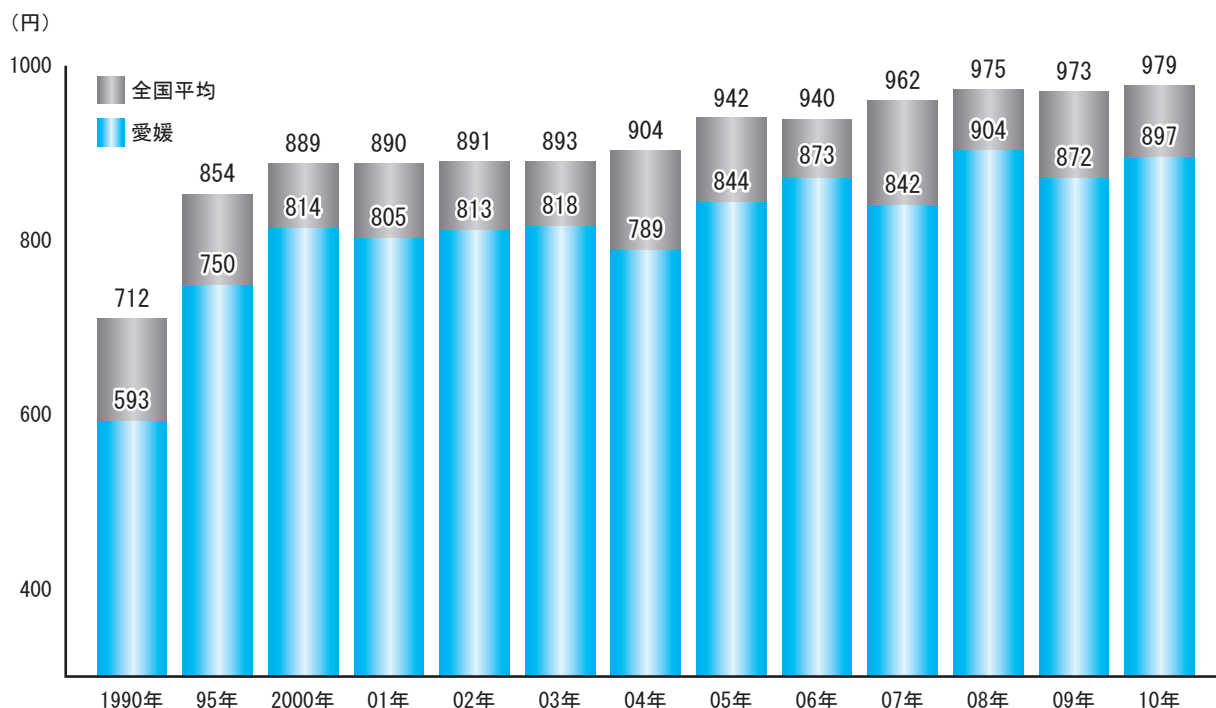
庭内で果たす上で、企業においても周知的・補助的業務の担い手として増加してきた経緯があった。しかしながら昨今の雇用環境の悪化にともなって、パートタイム含め、非正規の働き方は女性特有のものではなく、またその働く内容についても正社員と遜色ない仕事内容をこなす労働者も多くなってきている。

パートタイムなど非正規労働者の処遇改善について、賃金の引き上げはもとより、パート労働者に厚生年金をはじめ社会保険の適用等、各種労働条件をフルタイマーのそれと同等にする取り組みが望まれる。

パートタイム労働者

厚生労働省は「1日の所定労働時間が一般の労働者よりも少ない又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働時間が一般の労働者よりも少ない労働者をいう」と規定しているが、実態としては労働時間の長短に関わらず、時間給で雇用されている労働者をいう場合が多い。

図10 愛媛のパートタイマー女性労働者の時間賃金の推移



資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査報告」各年版より作成。

表10-1 愛媛のパートタイム女性労働者の時間賃金

(2010年7月調査)

		平均年齢 (歳)	平均 勤続年数 (年)	月 間 実労働日数 (日)	所定内 実労働 時間数 (時間)	1時間当たり 所定内 給与額 (円)	年 間 賞 与 そ の 他 特別給与額 (円)	推計労働者数 (人)
規 模 計	産 業 計	47.2	5.1	19.1	5.1	897	26,900	53,520
	製 造 業	48.2	7.2	19.8	5.9	778	41,200	4,470
	卸・小売業	46.9	6.1	20.3	4.9	832	24,900	15,890
	医療・福祉	49.5	4.3	17.7	5.4	1,085	42,800	14,840
	サービス業	57.4	5.1	21.9	4.3	738	4,900	4,550
5 人 以 上	産 業 計	47.6	8.8	18.5	4.5	806	17,200	4,380
	製 造 業	49.5	11.3	19.3	4.8	763	18,500	440
	卸・小売業	50.3	12.6	20.3	4.6	756	15,200	1,390
	医療・福祉	45.3	6.5	20.9	4.1	955	41,800	500
	サービス業	47.2	9.2	20.5	4.7	959	36,500	120

資料出所 厚生労働省『平成22年賃金構造基本統計調査』

(注) 所定内実労働時間は1日当たり、所定内給与額は1時間当たりの時間・額を示す。

表10-2 都道府県別にみたパートタイム女性労働者の時間賃金と地域間格差

(2010年7月調査)

	1時間当たり所定内給与額 (円)					地域間格差 (全国平均=100)				
	産業計	製造業	卸・ 小売業	医療・ 福祉	サービス 業	産業計	製造業	卸・ 小売業	医療・ 福祉	サービス 業
全国平均	979	884	913	1,213	944	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
東 京	1,156	1,092	1,021	1,501	1,050	118.1	123.5	111.8	123.7	111.2
大 阪	1,035	904	988	1,290	1,016	105.7	102.3	108.2	106.3	107.6
愛 媛	897	778	832	1,085	738	91.6	88.0	91.1	89.4	78.2
徳 島	927	778	842	1,142	841	94.7	88.0	92.2	94.1	89.1
香 川	904	816	855	1,085	978	92.3	92.3	93.6	89.4	103.6
高 知	869	873	841	1,104	767	88.8	98.8	92.1	91.0	81.3

資料出所 厚生労働省『平成22年賃金構造基本統計調査』

表10-3 毎月勤労統計でみたパートタイム労働者の賃金

(2010年月平均・事業所規模5人以上)

		平 均 月 間		出 勤 日 数 (日)	総実労働 時 間 数 (時間)	所定内 労 働 時間数 (時間)	1 時間当 たり所定 内 賃 金 (円)
		現金給与額 (円)	所定内給与 (円)				
愛 媛	産 業 計	95,321	90,312	17.6	99.0	97.2	929
	製 造 業	104,520	97,819	19.0	122.2	117.6	832
	卸・小売業	85,362	81,946	19.1	105.2	104.1	787
	医療・福祉	131,452	121,192	18.1	101.6	99.9	1,213
全 国 平 均	産 業 計	95,790	90,272	15.9	91.3	88.7	1,018
	製 造 業	117,099	106,114	18.2	120.4	114.6	926
	卸・小売業	91,515	87,052	17.2	96.8	94.6	920
	医療・福祉	111,043	104,459	15.0	78.9	77.8	1,343

資料出所 厚生労働省『2010年 毎月勤労統計要覧』により作成。

11 地域最低賃金の引き上げについて

最低賃金は、「生活できる賃金を保障すること」が意識されはじめた中で、07年度以降大きく引き上げの流れが続いてきた。

2011年度の引き上げ幅をめぐる審議は、東日本大震災の発生とその影響による経済状況悪化を背景にしながら、労働側が「できるかぎり早期に全国最低800円」を確保する基本姿勢を堅持する一方で、使用者側は「ゼロ円目安」を提示し激しく対立、労使の一致をみるに至らなかった。

改定目安については公益委員見解が地方最低賃金審議会に提示される形となり、4都府県で4円、その他の地域が原則1円の目安とされ、その上で最低賃金が生活保護基準を下回る9つの都道府県については乖離額を順次なくしていくための目安が提示された。引き上げ目安の平均額は6円となり、昨年（15円）までの流れから大幅に足踏みする額となった。

それを受けての2011年度地域別最低賃金の改定

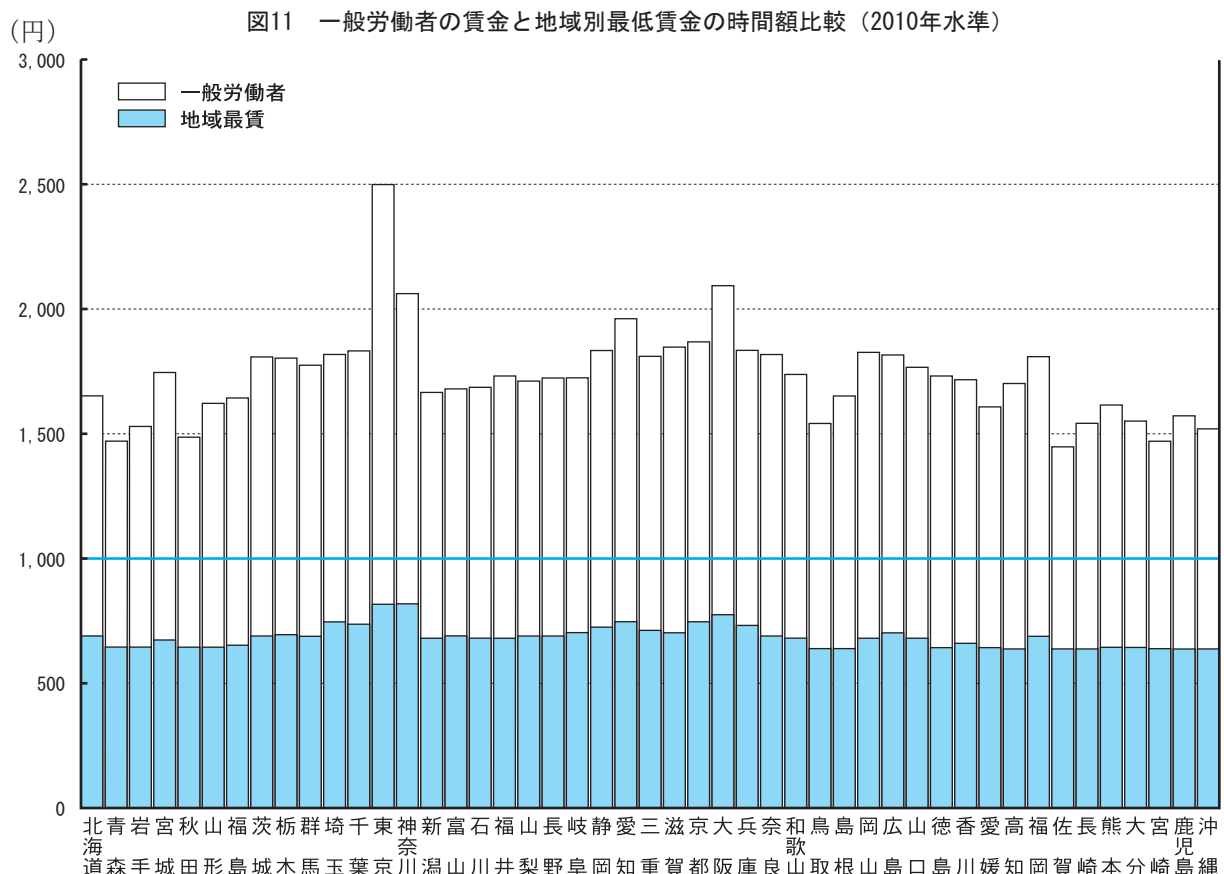
状況は右表の通り。全国の加重平均引き上げ額は、目安額を上回る7円アップで737円（前年比0.96%増）、愛媛は引き上げ目安1円に対し、3円の引き上げ額となり647円（前年比0.47%増）となった。

ちなみに、県内の2010年の一般労働者の時間賃金1,592円（「毎月勤労統計調査」、事業所規模5人以上）に対して、地域最賃647円は40.6%の水準である。

また、全国的な改定状況を見れば、生活保護基準以下の県は9から3へ今回の改定で解消された。

地域最低賃金

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならない制度。地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、すべての労働者とその使用者に適用される最低賃金として、各都道府県ごとに設定される。



資料出所 一般労働者の賃金は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」による一般労働者の所定内給与・所定内労働時間で算定。事業所規模5人以上。

表11-1 地域別最低賃金 引き上げ額の推移

		2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
愛媛	時間額(円)	611	611	612	614	616	623	631	632	644	647
	前年差(円)	0	0	1	2	2	7	8	1	12	3
	前年比(%)	0.00	0.00	0.16	0.33	0.33	1.14	1.28	0.16	1.90	0.47
全国	時間額(円)	663	664	665	668	673	687	703	713	730	737
	前年差(円)	0	1	1	3	5	14	16	10	17	7
	前年比(%)	0.00	0.15	0.15	0.45	0.75	2.08	2.33	1.42	2.38	0.96

表11-2 2011年度 地域別最低賃金改定状況

都道府県名	最低賃金時間額【円】		改定 目安額(円)	引き上げ額 (円)	引き上げ率 (%)	順位	発効年月日 (2011年)
	2011年	(2010年)					
北海道	705	691	13	14	2.03	14	10月6日
青森	647	645	1	2	0.31	32	10月16日
岩手	645	644	1	1	0.16	45	11月11日
宮城	675	674	1	1	0.15	29	10月29日
秋田	647	645	1	2	0.31	32	10月30日
山形	647	645	1	2	0.31	32	10月29日
福島	658	657	1	1	0.15	31	11月2日
茨城	692	690	1	2	0.29	19	10月8日
栃木	700	697	1	3	0.43	15	10月1日
群馬	690	688	1	2	0.29	21	10月7日
埼玉	759	750	5	9	1.20	4	10月1日
千葉	748	744	1	4	0.54	7	10月1日
東京都	837	821	16	16	1.95	1	10月1日
神奈川県	836	818	18	18	2.20	2	10月1日
新潟	683	681	1	2	0.29	28	10月7日
富山	692	691	1	1	0.14	19	10月1日
石川	687	686	1	1	0.15	23	10月20日
福井	684	683	1	1	0.15	26	10月1日
山梨	690	689	1	1	0.15	21	10月20日
長野	694	693	1	1	0.14	17	10月1日
岐阜	707	706	1	1	0.14	13	10月1日
静岡県	728	725	1	3	0.41	9	10月14日
愛知	750	745	1	5	0.67	6	10月7日
三重	717	714	1	3	0.42	10	10月1日
滋賀	709	706	1	3	0.42	12	10月20日
京都	751	749	1	2	0.27	5	10月16日
大阪	786	779	4	7	0.90	3	9月30日
兵庫	739	734	2	5	0.68	8	10月1日
奈良	693	691	1	2	0.29	18	10月7日
和歌山	685	684	1	1	0.15	24	10月13日
鳥取	646	642	1	4	0.62	40	10月29日
島根	646	642	1	4	0.62	40	11月6日
岡山	685	683	1	2	0.29	24	10月27日
広島	710	704	6	6	0.85	11	10月1日
山口	684	681	1	3	0.44	26	10月6日
徳島	647	645	1	2	0.31	32	10月15日
香川	667	664	1	3	0.45	30	10月5日
愛媛	647	644	1	3	0.47	32	10月20日
高知	645	642	1	3	0.47	45	10月26日
福岡	695	692	1	3	0.43	16	10月15日
佐賀	646	642	1	4	0.62	40	10月6日
長崎	646	642	1	4	0.62	40	10月12日
熊本	647	643	1	4	0.62	32	10月20日
大分	647	643	1	4	0.62	32	10月20日
宮崎	646	642	1	4	0.62	40	11月2日
鹿児島	647	642	1	5	0.78	32	10月29日
沖縄	645	642	1	3	0.47	45	11月6日
全国加重平均額	737	730	6	7	0.96	—	

12 賃金決定機構と愛媛の賃金構造

賃金を決定する仕組み（賃金決定機構）の大まかな流れは以下の通りである。民間の春季賃上げの結果が基準となり、それを参考にして人事院と人事委員会の勧告により国家公務員と都道府県職員の賃金が決まる。また、この勧告は市町村の公務員の賃上げの参考にされ、さらにその動向は、明確な賃金制度・定昇制度を持たない多くの中小零細企業の賃金改定にも影響を与えていく。地方公務員の給与改定は、中小零細企業の賃金改定におけるひとつの目安となっているからである。つまり、ここ最近の公務員の賃下げの動きは、公務員だけに限られた話ではなく、労働者全体に波及することが懸念される。

企業規模、男女、業種、地域などさまざまな格差の複合によって、賃金格差の重層性が生まれてきた。愛媛における賃金の重層構造の一側面を明らかにしたのが右表である。企業規模が小さくなるほど全体

の労働者数は多くなるのであるから、賃金構造はピラミッド型になっていることがわかる。中小零細企業の賃金が愛媛全体の賃金水準を引き下げ、地方公務員の賃金はその地域の中小企業の賃金と相互に影響しあい、さらに女性労働者の低い賃金が全体の賃金水準を引き下げていることも重視しなければならない。

以上のような賃金の重層構造を是正するためにも、地域での賃金ミニマム運動は重要な意義をもつ。次項で示すように、連合愛媛は1998年以来、毎年、愛媛県内の組合員を対象に基準内賃金の調査を実施し、賃金ミニマムの設定を行っている。こうした地道な組織労働者の運動は、最賃を引き上げること、パート賃金や女性労働者、未組織労働者の賃金を引き上げ格差を縮小していくことにつながっていく。「自分の賃金」ではなく、「自分たちの賃金」を引き上げるという考え方が大切である。

図12 日本の賃金決定機構

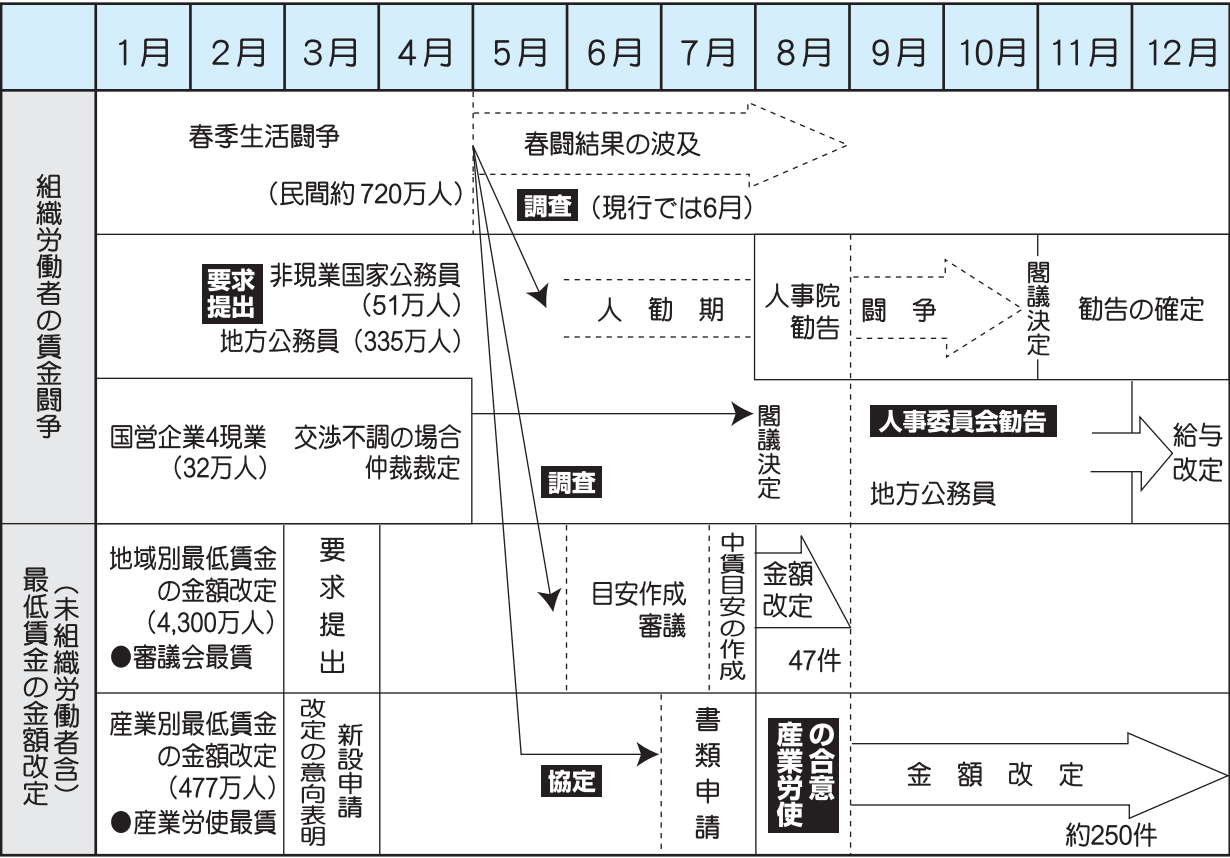


表12 愛媛の賃金構造（男性労働者・2010.年ベース）

企 業 規 模	現金給与額	月 間 労働時間	平 均 年 齢	勤 続 年 数	1 時間当 たり賃金 (格差)	年間賃金 (格差)
	(円)	(時間)	(歳)	(年)	(円)	(円)
1,000人以上	378,700	176.0	40.8	14.7	2,152 (100.0)	5,706,800 (100.0)
愛媛県一般行政職→	357,700		44.8	22.7		
県内市一般行政職→	328,493		42.8	20.8		
県内町村一般行政職→	308,486		44.5	23.3		
100～999人	312,400	182.0	41.4	13.3	1,716 (79.7)	4,546,300 (79.7)
10～99人	286,100	188.0	43.8	11.7	1,522 (70.7)	3,910,500 (68.5)
5～9人	264,800	189.0	41.9	11.5	1,401 (65.1)	3,503,000 (61.4)
松 山 市 標準生計費	237,460					
生活扶助 基準月額	145,770					
女性高卒 初任給	143,300	130.8 (所定内)			1,096 (50.9)	
女性パート タイマー	87,368	97.4	47.2	5.1	897 (41.7)	1,075,316 (18.8)
地域最低賃金	62,732	(時間額644円×5.1時間×19.1日)			644 (29.9)	752,784 (13.2)

資料出所 1) 民間企業の「1,000人以上」から「5～9人」は、厚生労働省『賃金構造基本統計調査』(2010年7月調査)による。

2) 地方公務員の賃金は地方財務協会『平成22年地方公務員給与の実態』(2010年4月調査)による。

3) 「松山市標準生計費」は愛媛県人事委員会算定(2010年4月分)の4人世帯の額である。

4) 「生活扶助基準月額」は平成22年度の松山市(2級地-1)標準3人世帯(夫33才、妻29才、子ども4才)の生活扶助基準である。

5) 「女性高卒初任給」「女性パートタイマー(時間給)」は厚生労働省『賃金構造基本統計調査』(2010年7月調査)による。

6) 「女性高卒」の月間労働時間は、「毎月勤労統計」(規模5人以上)の2010年平均女性所定内労働時間による。

7) 「地域最賃」の月額算定のための1日労働時間数・月間労働日数等は上記の女性パートタイマーの時間数等を準用した。

13 連合愛媛賃金実態調査と地域ミニマム運動

中小企業では、まだまだ賃金体系が整備されておらず、賃金表がなかったり、定期昇給の制度化されていないなどといった企業も少なくない。これでは、春闘での要求などで「賃金カーブの維持」といった要求設定は不可能であるし、目指すべき賃金水準がなければ交渉を行うことは難しくなる。

そのため、連合愛媛では、中小企業労働者の賃金実態調査に取り組むことで、企業内での最低賃金や年齢ポイント別賃金、賃金制度の確立と定期昇給の制度化などにむけて地道な取り組みを進め、さらには「これ以上賃金を下げさせない」ために、それぞれの職場や地域の中から「それ以下の賃金水準をなくす」＝「地域ミニマム運動」が取り組まれている。

前ページでも見たとおり、重層構造をなす賃金構造を是正していくためには、底上げを図っていかなくてはならない。その上で「地域ミニマム運動」が持つ意味は大きく、さらには企業内での最低賃金協定の設定などにつなげていくことも重要となってくる。

調査要項

- 1 調査の目的** 労働組合の共同の取り組みによって、地域の中小企業労働者の最低賃金を引き上げるために、愛媛の「最低基準」賃金を設定することを目的とする。そのために、愛媛県内労働者の賃金実態を把握する。
- 2 調査の対象** 連合愛媛加盟の労働組合の組合員の基準内賃金。
※基準内賃金は、時間外手当・休日労働手当・交代手当・通勤手当等を除く「毎月決まって支払われる賃金」である。

- 3 調査期日** 2011年10月

(凡例)

- ① 本調査の基準内賃金は、時間外手当・休日出勤手当・交代手当・通勤手当等を除く、毎月決まって支払われる賃金である。
- ② 本調査は、上記の連合愛媛加盟の70の労働組合、組合員4,305人（男性3,641人、女性664人）の基準内賃金、さらにそのうち中小地場（299人以下）の組合員1,850人（男性1,567人、女性283人）について集計している。
- ③ 調査対象者の平均年齢は全体が39.4歳、勤続15.6年。中小地場（299人以下）が平均年齢39.4歳、勤続13.6年である。

分位数とは・・・労働者を賃金の低い者から高い者へと一列に並べて、何等分かに位置する者の値。

- ① 第1十分位数＝全体を十等分し、低い方から10%目にあたる人の賃金
- ② 第1四分位数＝全体を四等分し、低い方から25%目にあたる人の賃金
- ③ 中位数＝全体のちょうど真ん中50%目にあたるひとの賃金
- ④ 第3四分位数＝全体を四等分し、低い方から75%目にあたる人の賃金
- ⑤ 第9十分位数＝全体を十等分し、低い方から90%目にあたる人の賃金

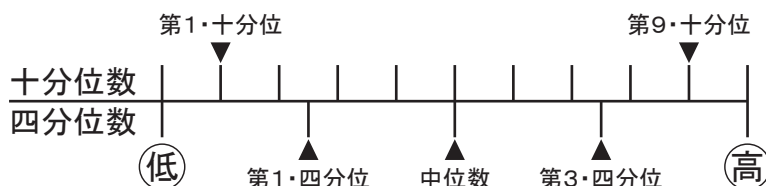
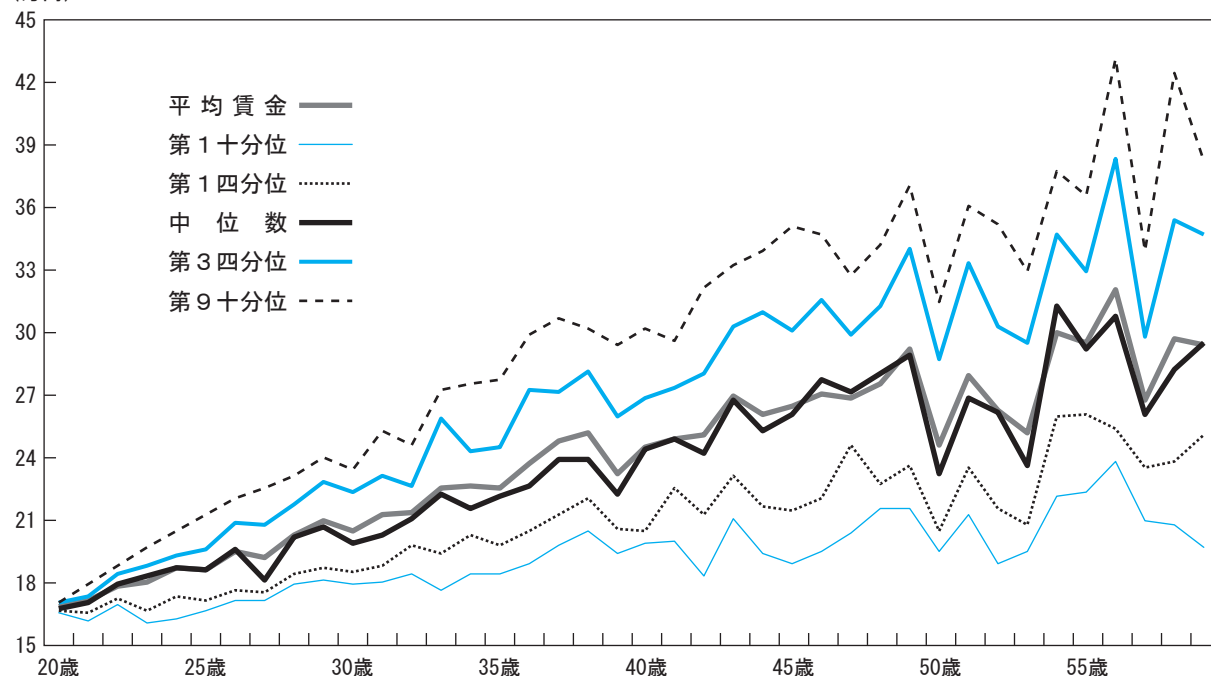


図13 連合愛媛中小地場(299人以下)の賃金水準比較



次ページ表 13-2 で、中小地場（299 人以下）の賃金水準について、第 1 十分位数と平均賃金を比べてみる。35 歳時点で見ると、平均賃金 222, 785 円に対して、第 1 十分位は 182, 155 円で、両賃金水準の間には 40, 630 円の差がある。

賃金水準の低下を防ぎ改善を目指していくには、引き上げ幅だけの取り組みでは不十分であり、到達すべき水準が必要となる。

この水準（地域ミニマム設定値）について連合愛媛では、連合各構成組織の「年齢別最賃」との整合性やこれまでの推移などを基本に、賃金実態調査の中小地場（299 人以下）の賃金と特性値等を考慮して 6 つの年齢ポイント別に、299 人以下の第 1 十分位数を基準に設定している。

表13-1 連合愛媛 2012年度地域ミニマム設定値

年齢	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳
06金額	150, 800	160, 700	170, 900	178, 600	185, 500	191, 800
07金額	150, 800	160, 700	170, 900	178, 600	185, 500	191, 800
08金額	150, 800	160, 700	170, 900	178, 600	185, 500	191, 800
09金額	151, 000	162, 100	172, 500	181, 700	189, 100	194, 200
10金額	156, 200	165, 000	174, 100	181, 700	189, 100	194, 200
11金額	159, 700	168, 200	179, 400	191, 400	201, 900	209, 000
12金額	159, 700	168, 200	179, 400	191, 400	201, 900	209, 000

（参考） 連合・中小共闘水準値 2012 方針

25 歳（190, 000 円）	30 歳（215, 000 円）	35 歳（240, 000 円）	40 歳（265, 000 円）
------------------	------------------	------------------	------------------

表13-2 連合愛媛年齢別賃金特性値表（299人以下・地場・男女計）

単位＝円

年 齢	調査対象 人員(人)	平均賃金	第1 十分位数	第1 四分位数	中位数	第3 四分位数	第9 十分位数
18歳	2	157,600	153,120	154,800	157,600	160,400	162,080
19歳	22	160,655	152,190	156,000	162,780	164,275	168,115
20歳	18	166,079	163,004	163,752	164,600	167,620	168,220
21歳	21	168,416	158,550	163,090	167,500	171,220	177,100
22歳	23	176,070	166,757	169,950	177,000	181,375	185,400
23歳	35	177,262	157,731	163,550	180,300	185,700	194,264
24歳	28	184,232	160,194	170,930	184,215	190,974	202,530
25歳	44	183,233	164,298	168,427	183,375	193,297	210,186
26歳	37	192,957	169,116	173,900	193,200	206,190	218,656
27歳	40	189,502	168,455	173,231	178,320	205,045	223,441
28歳	65	200,097	177,220	181,229	199,270	215,418	229,052
29歳	46	207,257	178,285	184,244	204,165	226,493	238,587
30歳	65	202,119	176,792	182,946	196,750	221,760	232,200
31歳	54	209,949	177,392	185,984	200,723	228,812	251,200
32歳	69	211,636	181,583	195,050	207,941	224,039	243,749
33歳	57	223,526	173,730	191,560	219,952	256,800	270,312
34歳	49	223,833	181,708	200,454	213,254	240,900	273,483
35歳	84	222,785	182,155	195,814	219,500	243,466	275,865
36歳	65	234,992	186,260	202,253	224,000	270,958	297,366
37歳	58	245,576	195,671	210,728	236,775	269,423	305,332
38歳	71	249,566	202,200	218,375	237,407	280,000	300,333
39歳	57	230,506	191,164	203,450	220,693	257,490	292,374
40歳	47	243,428	196,355	202,552	242,100	266,907	300,442
41歳	43	247,501	197,228	223,422	247,500	271,382	294,410
42歳	51	249,395	180,200	210,630	240,100	278,895	320,600
43歳	46	267,789	208,820	229,272	265,722	301,348	331,150
44歳	42	259,276	191,276	214,031	250,582	308,191	338,261
45歳	52	262,430	186,778	212,365	258,577	299,694	349,562
46歳	59	268,851	192,143	218,715	276,000	314,760	345,846
47歳	30	266,931	201,679	244,233	269,821	297,938	326,497
48歳	35	273,598	213,324	224,937	278,760	311,739	340,800
49歳	28	290,811	213,456	234,430	287,895	339,146	370,165
50歳	37	244,170	192,155	202,310	230,040	286,000	312,976
51歳	29	277,483	210,620	233,000	266,500	331,920	359,476
52歳	38	260,651	186,435	212,970	259,755	301,350	351,104
53歳	37	249,925	193,020	205,200	233,790	293,650	328,600
54歳	37	298,554	219,026	257,577	311,721	346,200	377,146
55歳	43	293,927	221,503	259,155	291,000	327,875	364,412
56歳	32	318,851	236,400	252,369	306,495	383,122	430,744
57歳	32	265,814	207,117	233,198	258,489	296,916	337,720
58歳	52	295,930	205,700	235,825	280,730	353,378	424,565
59歳	42	292,749	194,419	249,200	293,150	345,699	381,630
60歳	13	295,624	195,596	202,358	333,100	385,650	402,737
61歳以上	15	215,728	164,730	194,140	200,044	227,179	297,187
合 計	1850	237,634	160,756	182,088	230,040	304,770	375,749

資料出所 2011年度連合愛媛賃金実態調査

表13-3 連合愛媛年齢別賃金特性値表（全体・男女計）

単位＝円

年 齢	調査対象 人員(人)	平均賃金	第1 十分位数	第1 四分位数	中位数	第3 四分位数	第9 十分位数
18歳	14	154,279	145,900	151,025	158,000	158,000	159,400
19歳	36	160,200	151,000	156,000	162,040	165,000	168,026
20歳	35	165,831	158,950	163,363	164,600	167,620	173,180
21歳	37	169,435	158,730	164,100	167,900	173,450	179,634
22歳	67	179,334	166,000	171,060	178,580	184,585	192,400
23歳	74	182,403	159,900	170,422	183,500	189,746	204,063
24歳	82	192,269	171,925	183,028	190,960	200,570	216,795
25歳	94	193,585	166,136	173,652	191,430	208,750	228,768
26歳	92	208,907	173,662	188,250	206,725	223,125	248,389
27歳	104	208,191	173,032	180,000	207,990	225,250	245,920
28歳	133	214,506	180,058	189,350	210,750	235,911	257,077
29歳	106	229,603	182,234	198,922	221,420	259,430	282,520
30歳	126	226,049	180,975	191,800	225,290	250,478	283,228
31歳	124	234,022	183,965	197,943	228,247	263,000	301,680
32歳	127	233,162	189,704	201,722	223,188	254,622	300,880
33歳	136	245,662	188,755	208,000	240,404	270,892	310,950
34歳	138	251,187	195,690	213,271	241,901	283,665	313,600
35歳	149	247,464	189,780	211,950	239,500	277,112	326,144
36歳	150	260,322	193,085	210,450	255,500	295,700	341,550
37歳	148	276,093	209,184	230,550	264,450	322,400	360,438
38歳	181	284,199	213,098	238,900	284,458	321,450	343,600
39歳	155	273,224	200,262	227,850	273,040	313,750	340,560
40歳	128	277,825	202,140	237,634	276,610	318,100	347,580
41歳	99	276,531	206,620	230,863	262,350	311,890	379,140
42歳	114	283,376	205,980	235,279	274,590	327,570	375,920
43歳	125	297,922	217,060	250,100	301,080	336,920	373,420
44歳	118	295,314	209,880	254,186	298,561	337,528	371,910
45歳	105	298,882	201,189	254,500	289,700	353,716	400,324
46歳	126	301,093	204,904	250,200	302,775	357,050	389,140
47歳	108	321,042	237,746	271,655	330,135	370,755	411,380
48歳	95	319,714	219,520	268,410	311,800	375,111	411,860
49歳	82	320,554	219,320	274,100	330,405	369,310	395,120
50歳	80	293,893	200,045	221,975	292,500	349,368	387,348
51歳	59	312,539	222,900	258,895	320,100	369,150	400,292
52歳	82	305,197	195,380	251,715	308,240	365,243	398,220
53歳	72	293,155	202,403	219,165	284,673	359,035	409,980
54歳	90	340,162	229,960	270,700	346,200	393,502	444,072
55歳	101	328,113	244,100	277,800	329,662	376,840	411,670
56歳	81	330,862	239,993	281,926	334,670	380,953	431,253
57歳	73	324,776	222,192	271,400	321,050	389,635	432,876
58歳	114	329,220	229,150	263,413	334,115	396,081	438,130
59歳	97	341,433	232,302	285,300	353,150	402,100	455,637
60歳	22	335,193	200,072	272,300	383,300	401,908	417,680
61歳以上	15	215,728	164,730	194,140	200,044	227,179	297,187
合 計	4305	267,937	161,349	191,188	268,745	366,220	427,181

資料出所 2011年度連合愛媛賃金実態調査

Ⅲ 雇用の状況

14 県内の雇用情勢

愛媛の一般労働市場の推移をみると、世界的金融危機による企業業績の急激な悪化により 08 年から雇用情勢は一転した。09 年度を底に、2010 は 0.61 倍と改善の兆しはあるものの依然として厳しい状況に変わりはない。

図 14-2 で示しているように、東中南予の有効求人倍率を月別に見てみると、緩やかではあるが持ち直しの動きが続いており、11 月時点で東予 0.89 倍、中予 0.74 倍、南予 0.93 倍となっている。

また、新規学卒者の状況については、今春卒業予定の県内学生の就職内定率（12 月末時点）は、高校生が 81.6%（前年同期比 3.3 ポイント増）、大学生は 64.8%（前年同期比 2.7 ポイント増）であった。2 年連続の内定率ダウンとなった昨年から一服し、こちらも改善の兆しがみられている。

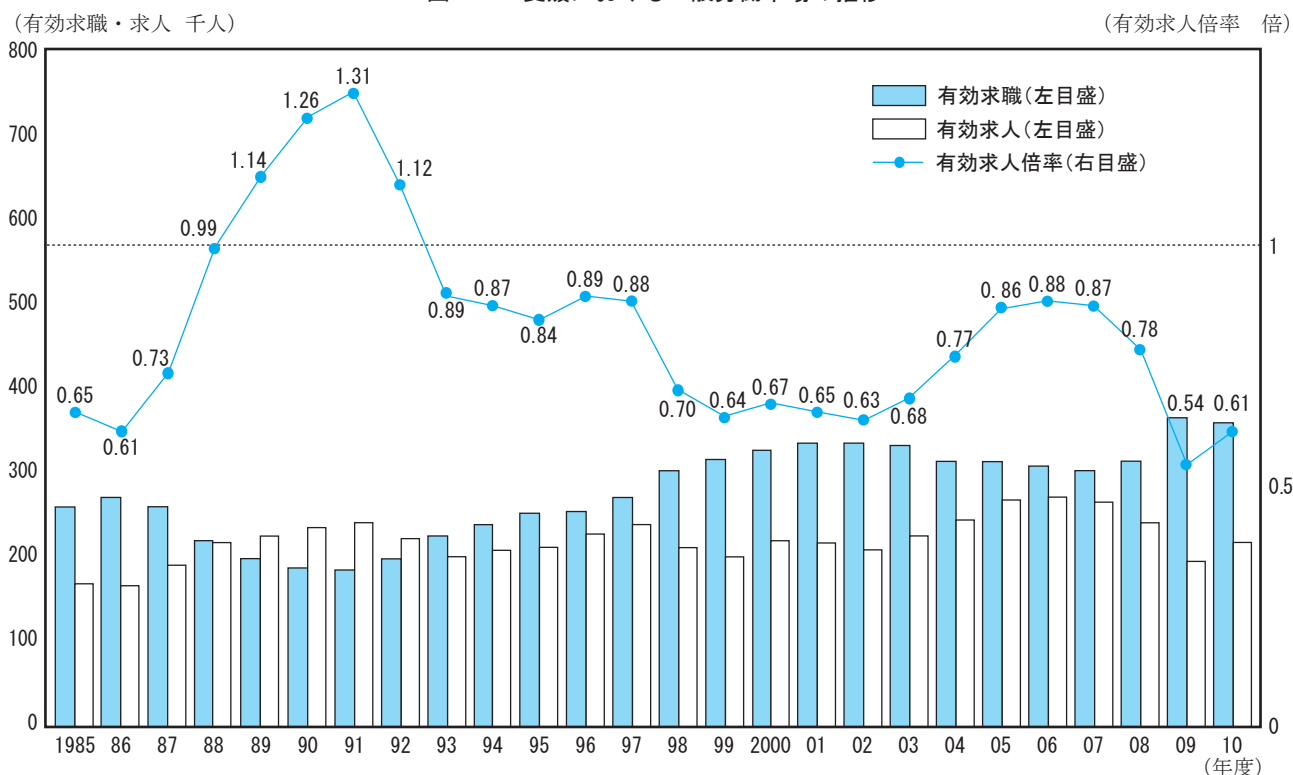
しかしながら、世界の経済情勢、円高の影響など、景気の動向は先行き不透明感が強い。08 年世界金融危機の影響による急速な雇用の冷え込みを受けて、国や県、各市町で実施されてきた雇用創出事業も 2011 年度内で基本的には終了する予定となっている。

自律的な雇用確保、さらには若者の希望と能力に応じた雇用機会を設ける環境整備、労働市場から溢れることを余儀なくされた人へのセーフティネットの整備等含め、引き続き適切な対応が望まれる。

有効求人倍率

有効求人数を有効求職者数で除した率。「有効」の意味は、求人・求職の申し込みは有効期限（通常 2 ヶ月）があるのでその効力が存続しているものと、各月の新規求人・求職者数を区別するためである。この数値が 1 より大きい小さいかで、労働市場の需要超過、供給超過の状態を知ることができる。

図14-1 愛媛における一般労働市場の推移



資料出所 愛媛労働局職業安定課まとめ

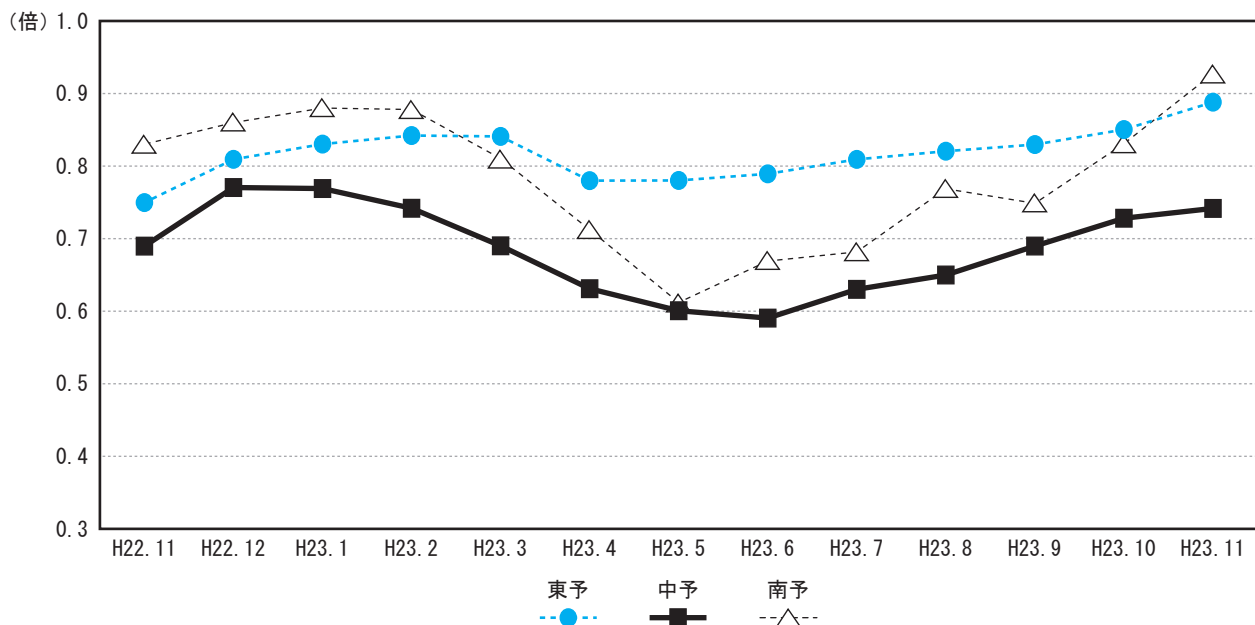
表14 愛媛における一般労働市場の推移

	求 職		求 人		就職件数	新 規 求人倍率 C/A	有 効 求人倍率 D/B
	新 規 A	有 効 B	新 規 C	有 効 D			
	人	人	人	人	件	倍	倍
1 9 8 5 年度	60,140	259,505	58,176	168,591	19,711	0.97	0.65
9 0 年度	44,502	186,343	85,532	235,535	16,497	1.92	1.26
9 5 年度	56,181	251,224	79,553	210,548	17,494	1.42	0.84
9 6 年度	58,019	254,254	85,476	227,285	18,257	1.47	0.89
9 7 年度	60,663	270,010	89,519	238,826	18,159	1.48	0.88
9 8 年度	68,913	303,613	82,173	212,341	20,336	1.19	0.70
9 9 年度	74,098	315,814	81,140	201,958	22,220	1.10	0.64
2 0 0 0 年度	76,776	326,406	86,813	218,668	23,397	1.13	0.67
0 5 年度	82,242	312,447	105,115	267,251	27,895	1.28	0.86
0 6 年度	82,872	307,252	106,639	271,431	28,997	1.29	0.88
0 7 年度	80,147	303,552	104,546	264,077	28,772	1.30	0.87
0 8 年度	83,316	312,204	94,456	242,104	27,522	1.13	0.78
0 9 年度	89,775	364,677	82,587	195,345	29,608	0.92	0.54
1 0 年度	90,338	357,654	90,165	217,635	29,849	1.00	0.61
2011年 1 月	7,772	26,089	9,055	21,040	2,096	1.17	0.72
2 月	7,476	27,156	8,514	21,583	2,349	1.14	0.72
3 月	8,405	29,305	8,874	22,231	3,061	1.06	0.72
4 月	9,635	30,748	8,641	21,403	2,833	0.90	0.76
5 月	7,377	30,325	7,533	20,122	2,551	1.02	0.77
6 月	7,022	29,574	7,871	19,863	2,630	1.12	0.75
7 月	6,274	28,378	8,050	19,810	2,287	1.28	0.77
8 月	7,131	28,297	8,296	20,454	2,205	1.16	0.77
9 月	6,872	28,465	8,294	21,286	2,540	1.21	0.75
1 0 月	6,424	27,826	8,873	21,841	2,436	1.38	0.77
1 1 月	6,213	26,728	8,197	21,802	2,374	1.32	0.75

資料出所 愛媛労働局職業安定課まとめ。

(注) 新規学卒を除きパートタイムを含む。

図14-2 地域別にみた有効求人倍率の推移



資料出所 愛媛労働局まとめ

(注) 各地域は公共職業安定所の所在地域を示す。

15 失業・雇用情勢と「非正規労働者」

総務省の「労働力調査」によると、2010年の愛媛の労働力人口は707,000人で、うち就業者675,000人、完全失業者は32,000人で、完全失業率は4.5%となっている。2006年3.7%を底に、厳しい経済情勢を背景にしながら増加傾向にある。

雇用者の就業実態について全国結果をみると、正規の職員・従業員は1年前に比べ25万人減少。非正規の職員・従業員は1755万人と、34万人増加している。また全国の完全失業者は334万人となっており、うち失業期間が1年以上の完全失業者は121万人と1年前に比べ26万人増加、比較可能な平成14年以降で過去最多となっている。

厳しい雇用情勢、また雇用形態の多様化が進む中で、なかなか思うような再就職に至らない労働者が多くいることがうかがえる。

再び愛媛の数値に目を移したい。「就業構造基本調査」(平成19年)で、転職した際の雇用形態間の異動(男性)をみると、平成14年10月から平成19年9月までの間の、転職就業者数(4万8,600

人)のうち、「前職が正規だった者」(3万6,300人)が、「転職先も正規」であった人数は2万5,300人(69.7%)、「転職先が非正規」であった人は1万1,000人(30.3%)となっている。

正規で働くことができるパイが縮小していく中で、非正規労働、不安定就労に就くことを自己責任論でかたづけることはできない。誰もがそのリスクを負いながら働かざるを得ない現状がある。世帯の家計の根幹を成している人たちがやむなく非正規の労働市場へ行かざるを得ない状況もうかがい知れる中で、非正規労働の労働条件の向上や、雇用の安定にむけた取り組みが求められる。

総務省統計局「就業構造基本調査」

総務省が5年ごとに10月1日現在で実施し、国民の就業および不就業の状態を調査し、地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的としている。国勢調査や労働力調査が月末1週間の就業・不就業の状態を把握しているのに対し、この調査ではふだんの就業・不就業状態を把握している。最新の調査は平成19年10月調査。

図15-1 愛媛県の就業・失業状況

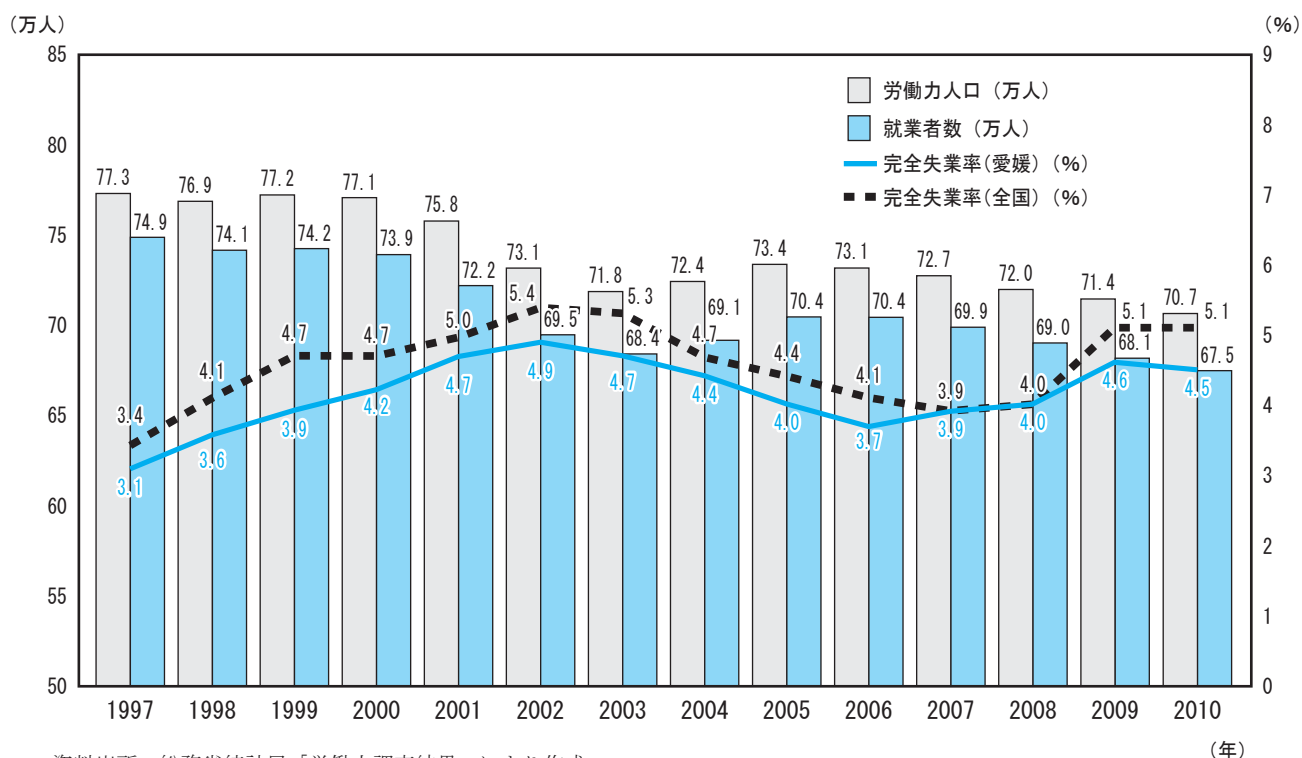


表15-1 愛媛県の就業・失業状況

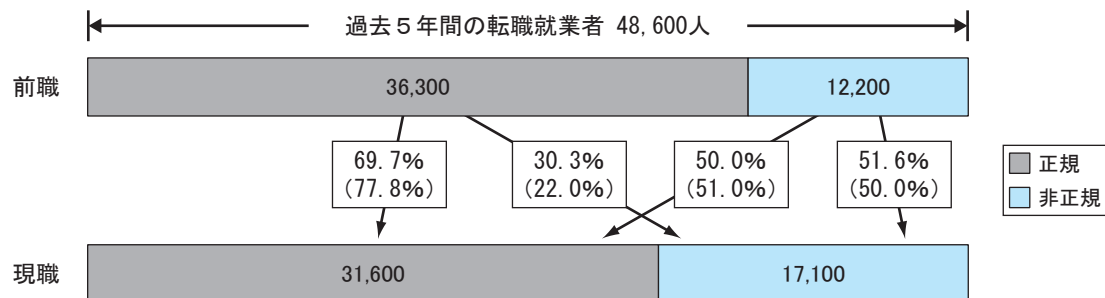
	愛 媛 県					完 全 失 業 率	
	労働力 人 口			非労働 力人口	完 全 失 業 率	四 国	全国平均
		就業者	完全失業者				
1997年平均	人 773,000	人 749,000	人 24,000	人 496,000	% 3.1	% 3.2	% 3.4
98年	769,000	741,000	28,000	505,000	3.6	3.7	4.1
99年	772,000	742,000	30,000	504,000	3.9	4.1	4.7
2000年	771,000	739,000	32,000	507,000	4.2	4.1	4.7
05年	734,000	704,000	29,000	540,000	4.0	4.3	4.4
06年	731,000	704,000	27,000	538,000	3.7	3.9	4.1
07年	727,000	699,000	28,000	531,000	3.9	3.9	3.9
08年	720,000	690,000	29,000	535,000	4.0	4.5	4.0
09年	714,000	681,000	33,000	536,000	4.6	5.0	5.1
10年	707,000	675,000	32,000	538,000	4.5	4.5	5.1

資料出所 総務省統計局「労働力調査結果」により作成。以下同じ。

表15-2 雇用形態別就業者（全国）

			平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年				
								1月～3月期	4月～6月期	7月～9月期	10月～12月期	
実数(万人)	男女計	雇 用 者	5,407	5,481	5,561	5,539	5,478	5,479	5,450	5,453	5,496	5,516
		役員を除く雇用者	5,007	5,088	5,174	5,159	5,102	5,111	5,071	5,083	5,137	5,153
		正規の職員・従業員	3,374	3,411	3,441	3,399	3,380	3,355	3,363	3,339	3,363	3,354
		非正規の職員・従業員	1,633	1,677	1,732	1,760	1,721	1,755	1,708	1,743	1,775	1,798
		パート・アルバイト	1,120	1,125	1,164	1,152	1,153	1,192	1,150	1,184	1,196	1,239
		労働者派遣事業所の派遣社員	106	128	133	140	108	96	98	90	104	92
		契約社員・嘱託	278	283	298	320	321	330	324	332	335	331
		その他の	129	141	137	148	139	137	136	137	140	136
	男	雇 用 者	3,164	3,191	3,232	3,208	3,146	3,128	3,122	3,118	3,125	3,147
		役員を除く雇用者	2,864	2,894	2,941	2,917	2,860	2,848	2,834	2,835	2,854	2,868
		正規の職員・従業員	2,357	2,375	2,402	2,358	2,334	2,309	2,317	2,305	2,296	2,320
		非正規の職員・従業員	507	517	538	559	527	539	518	530	558	547
		パート・アルバイト	247	247	255	248	250	259	246	255	267	270
		労働者派遣事業所の派遣社員	42	49	53	55	37	35	33	29	38	38
		契約社員・嘱託	149	150	161	179	173	180	173	182	185	178
		その他の	69	71	69	77	67	65	66	64	68	61
	女	雇 用 者	2,243	2,290	2,328	2,331	2,332	2,351	2,328	2,336	2,371	2,369
		役員を除く雇用者	2,143	2,194	2,234	2,242	2,242	2,263	2,237	2,248	2,283	2,285
		正規の職員・従業員	1,018	1,036	1,039	1,040	1,046	1,046	1,046	1,035	1,068	1,035
		非正規の職員・従業員	1,125	1,159	1,194	1,202	1,196	1,218	1,192	1,214	1,216	1,250
		パート・アルバイト	872	878	909	904	903	933	905	930	929	968
		労働者派遣事業所の派遣社員	63	78	80	85	72	61	65	61	66	54
		契約社員・嘱託	130	133	137	142	148	151	152	149	149	153
		その他の	60	70	68	71	73	73	70	74	72	75
非正規の職員・従業員の割合(%)												
男女計			32.6	33.0	33.5	33.7	33.7	34.3	33.7	34.3	34.5	34.9
男			17.7	17.9	18.3	19.2	18.4	18.9	18.3	18.7	19.6	19.1
女			52.5	52.8	53.5	53.6	53.3	53.8	53.3	54.0	53.2	54.7

図15-2 愛媛における雇用形態間の就業異動状況（男性・H14年10月～H19年10月）



資料出所 総務省統計局「平成19年 就業構造基本調査」より作成。

注1) () 内は平成14年調査の結果

注2) 転職就業者総数には雇用形態不詳が含まれているため、合計に一致しない。

16 組織率の低下と組織化の課題

厚生労働省の労働組合基礎調査による2011年の全国の推定組織率は、算出する際に使用する労働力調査（平成23年6月分）が、東日本大震災の影響により岩手県、宮城県及び福島県について実施困難となったため、3県を除いた労働組合員数を元にした参考値となっており、前年と同じで18.4%（※参考値、以下※と記載。）となっている。

全労働組合員数は996万1千人となり、前年から9万3千人減で昭和39年以来1000万人を下回ることとなった。

それを踏まえて、愛媛県内をみると2011年の労働組合数は596組合で前年に比べ3組合（0.5%）の減少、組合員数は8万4,154人で前年に比べ292人（0.3%）の減少となった。推定組織率は、前述した理由から今年度は算出されていない。

組合規模別にみると、組合数については299人以下規模が525組合（全体の88.1%）で全体の9割弱を占めるなかで、組合員数は31,554人で（全体の

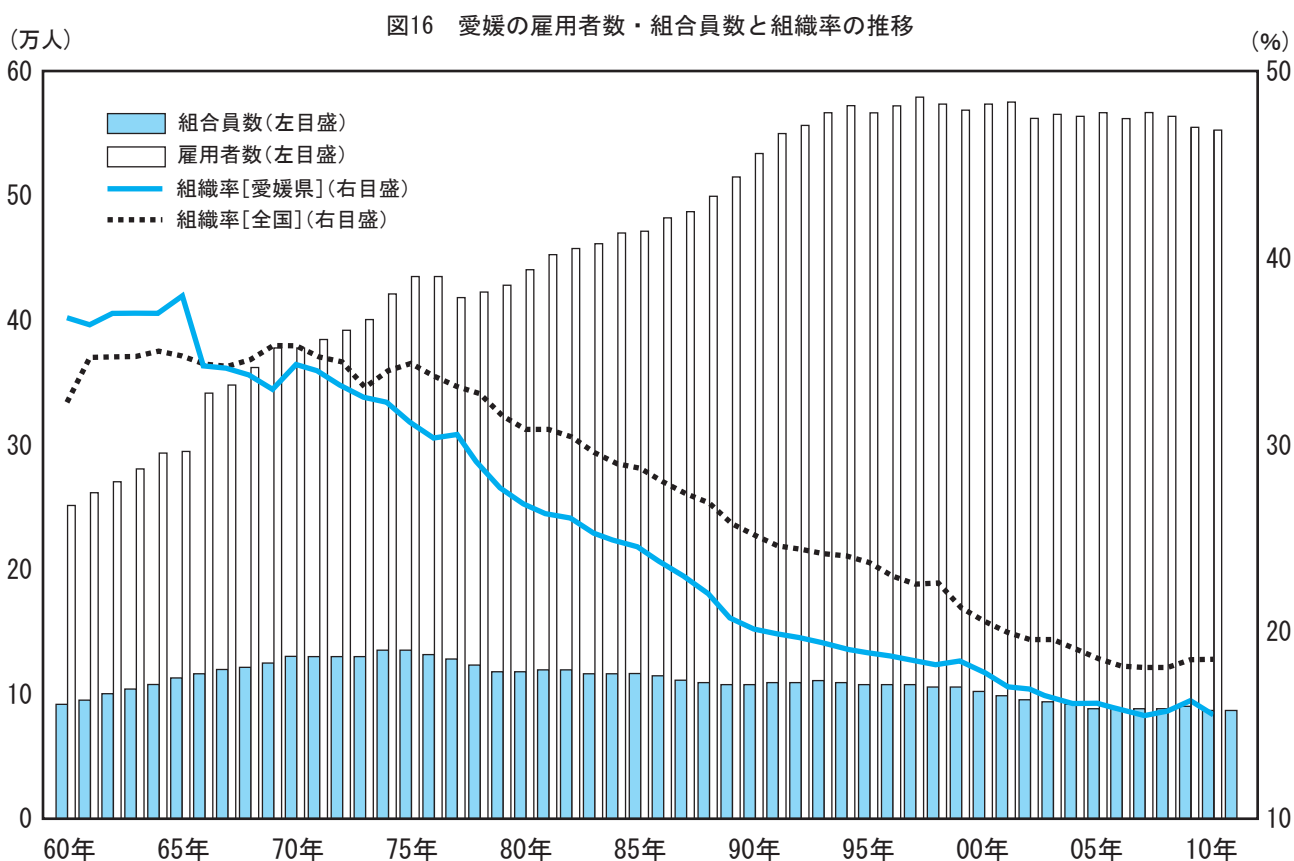
37.5%）4割弱に留まっている。

規模別の組織率についてもう少しみれば、全国調査ではあるが表16-3をみると従業員1,000人以上規模では組織率48.3%（※）が、100～999人で13.5%（※）、労働者の約半数が雇用される100人未満の企業での組織率はわずか1.0%（※）しかないことがわかる。

また同調査より、全国的なパートタイム労働者の組織化状況をみれば、組合員数は77万6千人で前年比5万人増、推定組織率5.8%（※）、全労働組合員数に占める割合も7.8%と確実に増加している。今後もパート等非正規労働者の待遇改善を含めた組織化とともに、中小末組織労働者の組織化にも一層の力を入れる必要がある。

組織率

労働組合に加入している労働組合員数を雇用者全体数で除した率。



※2011年の「愛媛県の雇用者数」「全国の雇用者数」「組織率」は、東日本大震災の影響により、総務省「労働力調査結果（6月分）」が公表されておらず掲載できない。

表16-1 愛媛の雇用者数・組合員数と組織率の推移

	組 合 数	組合員数(人)	対 前 年 増 加 率(%)	推 定 組 織 率(%)	
				愛 媛	全 国
1960年	554	90,458	2.5	36.8	32.2
65年	739	109,570	3.6	38.0	34.8
70年	804	126,664	3.5	34.3	35.4
75年	907	132,834	▲ 0.5	31.2	34.4
80年	873	115,324	▲ 0.4	26.8	30.8
85年	865	113,290	▲ 0.7	24.5	28.9
90年	826	104,954	0.5	20.1	25.2
95年	799	105,008	▲ 1.9	18.9	23.8
2000年	782	99,986	▲ 2.9	17.8	21.5
05年	672	87,232	▲ 2.4	15.7	18.7
10年	599	84,446	▲ 4.5	15.6	18.5
11年	596	84,154	▲ 0.3	—	※18.4

資料出所 愛媛県経済労働部労政雇用課調査。

※推定組織率については、例年、総務省「労働力調査(6月分)」の雇用者数を使って算出されているが、本年は東日本大震災の影響により6月調査結果は岩手、宮城、福島を除く結果の公表となっている。掲載した全国値は、東北3県を除いた参考値としての扱いとして公表されているため留意されたい。愛媛県の組織率については、算出されていない。

表16-2 愛媛の組合規模別の組合数及び組合員数

(平成23年6月現在)

規 模	労働組合数				労働組合員数			
		対前年差	対前年比(%)	構成比(%)		対前年差	対前年比(%)	構成比(%)
合 計	596	3	99.5	100.0	84,154	-292	99.7	100.0
300人以上	71	1	101.4	11.9	52,600	-532	99.0	62.5
1,000人以上	13	1	108.3	2.2	24,832	190	100.8	29.5
500～999人	22	0	100.0	3.7	14,593	-453	97.0	17.3
300～499人	36	0	100.0	6.0	13,175	-269	98.0	15.7
299人以下	525	-4	99.2	88.1	31,554	240	100.8	37.5
200～299人	31	0	100.0	5.2	7,616	-27	99.6	9.1
100～199人	82	2	102.5	13.8	11,389	398	103.6	13.5
30～99人	165	-6	96.5	27.7	9,543	-223	97.7	11.3
29人以下	247	0	100.0	41.4	3,006	92	103.2	3.6

資料出所 愛媛県経済労働部労政雇用課調査

表16-3 全国の企業規模別(民営)労働組合員数及び推定組織率(単位労働組合)

規 模	労働組合員数		雇用者数		推 定 組織率
	(千人)	構 成 (%) 比	(万人)	雇 用 者 比 率 (%)	対 前 年 比 (%)
合 計	8,314	100.0	4,756	100.0	16.9
1,000人以上	5,181	62.3	1,043	21.9	48.3
100～999人	1,882	22.7	1,324	27.8	13.5
99人以下	253	3.0	2,340	49.2	1.0

資料出所 厚生労働省「労働組合基礎調査」、以下同じ。
注) 雇用者数と推定組織率は岩手県、宮城県及び福島県を除いて算定した数値
複数企業の労働者で組織される労働組合及び規模不明の労働組合の標記をしていないため合計は一致しない。

表16-4 全国のパートタイム労働者の労働組合員数及び推定組織率の推移(単位労働組合)

	パート タイム 労働 組合 員 数 (千人)	全 労働 組合 員 数 に 占 める 割合 (%)	短 時 間 雇 用 者 数 (万人)	推 定 組 織 率 (%)
平成17年	389	3.9	1,172	3.3
平成18年	515	5.2	1,187	4.3
平成19年	588	5.9	1,218	4.8
平成20年	616	6.2	1,232	5.0
平成21年	700	7.0	1,317	5.3
平成22年	726	7.3	1,291	5.6
平成23年	776	7.8	1,297	5.8

注) 雇用者数と推定組織率は岩手県、宮城県及び福島県を除いて算定した数値
「短時間雇用者数」は、労働力調査の雇用者数のうち就業時間が週35時間未満の雇用者の数値である。
「推定組織率」は、パートタイム労働者の労働組合員数を短時間雇用者数で除して得られた数値である。

IV 労働時間をめぐる問題

17 愛媛の労働時間の動向

厚生労働省「毎月勤労統計調査」で、愛媛の労働時間の動きについてみると、事業所規模5人以上では、2010年の労働者1人の平均月間総労働時間は前年比0.5%増の152.5時間で、年間総労働時間に換算すると1830時間となった。その内訳をみると、所定内労働時間が前年比0.1%減の143.6時間で、所定外労働時間については前年比10.6%増の8.9時間となった。

図17-1で労働時間指数の推移をみると、2008年秋以降の急速な景気悪化にともなう経営対策として、所定外労働時間の削減を中心とした動きが見られたが、次第に以前の数値（平成17年＝100）に戻りつつあることがわかる。

毎月勤労統計の常用労働者は、1日の所定労働時間が一般労働者よりも短いパートタイム労働者を含

んでおり、これをパートタイム労働者を除いてみると、事業所規模5人以上の一般労働者の2010年の年間総労働時間は2063時間である。推移をみても2100時間代から2000時間台へと減少の動きがみられていたものの、ここ十数年は高止まりした状況にある。

今後の景気回復にともなって、経済活動の成果を、所得だけでなく労働時間の短縮にも分配していく、そして積極的な雇用拡大を図っていくことが、生産性を高め着実な経済成長を実現していく上で重要となる。

労働時間の区分

「所定内労働時間」は、就業規則で定められた始業時刻と終業時刻との間の休憩時間を除いた実労働時間数。「所定外労働時間」は、早出、残業、休日出勤等の労働時間数。「総実労働時間」は、「所定内労働時間」と「所定外労働時間」との合計。

表17-1 毎月勤労統計調査でみる愛媛の産業別月間労働時間と出勤日数（2010年）

[規模5人以上]

(平成17年＝100)

労働時間等の別 産業別	総実労働時間						出勤日数	
	22年		22年		22年		22年	
	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年差
調査産業計[愛媛県]	152.5	0.5	143.6	△0.1	8.9	10.6	20.1	0.0
製造業	165.4	2.2	151.7	1.5	13.7	11.3	20.2	0.3
卸売・小売業	155.8	6.4	147.8	5.1	8.0	43.5	21.1	0.3
医療・福祉	144.6	1.1	140.2	0.6	4.4	12.9	20.1	0.0
サービス業（他に分類されないもの）	134.8	—	124.8	—	10.0	—	19.5	—
調査産業計[全国]	146.2	1.4	136.2	0.7	10.0	9.0	19.0	0.1
全国結果との比較(全国＝100)(%)	104.3							

[規模30人以上]

(平成17年＝100)

労働時間等の別 産業別	総実労働時間						出勤日数	
	22年		22年		22年		22年	
	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年差
調査産業計[愛媛県]	153.0	0.0	142.6	△0.3	10.4	6.1	19.9	0.0
製造業	166.7	4.3	151.6	3.4	15.1	14.0	19.9	0.5
卸売・小売業	140.7	0.1	135.0	0.1	5.7	△1.5	20.8	△0.1
医療・福祉	144.2	△1.9	139.7	△1.7	4.5	△5.3	19.9	△0.2
サービス業（他に分類されないもの）	127.7	—	120.4	—	7.3	—	19.3	—
調査産業計[全国]	149.8	1.8	137.8	1.0	12.0	10.6	19.0	0.2
全国結果との比較(全国＝100)(%)	102.1							

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。以下、同じ。

図17-1 愛媛の労働時間指数と前年比・前年同月比の推移

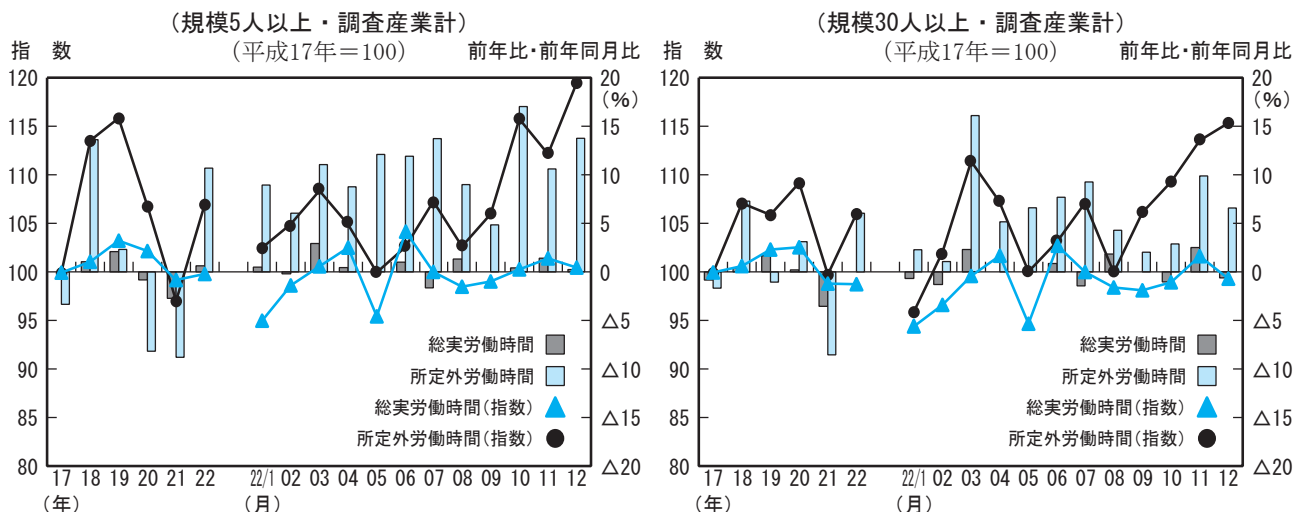
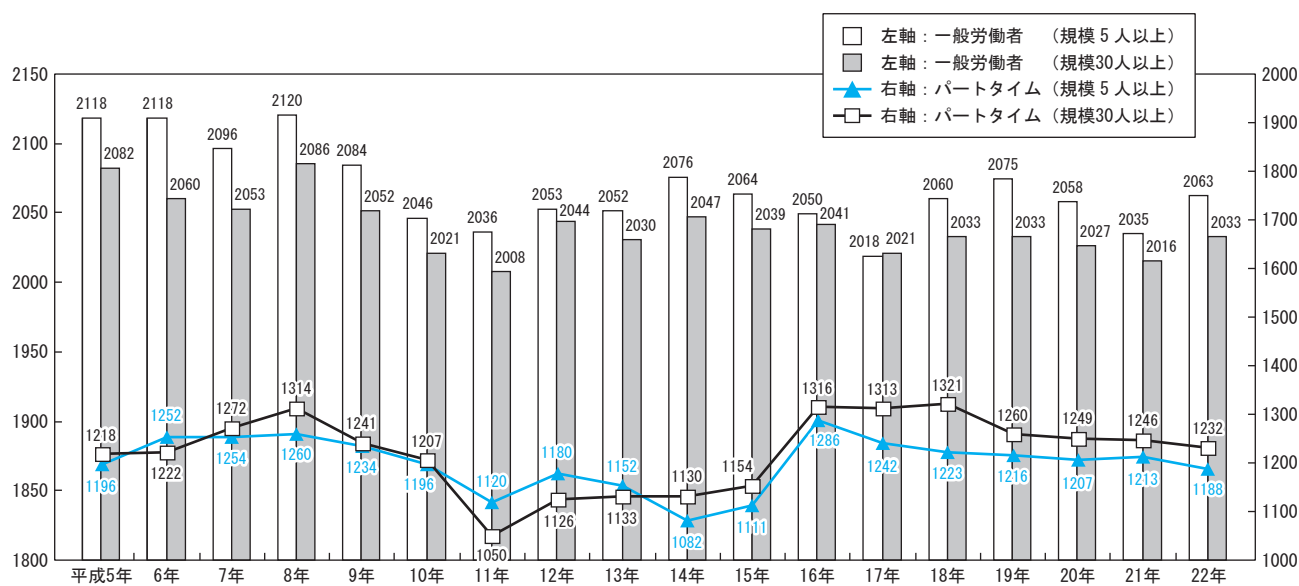


表17-2 愛媛の平均月間労働時間の推移 (調査産業計・事業所規模30人以上)

	月間総実労働時間		月間所定内労働時間		月間所定外労働時間		年間総実労働時間	
	愛媛県	全 国	愛媛県	全 国	愛媛県	全 国	愛媛県	全 国
1960年	200.8	202.7	181.1	180.8	19.7	21.9	2,409.6	2,432.4
65年	188.1	192.9	175.4	176.4	12.7	16.5	2,257.2	2,314.8
70年	189.8	186.6	171.1	169.9	18.7	16.7	2,277.6	2,239.2
75年	177.7	172.0	166.5	161.4	11.2	10.6	2,132.4	2,064.0
80年	179.5	175.7	167.7	162.2	11.8	13.5	2,154.0	2,108.4
85年	178.8	175.8	165.5	161.0	13.3	14.8	2,145.6	2,109.6
90年	175.6	171.0	162.4	155.5	13.2	15.5	2,107.2	2,052.0
95年	164.1	159.1	153.1	147.7	11.0	11.4	1,969.2	1,909.2
2000年	154.5	154.9	143.6	143.3	10.9	11.6	1,854.0	1,858.8
05年	159.9	152.4	148.4	140.0	11.5	12.4	1,918.8	1,828.8
06年	160.8	153.5	148.5	140.6	12.3	12.9	1,929.6	1,842.0
07年	157.8	154.2	147.4	140.8	10.4	13.4	1,893.6	1,850.4
08年	157.3	153.0	146.6	140.1	10.7	12.9	1,887.6	1,836.0
09年	152.8	147.3	143.0	136.4	9.8	10.9	1,833.6	1,767.6
10年	153.0	149.8	142.6	137.8	10.4	12.0	1,836.0	1,797.6

資料出所 厚生労働省『毎月勤労統計要覧』各年版より作成。

図17-2 愛媛の雇用形態別にみた年間総労働時間の推移



資料出所 厚生労働省『毎月勤労統計調査』より作成。

18 労働時間の産業・規模間格差の是正を

愛媛の労働時間の特徴をもう少し詳しくみしてみる。毎月勤労統計調査の2010年男性労働者（事業所規模5人以上）について、年間総実労働時間を産業別にみると、産業間で大きな格差があることがわかる。もっとも長いのが卸売・小売業で2145.6時間、もっとも短いのがサービス業の1848時間である。両産業の間には297.6時間の差が生じている。

愛媛県中小企業団体中央会による「愛媛県における中小企業の労働事情」2011年7月調査によると、週所定労働時間が40時間以内の企業は、全体で87.3%となり前年比1.2ポイント減となった。従業員規模別にみると1～4人で76.5%、5～9人で77.3%、10～29人で92.2%、30～99人で97.5%、100～300人で94.9%となっている。漸次週40時間への移行が進んでいるが、企業規模によってまだまだ所定労働時間が40時間を超える事業所があることも事実である。所定外労働については、「1～

10時間」が最も多く35.4%で、次いで「0時間」が23.8%、「10～20時間」が20.4%となっている。

2010年4月1日に施行された改正労働基準法では、限度時間を超える時間外労働を労使で削減していくため、法定割増賃金率の引き上げや代替休暇制度が創設され、また年次有給休暇が労使協定によって時間単位で取得できるようになった。長時間労働は賃金不払い残業（サービス残業）や、過労など労働者のメンタルヘルスにかかわる重大な問題であり、削減に向けた取り組みが求められる。

代替休暇制度

引き上げ分の割増賃金部分を有給休暇で消化できる制度

表18-1 愛媛の産業別・男女別みた労働時間（2010年）

（調査産業計・事業所規模5人以上）

			産 業 計	建 設 業	製 造 業	運輸・郵便業	卸売・小売業	金融・保険業	医療・福祉	サービス業
月 間	合 計	出 勤 日 数	20.1	21.4	20.2	19.7	21.1	19.6	20.1	19.5
		総実労働時間	152.5	170.8	165.4	165.3	155.8	151.0	144.6	134.8
		所定外労働時間	8.9	10.8	13.7	18.1	8.0	6.4	4.4	10.0
	男 性	出 勤 日 数	20.5	21.5	20.4	19.9	21.8	20.0	19.8	19.7
		総実労働時間	168.1	173.7	173.0	169.4	178.8	159.3	156.8	154.0
		所定外労働時間	13.5	12.0	17.0	20.0	13.1	6.9	8.0	14.1
年 間	女 性	出 勤 日 数	19.6	20.5	19.7	18.5	20.4	19.3	20.2	19.3
		総実労働時間	134.4	149.9	147.1	139.5	131.4	143.6	141.5	116.3
		所定外労働時間	3.6	1.7	5.8	6.1	2.6	6.0	3.5	6.0
	合 計	出 勤 日 数	241.2	256.8	242.4	236.4	253.2	235.2	241.2	234.0
		総実労働時間	1,830.0	2,049.6	1,984.8	1,983.6	1,869.6	1,812.0	1,735.2	1,617.6
		所定外労働時間	106.8	129.6	164.4	217.2	96.0	76.8	52.8	120.0
年 間	男 性	出 勤 日 数	246.0	258.0	244.8	238.8	261.6	240.0	237.6	236.4
		総実労働時間	2,017.2	2,084.4	2,076.0	2,032.8	2,145.6	1,911.6	1,881.6	1,848.0
		所定外労働時間	162.0	144.0	204.0	240.0	157.2	82.8	96.0	169.2
	女 性	出 勤 日 数	235.2	246.0	236.4	222.0	244.8	231.6	242.4	231.6
		総実労働時間	1,612.8	1,798.8	1,765.2	1,674.0	1,576.8	1,723.2	1,698.0	1,395.6
		所定外労働時間	43.2	20.4	69.6	73.2	31.2	72.0	42.0	72.0

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。

表18-2 愛媛の中小企業の週所定労働時間（2011年）

（単位：％）

	合計	38時間以下	38時間超 40時間未満	40時間	40時間超 44時間以下
2 0 0 0 年	100.0	3.2	25.2	57.0	14.6
0 5 年	100.0	8.6	28.4	54.4	8.6
0 6 年	100.0	9.4	27.1	51.8	11.8
0 7 年	100.0	9.4	29.3	50.2	11.1
0 8 年	100.0	9.5	27.1	51.6	11.7
0 9 年	100.0	8.3	24.5	52.1	15.1
1 0 年	100.0	14.2	24.5	49.8	11.5
1 1 年	100.0	10.7	24.7	55.1	9.5
製 造 業	100.0	10.8	29.7	51.4	8.1
非 製 造 業	100.0	10.6	20.5	58.3	10.6
1 ～ 4 人	100.0	23.5	17.6	35.4	23.5
5 ～ 9 人	100.0	13.6	25.0	38.7	22.7
1 0 ～ 2 9 人	100.0	4.7	26.6	60.9	7.8
3 0 ～ 9 9 人	100.0	6.3	27.8	63.4	2.5
1 0 0 ～ 3 0 0 人	100.0	20.5	17.9	56.5	5.1
全 国 平 均	100.0	11.3	28.2	47.8	12.7

資料出所 愛媛県中小企業団体中央会『愛媛県における中小企業の労働事情』（2011年7月調査）より作成。以下同様

表18-3 愛媛の中小企業の月平均残業時間（2011年）

（単位：％）

	0時間	1～10時間	10～20時間	20～30時間	30～50時間	50時間以上
産 業 計	23.8	35.4	20.4	10.0	8.3	2.1
製 造 業	20.5	40.2	21.4	10.7	5.4	1.8
非 製 造 業	26.6	31.3	19.5	9.4	10.9	2.3
1 ～ 4 人	73.6	5.3	10.5	5.3	5.3	—
5 ～ 9 人	44.2	30.2	9.3	9.3	4.7	2.3
1 0 ～ 2 9 人	17.5	44.4	20.6	3.2	12.7	1.6
3 0 ～ 9 9 人	12.8	34.7	23.1	17.9	7.7	3.8
1 0 0 ～ 3 0 0 人	8.1	43.3	32.4	8.1	8.1	—
全 国 平 均	30.6	29.7	18.9	11.6	7.7	1.5

図18 愛媛の中小企業の月平均残業時間

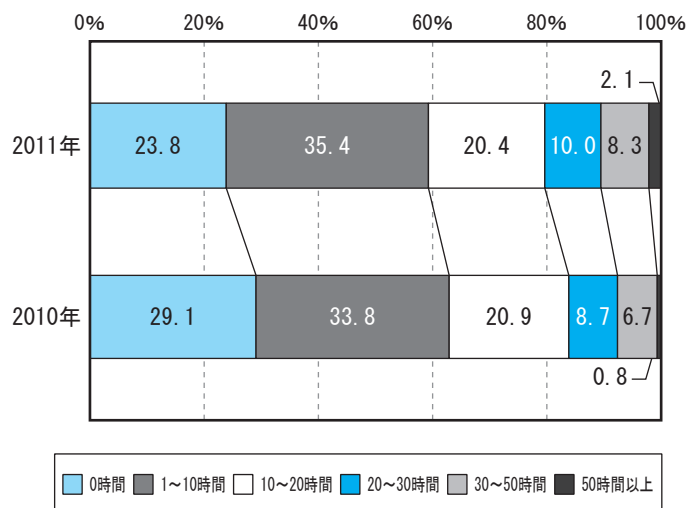


表18-4 愛媛の中小企業の有給休暇取得状況（2011年）

	付与日 数(日)	取得日 数(日)	取得率 (%)
産 業 計	15.7	6.8	43.3
製 造 業	15.5	7.4	48.0
非製造業	15.8	6.3	39.6
1 ～ 4 人	12.4	7.1	57.7
5 ～ 9 人	13.5	5.9	43.6
10～29人	15.9	5.8	36.5
30～99人	16.9	8.4	49.5
100～300人	16.0	5.6	34.7
全国平均	15.5	6.9	44.6

19 サービス残業の実態について

愛媛労働局のまとめによると、100万円以上の賃金不払い残業（サービス残業）を労働基準監督署からは正指導され、残業代に当たる割り増し賃金を支払った県内企業は、2009年度は23社で前年比2社減、対象労働者数は748人で31人減、是正支払い金額は7,984万円で1,180万円減となった。一企業あたりの平均額は、347万円で、対象労働者一人当たりに換算すると平均10万6,738円となっている。

これについて10万円以上の遡及是正事案として見てみると、事案数は129件、対象労働者数は2,365人、是正支払い金額は1億866万円にのぼっている。

全国的な状況について、厚生労働省のまとめによる2010年度における100万円以上の賃金不払い残業是正事案は、企業数で1,386企業、対象労働者数は11万5,231人、支払われた割り増し賃金の合計額は123億2,358万円となり、前年度比で165社増、是正金額7億2,060万円増となった。

賃金不払い残業

「所定労働時間外に労働時間の一部または全部に対して所定の賃金または割り増し賃金を支払うことなく労働を行わせること」といわれるサービス残業のこと。労働基準法に違反することとなる。

表19-1 愛媛の賃金不払い残業に係る遡及是正状況（100万円以上）

業種別事業数の推移

（単位：件）

業 種	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	前 年 比
業 種 計	19	16	18	35	27	25	23	－2
製 造 業	3	6	10	16	13	4	3	－1
建 設 業	—	—	—	—	1	0	4	4
商 業	5	4	1	12	6	11	11	0
運 輸・交 通 業	—	—	—	—	1	1	0	－1
金 融・広 告 業	1	0	2	1	0	2	0	－2
保 健 衛 生 業	1	2	0	2	1	1	2	1
接 客 娛 楽 業	3	1	1	2	3	1	2	1
そ の 他	6	3	4	2	2	5	1	－4

業種別対象労働者数の推移

（単位：人）

業 種	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	前 年 比
業 種 計	2,462	547	671	1,044	633	779	748	－31
製 造 業	43	135	394	449	123	97	148	51
建 設 業	—	—	—	—	13	0	107	107
商 業	577	129	20	432	289	317	277	－40
運 輸・交 通 業	—	—	—	—	50	20	0	－20
金 融・広 告 業	1,279	0	135	24	0	23	0	－23
保 健 衛 生 業	146	84	0	39	54	11	158	147
接 客 娛 楽 業	107	185	19	60	41	1	53	52
そ の 他	310	14	103	40	63	310	5	－305

業種別是正支払金額の推移

（単位：万円）

業 種	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	前 年 比
業 種 計	25,214	5,333	5,084	9,527	6,682	9,074	7,894	－1,180
製 造 業	402	2,988	3,723	5,504	2,909	1,490	939	－551
建 設 業	—	—	—	—	101	0	1,188	1,188
商 業	2,095	1,052	107	2,812	1,123	2,823	3,190	367
運 輸・交 通 業	—	—	—	—	1,164	187	0	－187
金 融・広 告 業	19,337	0	327	421	0	330	0	－330
保 健 衛 生 業	717	304	0	291	128	204	806	602
接 客 娛 楽 業	928	294	220	285	715	462	1,657	1,195
そ の 他	1,735	695	707	214	542	3,578	114	－3,464

資料出所 「愛媛労働局まとめ」より作成

図19 愛媛の業種別賃金不払い残業是正事案の推移（100万円以上）

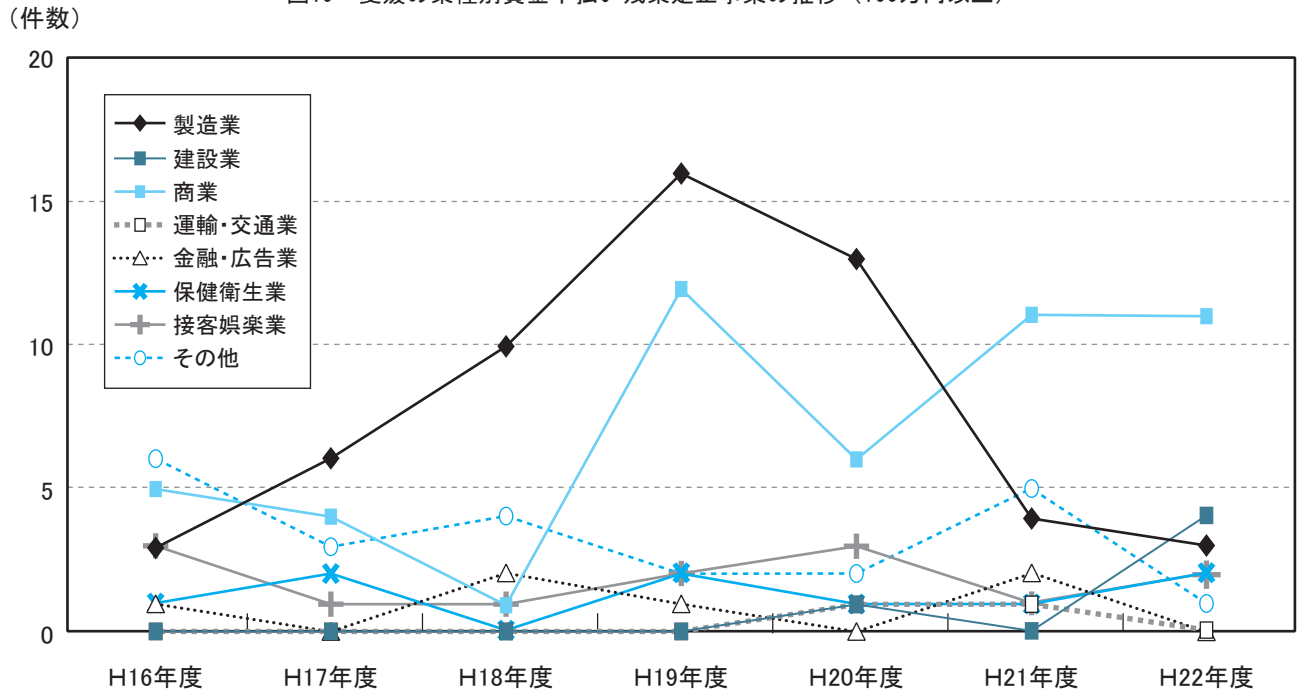


表19-2 愛媛の賃金不払い残業にかかる遡及是正状況（10万円以上）

	平成22年度に10万円以上の遡及是正をした事案				
	事 案 数	是正支払額	対象労働者数	1企業当たり 是正額	労働者一人当たり 是正額
製造業	33	16,936,888	743	513,239	22,795
鉱業	1	160,074	20	160,074	8,003
建設業	6	12,278,677	111	2,046,446	110,618
運輸交通業	6	2,797,818	67	466,303	41,758
貨物取扱業	1	215,700	9	215,700	23,966
商業	38	41,106,337	554	1,081,745	74,199
金融・広告業	2	1,054,151	56	527,075	18,824
教育・研究業	2	1,296,989	22	648,494	58,954
接客娯楽業	10	18,835,184	127	1,883,518	148,308
保健衛生業	21	12,134,660	507	577,840	23,934
清掃・と畜業	2	252,421	23	126,210	10,974
その他	7	1,589,773	126	227,110	12,617
合計	129	108,658,672	2,365	842,315	45,944

資料出所 「愛媛労働局まとめ」より作成。

表19-3 全国の不払残業是正指導結果の推移

	100万円以上の割り増し賃金の是正支払い事案					
	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	対前年
是 正 企 業 数	1,679社	1,728社	1,533社	1,221社	1,386社	+165社
対 象 労 働 者 数	182,561人	179,543人	180,730人	111,889人	115,231人	+3,342人
割増賃金支払い額	227億1,485万円	272億4,261万円	196億1,351万円	116億298万円	123億2,358万円	+7億2,060万円
1 企 業 平 均 額	1,353万円	1,577万円	1,263万円	950万円	889万円	-61万円
1 労 働 者 平 均 額	12万円	15万円	11万円	10万円	11万円	+1万円

資料出所 厚生労働省 2010年度「監督指導による賃金不払残業の是正結果」より作成。

V 高齢者の状況

20 進む愛媛の高齢化

愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課調査によると、2011年4月1日現在で愛媛県内の65歳以上の人口は379,794人で、前年同月より335人増となっている。

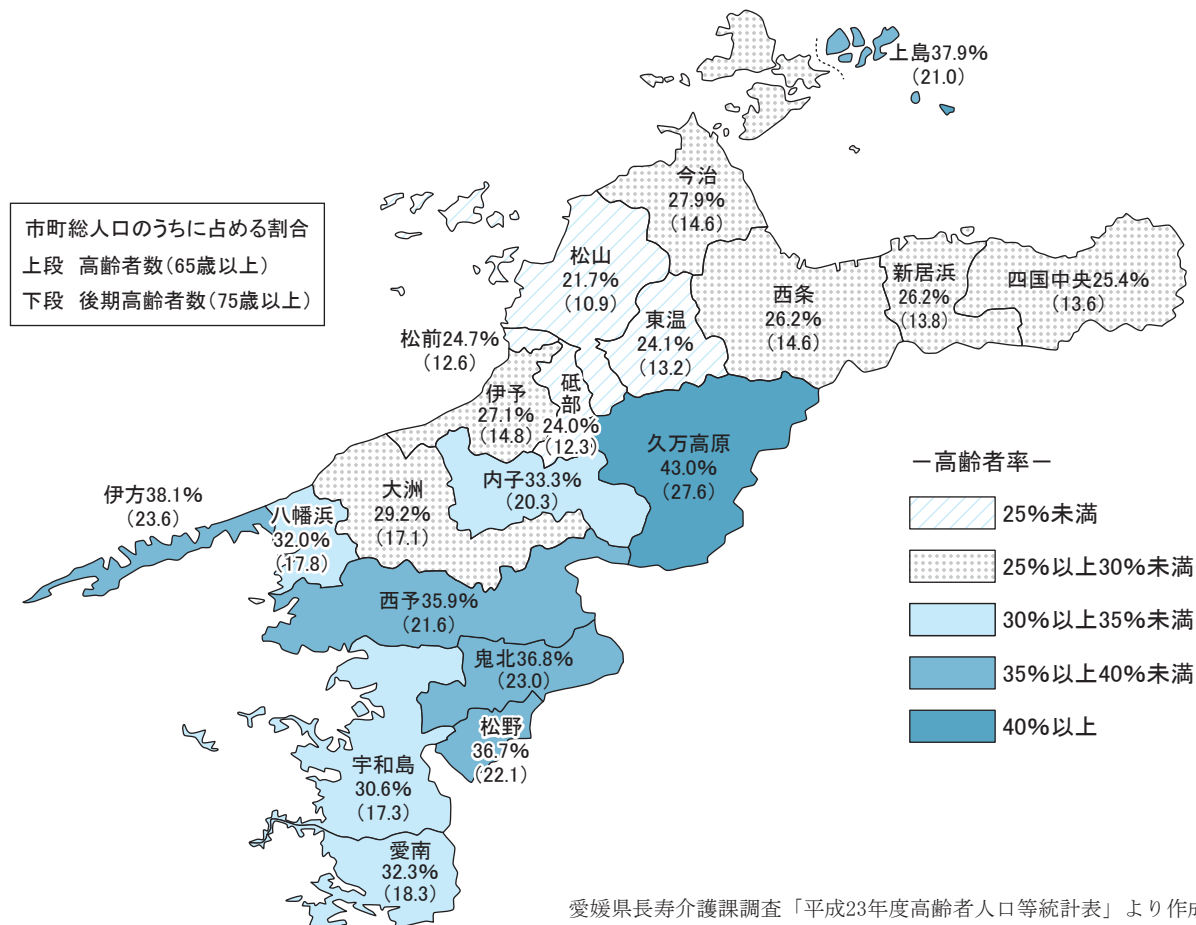
2010年10月実施の総務省「人口推計年報」で都道府県別にかつブロック別にわけて高齢化率（総人口に対する65歳以上人口の割合）を整理したのが右表である。愛媛県の高齢化率は26.7%で、都道府県の高位順で9位となっている。前年に比べ0.5ポイント上昇し、順位も3つ上がることとなった。なお全国平均は23.0%で0.3ポイント上昇している。この表からも分かるように都道府県の高齢化率には大きな違いがみられ、秋田県の29.7%をトップにして最も低いのが沖縄の17.4%となっている。各地域別にみると東北、中国・四国に高齢化率が高い

県が比較的集中しているが、総じて全国的に高齢化率が上昇傾向にあるのは言うまでもない。

地域間の格差は、県内でみるとさらに拡大する傾向にあり、下図のとおり高齢化率が最も低い松山市（21.7%）と最も高い久万高原町（43.0%）との間には21.3ポイントの差がある。

ついで30%を超えている自治体は、上島町（37.9%）、伊方町（38.1%）、鬼北町（36.8%）、松野町（36.7%）、西予市（35.9%）そして内子町（33.3%）愛南町（32.3%）、八幡浜市（32.0%）、宇和島市（30.6%）の3市6市町である。他の9市町は20%台である。しかしながら、県内20市町は共通して高齢化率が年々上昇しており、高齢化の問題は少子化の問題と共に地域の過疎・過密問題等と総合して把握することが重要である。

図20 愛媛県内市町別高齢者人口（65歳以上）の割合（2011年4月現在）



愛媛県長寿介護課調査「平成23年度高齢者人口等統計表」より作成。

表20 都道府県別高齢者人口(65歳以上人口)の割合 (2011年)

順位	北海道・東北	関 東	中 部	近 畿	中国・四国	九 州
1	秋田県 29.7					
2					島根県 29.0	
3					高知県 28.9	
4					山口県 27.9	
5	山形県 27.6					
6				和歌山県27.3		
7	岩手県 27.1				徳島県 27.0	
8					愛媛県 26.7	
9						大分県 26.6
10						
11			長野県 26.5			鹿児島県26.5
12						
13			新潟県 26.3			
14					鳥取県 26.3	
15			富山県 26.3			
16						長崎県 26.1
17					香川県 25.9	
18	青森県 25.9					宮崎県 25.7
19						熊本県 25.6
20						
21			福井県 25.3			
22					岡山県 25.2	
23	福島県 25.0					
24			山梨県 24.8			
25	北海道 24.7					
26				三重県 24.3		佐賀県 24.6
27						
28			岐阜県 24.1		広島県 24.0	
29				奈良県 23.9		
30						
31			静岡県 23.9			
32			石川県 23.8			
33		群馬県 23.6				
34				京都府 23.4		
35				兵庫県 23.1		
36		茨城県 22.5				
37				大阪府 22.4		
38	宮城県 22.4					
39						福岡県 22.3
40		栃木県 22.1				
41		千葉県 21.5				
42				滋賀県 20.6		
43		埼玉県 20.4				
44		東京都 20.4				
45			愛知県 20.3			
46		神奈川県20.2				
47						沖縄県 17.4

資料出所 総務省統計局「人口推計」(2010年10月1日現在)より作成。

(注)・ 統計表単位未満は四捨五入しており、同数値であっても順位は異なる場合がある。

21 要介護（要支援）認定者数の状況

厚生労働省「介護保険事業状況報告」によると、県内の要介護（要支援）認定者数の推移は、2000年4月の3万5,810人から2011年4月には7万7,725人へと2倍以上増加している。65歳以上人口に占める要介護（要支援）認定者数の割合、認定者割合も2000年4月の11.25%から2011年4月は20.4%へと倍近くになっている。

なお、2006年4月に行われた介護保険制度の大幅な改定により、要介護認定・要支援認定区分変更が実施されたため、それまでの主として要支援と要介護1が要支援1、要支援2および経過的要介護の区分となっている。

要介護1について見てみると、2007年以降減少傾向にあったが、2009年12,564人を底に再び増加傾向にあり、2011年4月30日時点は14,093人と前年比986人増（7.5%増）となっている。

2011年4月末時点の認定者数を中国・四国の9県別にみると、認定者割合は、最も低い山口県の18.4%から最も高い徳島県の21.5%まで3.1ポイントの差があるが、両県の間に他の7県が位置していることになり、9県で大きな差異はない。必ずしも高齢化率が高い県と認定者割合に相関関係があるとはいえない。

表21-1 愛媛の要介護（要支援）認定者数の推移

		2000年 4月30日	2001年 4月30日	2002年 4月30日	2003年 4月30日	2004年 4月30日	2005年 4月30日	2006年 4月30日	2007年 4月30日	2008年 4月30日	2009年 4月30日	2010年 4月30日	2011年 4月30日
被 保 険 者 数	合 計	318,422	327,170	335,103	342,278	345,015	349,884	357,656	365,609	370,787	376,515	381,544	381,438
	第1号被保険者	317,454	325,962	333,732	340,686	343,249	347,937	355,565	363,508	368,644	374,357	379,376	379,237
	第2号被保険者	968	1,208	1,371	1,592	1,766	1,947	2,091	2,101	2,143	2,158	2,168	2,201
要 支 援 ・ 要 介 護 認 定 者 数	合 計	35,810	41,867	48,480	56,448	61,166	65,575	69,782	70,545	72,013	73,766	75,236	77,725
	要支援	5,526	6,229	7,051	8,686	10,522	11,907	—	—	—	—	—	—
	要支援1	—	—	—	—	—	—	393	4,120	8,933	9,518	10,484	11,761
	要支援2	—	—	—	—	—	—	486	5,384	10,752	11,255	10,757	10,180
	経過的要介護	—	—	—	—	—	—	12,864	6,891	17	—	—	—
	要介護1	8,757	11,707	14,648	17,907	20,018	21,577	21,596	17,045	12,629	12,564	13,107	14,093
	要介護2	6,109	7,094	8,422	9,690	9,117	9,228	10,019	11,080	11,869	11,874	11,840	12,056
	要介護3	4,868	5,180	5,635	6,278	6,954	7,589	8,451	9,395	10,430	10,820	10,014	9,895
	要介護4	5,449	5,777	6,021	6,495	6,812	7,338	7,897	8,115	8,559	8,805	9,380	9,461
	要介護5	5,101	5,880	6,703	7,392	7,743	7,936	8,076	8,515	8,824	8,930	9,654	10,279
認定者割合(%)		11.25	12.80	14.47	16.49	17.73	18.74	19.51	19.30	19.42	19.59	19.72	20.40

資料出所 厚生労働省老健局介護保険課「介護保険事業状況報告」より作成。以下同じ。

- (注)
- 1) 2006年4月から介護保険制度改定により、要介護認定・要支援認定区分変更が実施されたため留意が必要。
 - 2) 2000年4月現在の人数は、旧措置入所者で非該当のものを「要支援」に整理している。
 - 3) 第2号被保険者数は、被認定者数である。
 - 4) 第1号被保険者数・要介護（要支援）認定者数は当月末実績、居宅介護（支援）サービス受給者数・施設介護サービス受給者数・保険給付決定状況は、前々月サービス分である。
 - 5) 計数のない場合を — とする。
 - 6) 数値は、暫定版であり今後変更がある。

表21-2 中四国の県別にみた要介護（要支援）認定者数（2011年4月末現在）

保 険 者	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計	認定者割合
鳥 取 県	3,587	4,017	—	4,462	5,296	4,158	4,059	4,213	29,792	19.4%
島 根 県	5,322	5,053	—	8,073	7,384	5,636	5,318	5,313	42,099	20.4%
岡 山 県	12,583	13,638	—	17,457	17,277	12,826	11,926	11,421	97,128	20.0%
広 島 県	22,000	19,043	—	24,302	21,967	16,891	14,383	15,292	133,878	19.6%
山 口 県	10,329	9,391	—	14,789	12,604	9,644	9,304	8,712	74,773	18.4%
徳 島 県	6,569	7,299	—	6,685	7,990	5,999	5,371	4,820	44,733	21.5%
香 川 県	5,029	7,287	—	9,034	9,477	6,734	5,513	5,260	48,334	19.0%
愛 媛 県	11,761	10,180	—	14,093	12,056	9,895	9,461	10,279	77,725	20.4%
高 知 県	5,482	4,853	—	7,571	6,536	5,510	5,765	6,476	42,193	19.4%

表21-3 愛媛県内の市町別にみた要介護（要支援）認定者数（2011年4月末現在）

保 険 者	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計	認定者割合
松 山 市	4,621	3,110	—	4,509	3,039	2,467	2,664	2,848	23,258	20.6%
今 治 市	1,062	1,320	—	1,615	1,856	1,372	1,069	1,353	9,647	19.9%
宇和島市	1,445	724	—	1,115	782	678	672	878	6,294	23.7%
八幡浜市	312	229	—	516	336	314	316	238	2,261	18.1%
新居浜市	473	1,031	—	1,143	1,588	1,154	898	1,039	7,326	22.2%
西 条 市	798	665	—	1,024	924	779	695	862	5,747	19.0%
大 洲 市	379	290	—	452	359	335	331	274	2,420	17.1%
伊 予 市	300	264	—	445	262	231	309	225	2,036	19.0%
四国中央市	581	792	—	822	873	687	689	644	5,088	21.5%
西 予 市	373	404	—	482	457	359	369	468	2,912	18.7%
東 温 市	189	304	—	332	310	235	228	248	1,846	22.1%
上 島 町	80	67	—	113	64	49	50	67	490	16.4%
久万高原町	136	93	—	131	140	211	125	116	952	21.7%
松 前 町	251	189	—	284	212	193	194	148	1,471	19.0%
砥 部 町	118	172	—	193	132	164	139	128	1,046	19.4%
内 子 町	150	118	—	206	195	152	199	145	1,165	18.5%
伊 方 町	174	110	—	198	82	74	103	114	855	19.3%
松 野 町	28	33	—	89	49	51	38	40	328	20.1%
鬼 北 町	116	82	—	204	118	128	118	172	938	21.5%
愛 南 町	175	183	—	220	278	262	255	272	1,645	20.3%

VI 生活環境と生活問題

22 松山市の消費者物価指数

物価が上昇すれば相対的に貨幣価値は下がる。仮に物価が10%上昇すれば、それまで10個買えていたものが同じ値段で9個しか変えなくなるわけだから、「出費を増やす」か「購入数を減らす」かしないと生活が維持できなくなる。

春闘賃上げにおけるベースアップとは、生活向上、企業業績配分のほかに、この物価上昇分の確保を基本にしている。定期昇給分のみの賃上げでは、物価上昇下においては実質賃下げに他ならない。

愛媛県の消費者物価指数については、県庁所在地のデータとして松山市の物価が調査されている。

2010年、2011年の月別の推移を生鮮食品を除く総合物価指数の推移でみると2009年3月から続いていた物価の下落テンポは緩やかになってきている。3月、4月は東日本大震災の発生により、生産の停止や停滞などから一時的に供給不足が生じたことなどによる上昇が見られたが、次第にその動きも落ち着き、依然としてデフレ基調で推移している。

内需喚起が言われて久しいが、デフレ解消のためには消費者購買力の向上が必要であり、それには一般消費者である労働者所得の引き上げや、将来不安の解消なくては成り立たない。

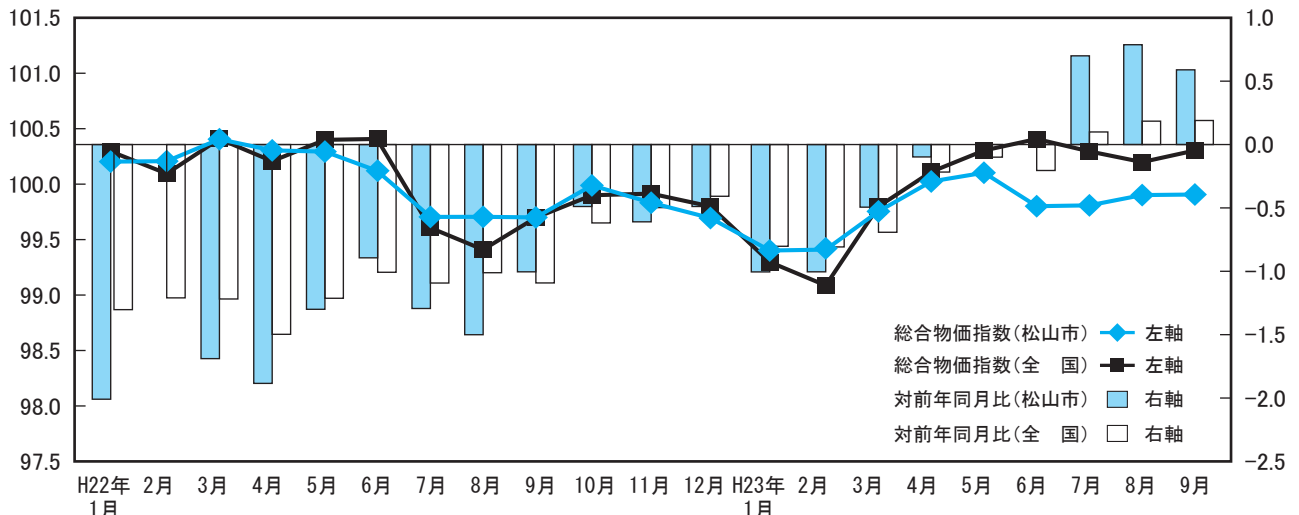
表22 松山市の消費者物価指数

(H22年=100)

	総合	対前年 (月)比	総合 (生鮮食品 を除く)	食料	住居	光熱 水道	家具・ 家事用品	被服・ 履き物	保健 医療	交通・ 通信	教育	教養 娯楽	諸雑費
19年	100.5	0.0	101.1	95.7	102.6	96.7	107.2	100.7	101.3	101.9	111.3	104.6	99.9
20年	102.1	1.6	102.6	98.7	100.9	102.6	108.5	102.7	101.2	104.2	113.3	104.5	100.7
21年	100.6	-1.5	101.2	98.7	100.6	100.6	107.7	97.8	100.7	99.0	114.6	102.2	99.4
22年	100.0	-0.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
H23年 1月	99.4	-0.7	99.3	100.4	99.7	100.0	95.1	92.8	99.3	99.6	97.0	98.7	103.7
2月	99.2	-0.7	99.1	100.2	99.7	100.9	95.4	91.1	99.7	99.3	97.0	97.6	103.8
3月	99.9	-0.3	99.8	99.9	99.7	101.6	99.5	98.7	99.4	101.1	97.0	97.9	103.4
4月	100.1	0.0	100.1	100.3	99.7	102.0	100.1	100.1	99.2	101.6	97.3	96.9	103.3
5月	100.3	0.0	100.3	100.7	99.6	102.3	99.4	99.2	100.2	101.5	97.3	98.3	103.7
6月	100.5	0.1	100.4	100.6	101.6	102.6	97.9	99.0	100.0	101.0	97.3	97.0	103.3
7月	100.5	0.9	100.3	101.1	101.6	103.0	97.8	95.1	99.3	101.4	97.3	97.2	103.3
8月	100.2	0.7	100.2	99.9	101.6	103.4	95.6	93.7	99.3	101.9	97.3	97.5	103.5
9月	100.4	0.4	100.3	100.4	101.7	103.6	95.5	101.0	98.5	100.9	97.3	96.2	103.6

資料出所 総務省統計局まとめ。以下、同じ。

図22 松山市の総合物価指数（生鮮食品を除く）の推移



注) 生鮮食品は豊作・不作などによって価格変動が大きいので、ここでは生鮮食品を除く総合指数をみる。

23 子どもの教育費

日本が抱える大きな問題のひとつに少子化問題がある。出生率の低下は、将来の社会保障負担、国内生産・需要等に多大な影響を与えることになる。2010年の合計特殊出生率は1.39であり、15歳未満の子どもの数（2010.4.1現在）は1,693万人で30年連続減、世界最低水準の状況が続いている。出生率の低下は晩婚化や未婚率の上昇、さらには仕事と子育ての両立の難しさや、子育てにかかるコストが大きな要因として考えられる。

子どもの教育費について詳しく見ていきたい。愛媛銀行が県内の家庭を対象に行った「大学生の教育費に関するアンケート調査」によると、まず受験にかかる総費用（受験料・交通費・宿泊代）の出費は34.8万円（受験校数平均2.7）となっている。また学費（年間額）は、国公立で1年目が61.5万円、2

年目以降が62.3万円であり、私立文系では1年目が97.5万円、2年目以降が98.0万円かかってくる。さらに自宅外の学生であれば仕送りも必要となり、仕送り額平均は月額9.2万円（うち住居費は4.8万円）で、4年間で換算すると441.6万円にものぼる。

また、日本政策金融公庫が行っている平成23年度「教育費負担の実態調査結果」によると高校入学から大学卒業までにかかる費用は子ども一人当たり1,042.3万円で、その内訳は高校3年間で335.2万円、その後大学に入学すると707.1万円が加わることとなる。

「小学校以上に在学中の子ども全員にかかる費用」の世帯年収に対する割合は、平均37.7%（世帯年収平均566.9万円）であり、子育て世帯が抱える負担感の大きさもうなずける。

表23-1 大学初年度にかかる費用

(万円)

	入学金	授業料	施設・設備費	計
国 公 立	27.3	49.6	4.8	81.7
私 立 文 系	30.0	92.0	5.5	127.5
私 立 理 系	26.2	115.0	16.8	158.0

資料出所 ひめぎん情報センター「2011年大学生の教育費に関するアンケート調査」

表23-2 大学4年間にかかる総費用（学費＋生活費）の平均

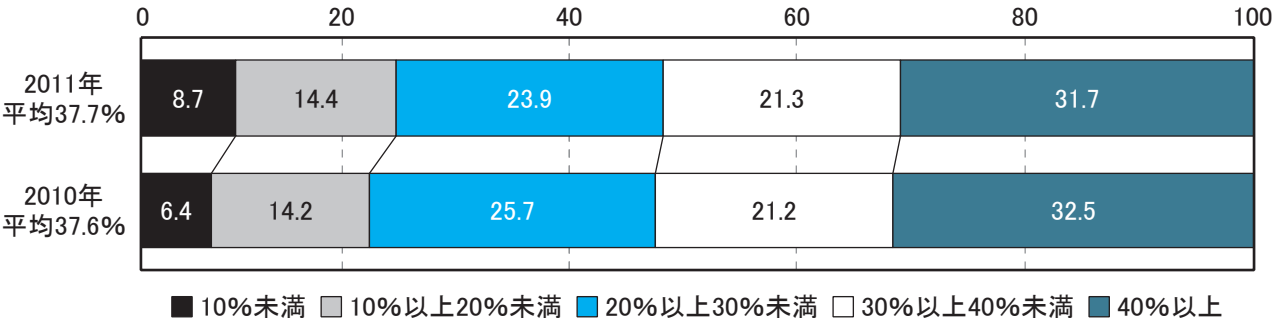
(万円)

	国 公 立	私立（文系）
自 宅 生	103.8万円／年×4年間＝415.2万円	129.3万円／年×4年間＝517.2万円
自 宅 外 生	162.7万円／年×4年間＝650.8万円	213.2万円／年×4年間＝852.8万円

資料出所 ひめぎん情報センター「2011年大学生の教育費に関するアンケート調査」

図23 在学費用の年収に対する割合

(%)



資料出所 日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査」より作成

(注) 1) 小学校以上に在学中の子ども全員にかかる在学費用の年収に対する割合をまとめている
2) 世帯の平均年収は、2010年572.5万円、2011年566.9万円

24 愛媛における勤労者の生活不安の背景

2009年に愛媛県労福協が実施した「県内勤労者の生活と働く環境についての意識」調査では、調査対象となった勤労者の約8割が「現在および将来の家庭生活に“不安”を抱えている」と回答し、勤労者のなかでの不安の浸透が明確になった。

そうしたことを受けて、2010年調査は「愛媛における勤労者不安の背景」をテーマに設定し、労働と生活の現場からより詳しく迫るため実施した。今回の調査においては、調査票2,500枚のうち1,833枚を回収し、分析に使用し得る有効回答は1,829件であった。

調査は、① 労働組合に組織されている勤労者本人とその世帯の「姿」

② 「家計・消費」「賃金・雇用・労働条件」「悩み・不安の相談相手」から見える不安の実相

③ 自らを守るために必要な、労働者としての「権利」についての認知

以上の3つを本調査の大きな柱とした。

紙面の都合上全ては掲載しきれないため、調査の柱②を中心に、結果の概要について紹介する。

回答者属性の一覧表（性別・年齢別・居住地別）

	実人数	
	全体計	割合
性別	1829人	
男性	1525人	83.4%
女性	304人	16.6%
年齢		
29歳以下	359人	19.6%
30～39歳	656人	35.9%
40～49歳	552人	30.2%
50歳以上	262人	14.3%
居住地		
東予	812人	44.4%
中予	860人	47.0%
南予	157人	8.6%

《世帯の家計・消費》

（家計の状況）

表24-1で過去1年間の家計状況をみると、黒字（「かなり黒字」＋「やや黒字」）が33.8%、赤字（「かなり赤字」＋「やや赤字」）が23.9%となり、「収支がほぼ同じ」も34.7%となる中で、家計についてそれほど逼迫感はないように見える。しかしながら、子どもの有無別にみても「子どもがいる」家庭と、「子どもがいない」家庭とで赤字と答えた割合が、それぞれ30.4%、16.1%となっており、かつ「かなり赤字」の割合も前者では高くなっていることから、子育て費用の家計への負担が大きいと推測される。

また、過去一年間で家計について「苦しいと感じたことがあるか」について聞いたところ、半数以上が「感じたことがある」とする結果となった。

表24-1 子どもの有無別の家計状況

(上段：人
下段：%)

	合計	かなり黒字	やや黒字	収支トントン	やや赤字	かなり赤字	わからない
全体	1,829	93	525	635	278	160	138
	100.0	5.1	28.7	34.7	15.2	8.7	7.5
子どもがいる	1003	31	242	374	195	110	51
	100.0	3.1	24.1	37.3	19.4	11.0	5.1
子どもがいない	826	62	283	261	83	50	87
	100.0	7.5	34.3	31.6	10.0	6.1	10.5

図 24-1 「どのような場合に消費を増やせるか」については、「世帯収入の増加」が7割を超え、続いて「将来の収入不安の減少」「教育費負担の軽減」「雇用不安の解消」「年金制度に対する不安の減少」が上位5つの項目となった。

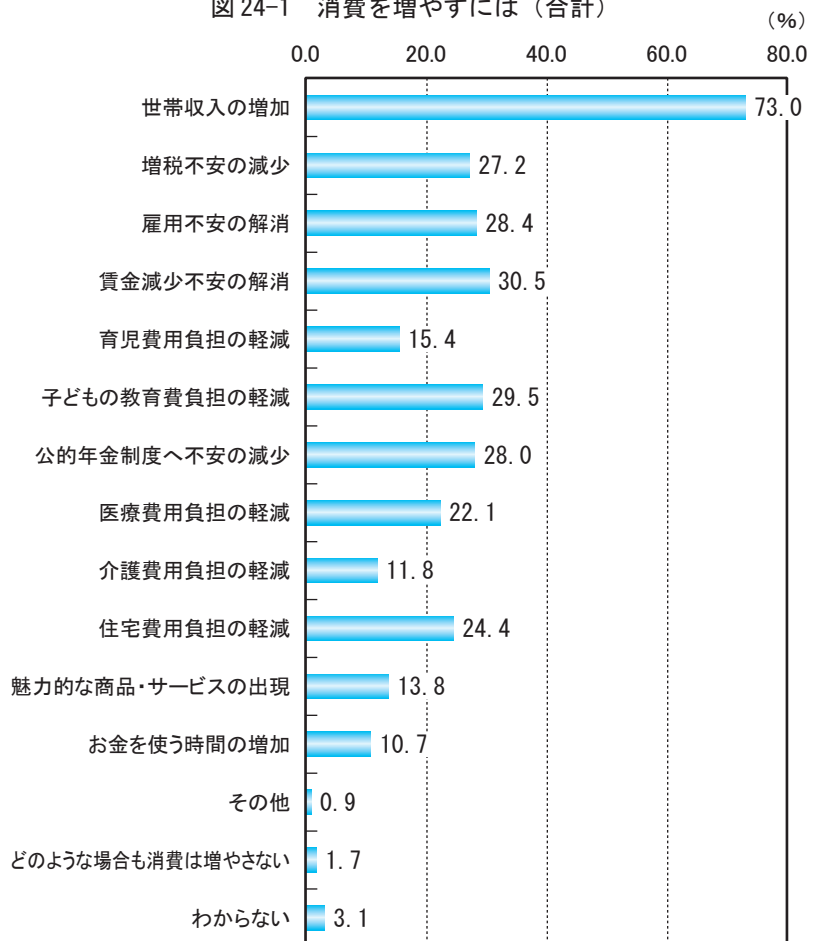
《賃金・雇用・労働条件》

(将来の賃金について)

図 24-2 で、5年後の賃金予想についてみると、5年後の賃金上昇を予想し期待できる労働者は、「低くなる」や「変わらない」よりも多いものの、わずか3分の1強しかいないことがわかる。むしろ半分以上（56%）は5年後の賃金上昇に期待できず、しかも3割近くは賃金低下を予想しており、極めて悲観的な見方を示している。

賃金が高くなると思わない理由については、ダントツ1位は「景気・会社業績回復が見込めない」であり、50歳未満の男女社員に共通してみられた。続いての理由は「一定の年齢になると給与が上昇しないことになっている」の割合が高くみられ、年齢別でみると50歳以上の男女正社員であり、賃金収入では500万円以上の平均ないしそれ以上の高額所得層に多い傾向があった。

図 24-1 消費を増やすには（合計）



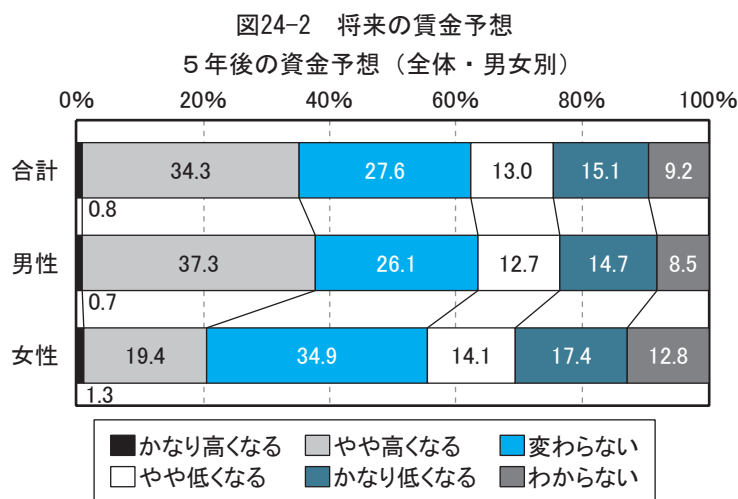
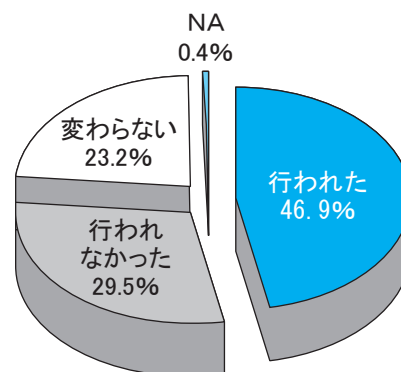


図24-3 不況対策の実施の有無



（不況対策について）

図24-3で、リーマン・ショック以降の不況対策の実施については、約半分の労働者に及んでおり、広範に行われたという事が言える。

表24-2では、実施された不況対策の内容を順位別にグルーピングしている。これをみると、最も広く実施された対策内容としては「残業抑制」となった。生産量低下に対応しての労働時間短縮の方法として、最も穏やかな方法が幅広くとられたと言える。

また、人員削減策について一つ一つの対策はそれほど割合も高くないが、各対策の割合を足していくと、人員削減策は133.5%にもなり、労働時間の短縮策（67%）、賃金カット関係策（60%）を大きく上回ることであった。新人をできる限り入れず、非正規社員の削減に止まらず正社員の削減も例外でないなど多種多様な人員削減策が実施されており、「賃金より雇用」との声が経営者団体より強く聞こえたが、実際は最も多い対策として雇用調整が実施されている。

また賃金カット関係についても、基本給関係のカットや抑制（基本給カット＋定昇の抑制・廃止）もあり、加えて残業抑制による残業手当のカットも広範に実施された。もしこれらの対策が重複すれば、かなりの賃金ダウンが免れないことがうかがえる。1990年代に進行した日本型賃金慣行の見直し・崩壊も、今回の不況下で一層進行したことも重大な点ある。

表24-2 実施された不況対策の内容（順位別グルーピング）

	全体		男性	女性
第1グループ	第1位「残業抑制」	46.50%	①46.3%	①47.7%
第2グループ	第2位「採用抑制」	29.50%	②30.2%	⑤25.4%
	第3位「賞与カット」	29.30%	③29.5%	④27.7%
	第4位「契約、臨時、パートタイマーの人員削減」	27.20%	⑤25.5%	②36.2%
第3グループ	第5位「派遣・請負労働者の人員削減」	26.80%	④27.9%	20.8%
	第6位「正社員の人員削減」	25.80%	⑦24.7%	③31.5%
	第7位「出向・転籍」	24.20%	⑥25.4%	17.7%
第4グループ	第8位「配置転換」	18.80%	19.0%	17.7%
	第9位「不採算部門の縮小廃止」	16.70%	17.0%	14.6%
	第10位「基本給カット」	15.60%	15.9%	13.8%
第5グループ	第11位「労働時間の短縮」	12.40%	12.2%	13.1%
	第12位「定昇の抑制・廃止」	10.00%	11.1%	3.8%
	第13位「一斉休業」	8.50%	7.4%	13.1%
その他	第14位「一定年齢以上の賃金カット」	4.80%	4.8%	4.6%

《悩み・不安の相談相手》

図24-4で、「悩みや不安の有無」は、「ある」が40.0%「ない」が60.0%であった。年齢別でみて「悩みがある」とした割合が最も高いのは「40～49歳」42.8%、「50歳以上」40.5%で高くなっており、まさに世帯の主たる生計支持者において、悩みや不安がより大きく深刻になっていることがうかがえる。

図24-5で、「悩みや不安の相談相手」としては、多くの人が身内や友人、また職場の同僚など、どちらかというと「私的」な相手を頼りにしており、また「誰にも相談していない」人が13.3%と多くみられたことも特徴等としてあげられる。

図24-6で、「相談しなかった理由」としては、「相談してもムダだと思った」が最も多く56.7%を占めていた。「ムダ」と考えたのはなぜか。相談をしても解決できるわけがないと考えた人が多かったのではない。賃金・雇用・労働条件が悪くなる一方で誰かに相談することでその事態が改善したという話をこの最近聞いたことがなければ、自ずとあきらめてしまうのも理解できる。「身近に相談相手がいなかった」「誰に相談したらよいかわからなかった」もそれぞれ10.3%あり、これらこそが本来労働組合がかかわってよい、関わるべき対象といえる。組合が勤労者にとって身近な存在として認知してもらえるような手だて・取り組みが必要と言えそうである。

図24-4 悩みや不安の有無

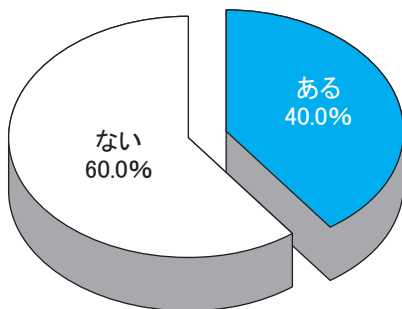


図24-5 悩みや不安の相談相手

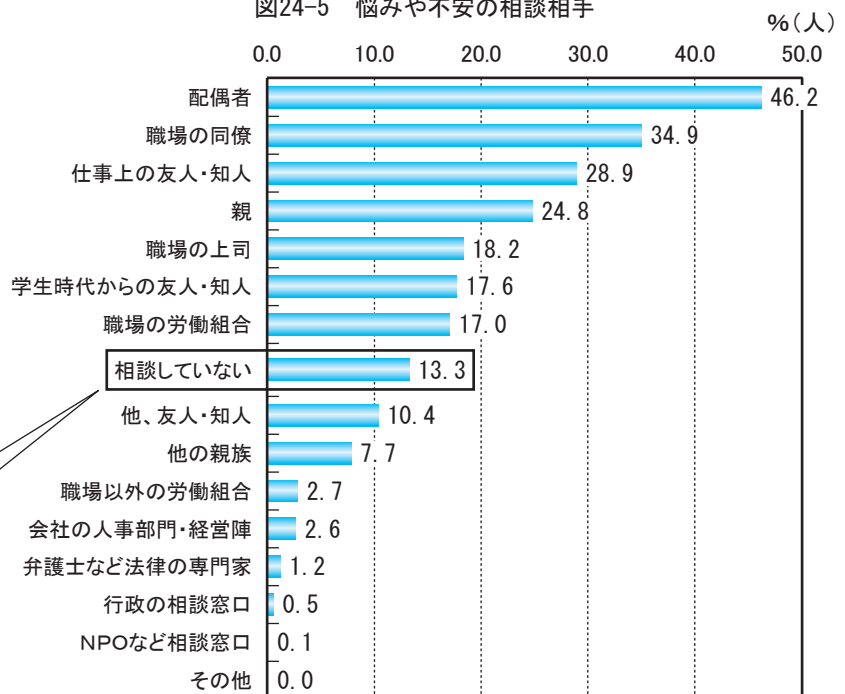
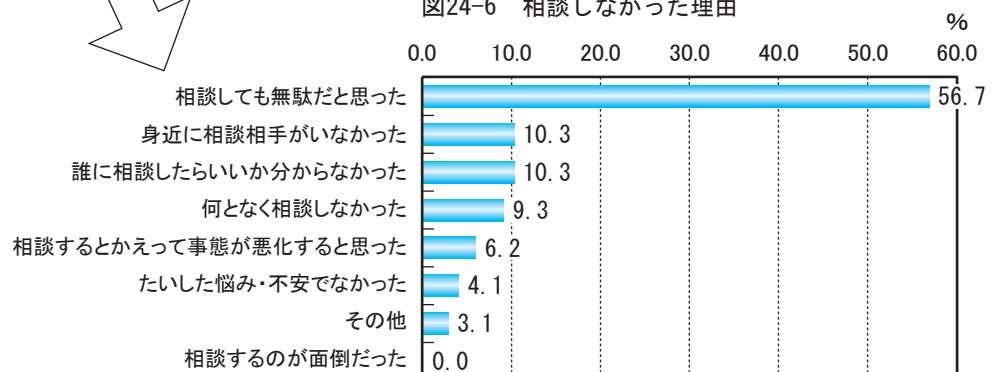


図24-6 相談しなかった理由



25 勤労者の景況感とくらし（愛媛勤労者短観調査）

この項では、愛媛県労働者福祉協議会が実施する「愛媛県勤労者短期観測調査」を紹介する。調査は、県内勤労者を対象に年2回「景況感、仕事の現状、暮らし向き等」についての質問票によるアンケート調査となっている。勤労者自身が景気や雇用、生活の状況（家計）について日頃どうみているのかの動向データを蓄積していくことで、一般的に実施されている企業景気動向調査との比較・差違を図り、勤労者福祉の向上にむけて様々な場面で活用していくことを目的に実施している。

2011年10月に第1回調査を実施し、124事業所の登録モニター432名に協力を依頼し、409名からの回答を得た。（※第2回調査は2012年4月に実施予定）

《回答者の構成》

性別は、男性298名（72.9%）、女性110名（26.9%）である。

年齢構成は、20歳代83名（20%）、30歳代122名（30%）、40歳代112名（28%）、50歳代83名（20%）、60歳以上8名（2%）である。

居住地別では、東予192名（47%）、中予160名（39%）、南予53名（13%）、その他3名（1%）である。

年収別では、200万円未満31名（8%）、200～400万円未満131名（33%）、400～600万円未満151名（38%）、600～800万円未満71名（18%）、800万円以上13名（3%）である。

業種別では、製造業186名（46%）、非製造業222名（54%）である。

就業形態別では正社員が360名（88%）、非正社員48名（12%）となっている。

アンケート内容は、（職場や仕事について）と（暮らし向きについて）の大きく2つのパートに分けることができる。

～職場や仕事について～

《勤め先の経営状況》……………図25-1、図25-2

1年前と比べて勤め先の経営状況が「悪くなったと思う」の回答が4割に達した。地域別にみると“東予地域”において「悪くなったと思う」の回答がより多い傾向が見られた。

《仕事の満足度》……………図25-3、図25-4

勤め先の仕事に満足しているかどうかについては、「満足」33%が「不満」13%を上回っており、全体として満足の傾向が見られる。年収別にみると年収が多い層ほど、「満足」の割合が高くなる傾向が見られる。（但し、年収800万以上はサンプル数13件と少ないため注意が必要）

《仕事での不安・悩み》……………図25-5

職場や仕事の事で抱えている不安や悩みについては、「毎月の収入の少なさ」と「将来の収入」が突出した結果となった。「将来の収入」については2人に1人が選択しており、将来の収入に対する不安の広がり深刻と言える。

～暮らし向きについて～

《暮らし向き》……………図 25-6

1 年前と比べた世帯の暮らし向きについては、「良くなった」を「悪くなった」が上回っている。地域別の差は確認できない。

《生活満足度》……………図 25-7、図 25-8、図 25-9

全体としては「満足」と「不満」の割合に差はない。しかし、就業形態別では違いが見られ、さらに年収が多いほど満足が高くなる傾向があること、年収の点からは逆になるが 20 歳代の満足度が高いことが確認できた。

《暮らし向きに関連した不安・悩み》……………図 25-10

「預貯金などの資産の少なさ」「自分や家族の健康」「自分自身または配偶者の老後」が上位の 3 つとなった。仕事での不安・悩みとしても「収入の少なさ」が多く上げられたように、収入や資産が仕事・暮らしの満足度に与える影響が大きいとみれる。

(注) 今回の調査は、第 1 回調査となるため比較検討がなされていない。2012 年 4 月実施予定の第 2 回調査以降、今回の調査結果からどのように変化し推移していくか、また全国調査との違いや企業景況感との違いなどを見ていくことになる。

図25-1 勤め先の現在の経営状況
(1 年前と比べて)

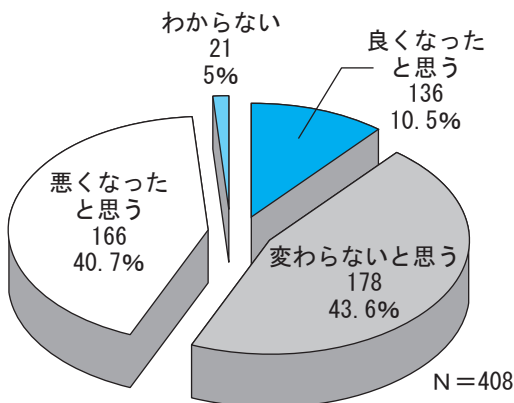


図25-2 地域別にみた勤め先の現在の経営状況
(1 年前と比べて)

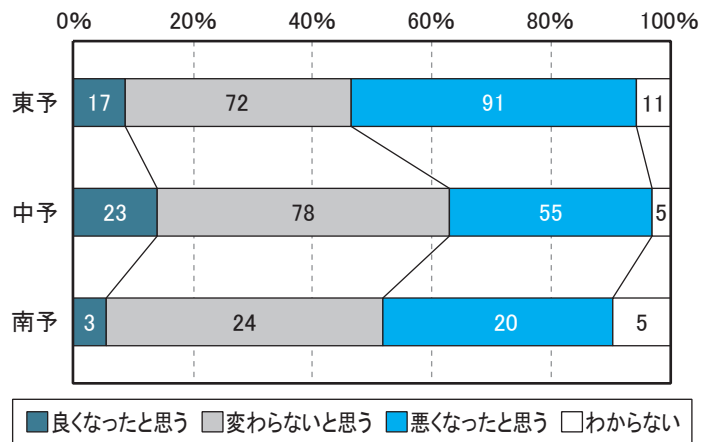


図25-3 現在の勤め先での仕事

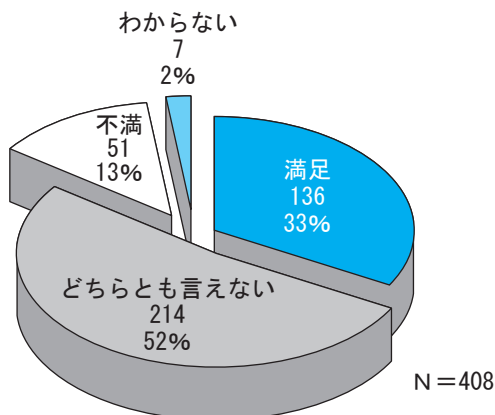


図25-4 年収別にみた仕事の満足度

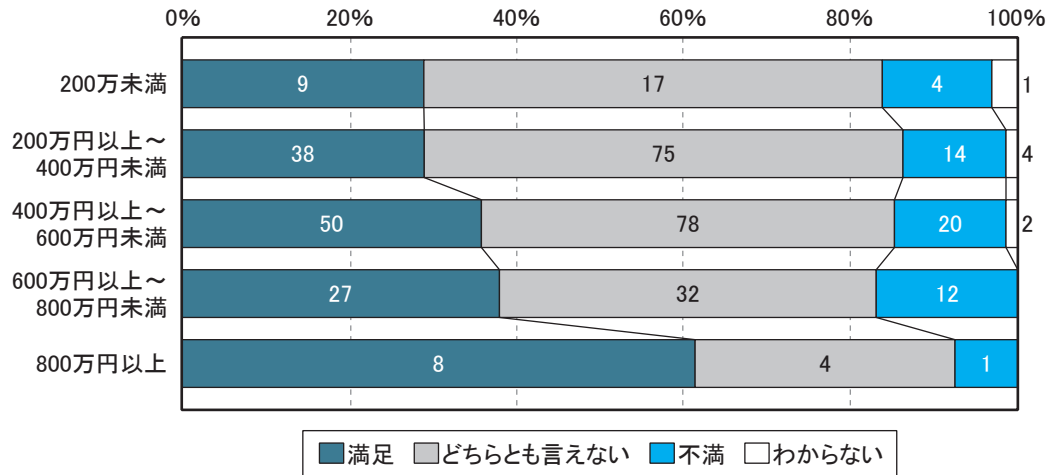


図25-5 仕事に関連して、この半年間に特に不安に思ったこと・悩んだこと（3つまで選択可）

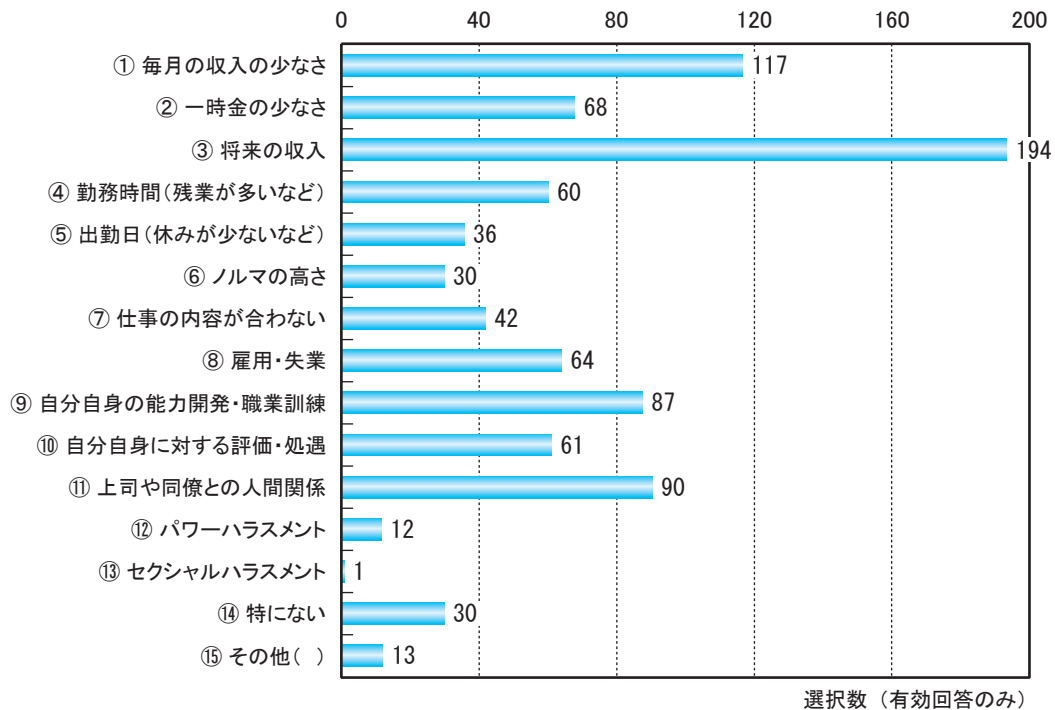


図25-6 世帯の暮らし向き（1年前と比べて）

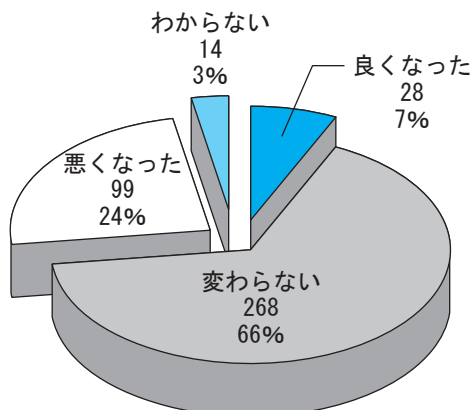


図25-7 現在の生活

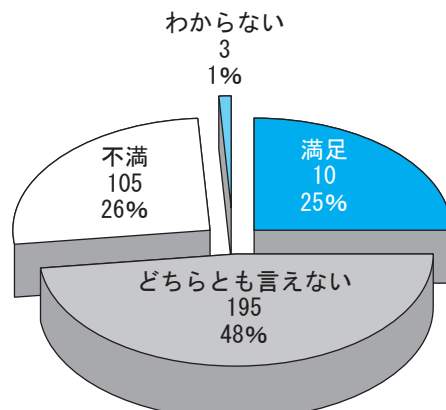


図25-8 年収別にみた生活の満足度

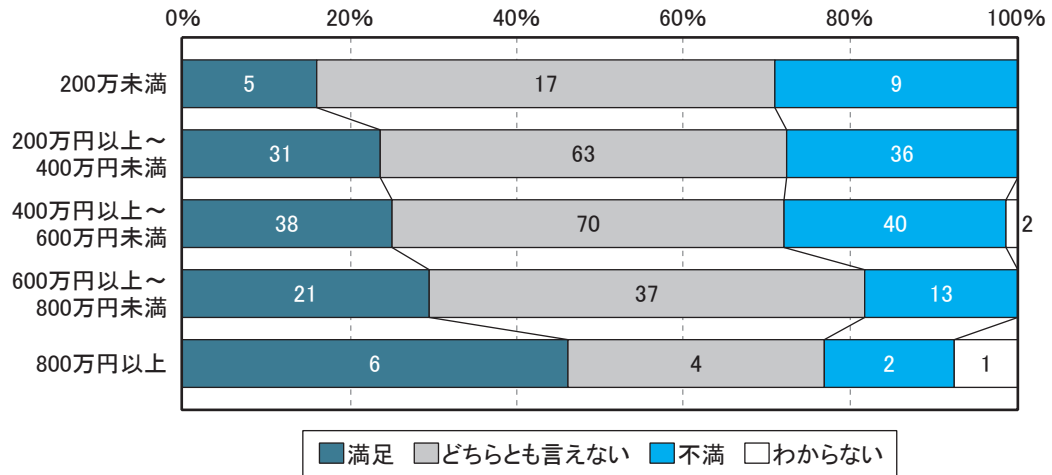


図25-9 年齢別にみた生活の満足度

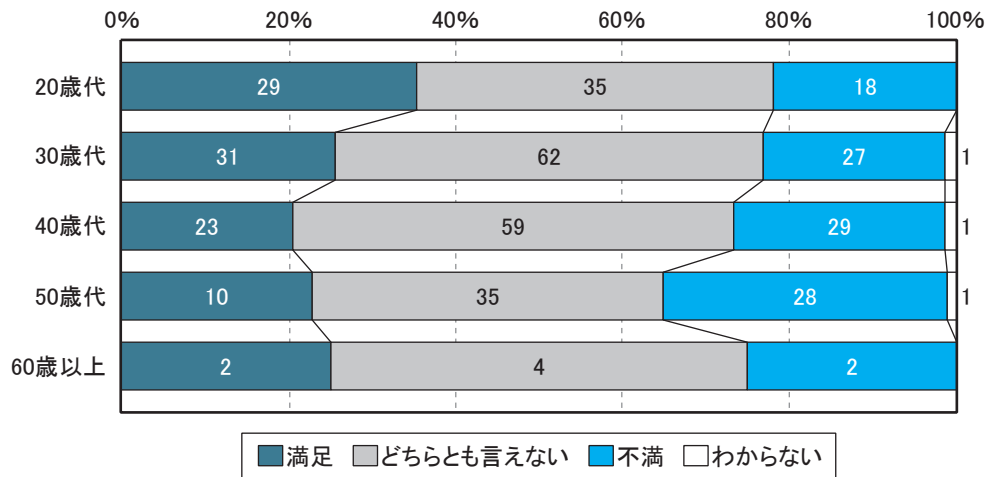


図25-10 暮らし向きに関連して、この半年間に特に不安に思ったこと・悩んだこと（3つまで選択可）

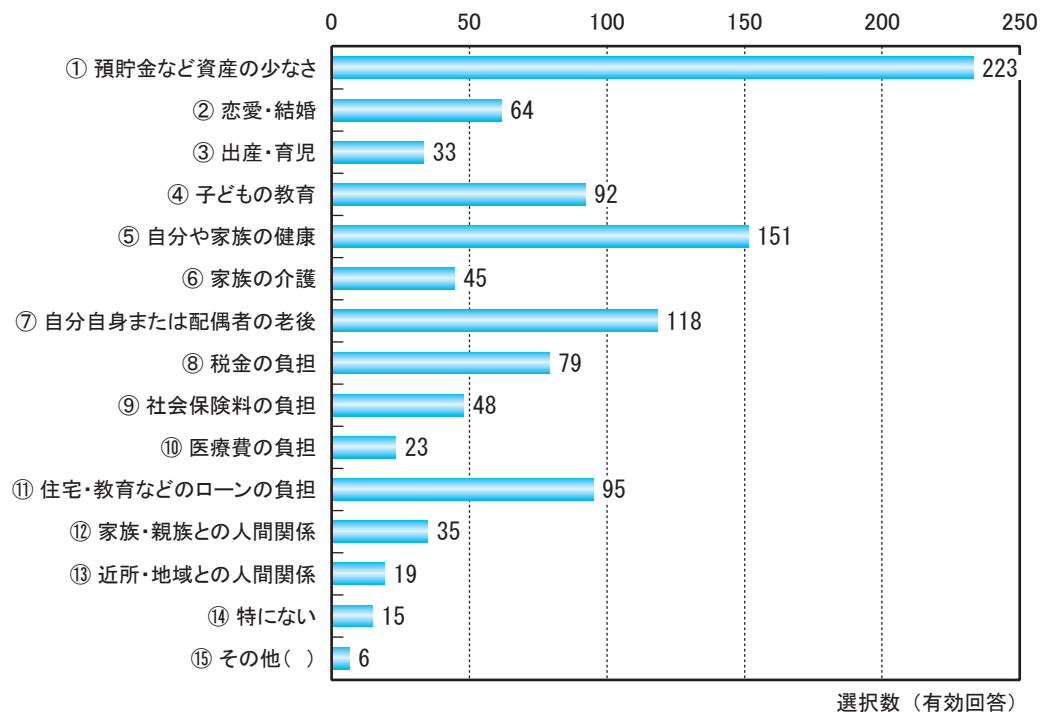


図 表 一 覧

図 2	愛媛の業況判断の長期的推移	5頁
表 2	全国と愛媛の主要経済指標	6頁
表 3-1	愛媛の男女別、年齢別人口（3区分）	7頁
図 3-1	愛媛の年齢別人口（5歳階級）の変化	8頁
表 3-2	愛媛の圏域別人口	8頁
図 3-2	愛媛の年齢別の未婚率	8頁
図 4-1	愛媛の中小企業の経営上のあい路	9頁
図 4-2	愛媛の中小企業の経営状況	10頁
図 4-3	愛媛の中小企業の今後の経営方針	10頁
図 4-4	東日本大震災による経営への影響（上位3項目）	10頁
図 4-5	労働組合の組織状況	10頁
表 4-1	愛媛の中小企業的女性常用労働者比率（2011年）	10頁
表 4-2	愛媛の中小企業のパートタイム労働者比率（2011年）	10頁
図 5	愛媛の春季賃上げの推移（連合愛媛全体集計結果より）	11頁
表 5-1	連合愛媛の賃上げ集計（全体・加重平均）	12頁
表 5-2	連合愛媛の賃上げ集計（地場・加重平均）	12頁
表 5-3	全国の賃上げ状況（連合集計）	12頁
表 5-4	全国主要企業春季賃上げ状況の推移（厚生労働省集計）	12頁
表 6-1	毎月勤労統計調査でみる愛媛の産業別現金給与額（2010年）	13頁
図 6	愛媛の名目賃金指数と前年比・前年同月比の推移	14頁
表 6-2	愛媛の雇用形態別にみた1人平均月間現金給与額（2010年）	14頁
図 7	時間賃金と女性パート賃金・地域別最賃の都道府県別比較（2010年）	15頁
表 7	都道府県別にみた時間賃金率の比較	16頁
図 8	愛媛の企業規模別年間賃金の推移（男性労働者）	17頁
表 8-1	愛媛の企業規模別・年齢別賃金格差（2010年・男性労働者・産業計）	18頁
表 8-2	年間賃金でみた愛媛の企業規模別賃金格差の推移	18頁
表 9-1	愛媛と全国の男女間賃金格差の推移	19頁
図 9	愛媛の年齢別所定内賃金の男女格差（2010年）	20頁
表 9-2	愛媛の年齢別賃金の男女間格差（2010年）	20頁
図10	愛媛のパートタイマー女性労働者の時間賃金の推移	21頁
表10-1	愛媛のパートタイム女性労働者の時間賃金	22頁
表10-2	都道府県別にみたパートタイム女性労働者の時間賃金と地域間格差	22頁
表10-3	毎月勤労統計でみたパートタイム労働者の賃金	22頁
図11	一般労働者の賃金と地域別最低賃金の時間額比較（2010年水準）	23頁
表11-1	地域別最低賃金 引き上げ額の推移	24頁
表11-2	2011年度地域別最低賃金改定状況	24頁
図12	日本の賃金決定機構	25頁
表12	愛媛の賃金構造（男性労働者・2010年ベース）	26頁
図13	連合愛媛中小地場（299人以下）の賃金水準比較	28頁
表13-1	連合愛媛 2012年度地域ミニマム設定値	28頁
表13-2	連合愛媛年齢別賃金特性値表（299人以下・地場・男女計）	29頁
表13-3	連合愛媛年齢別賃金特性値表（全体・男女計）	30頁

図14-1	愛媛における一般労働市場の推移	31頁
表14	愛媛における一般労働市場の推移	32頁
図14-2	地域別に見た有効求人倍率の推移	32頁
図15-1	愛媛県の就業・失業状況	33頁
表15-1	愛媛県の就業・失業状況	34頁
表15-2	雇用形態別就業者（全国）	34頁
図15-2	愛媛における雇用形態間の就業異動状況（男性・H14年10月～19年10月）	34頁
図16	愛媛の雇用者数・組合員数と組織率の推移	35頁
表16-1	愛媛の雇用者数・組合員数と組織率の推移	36頁
表16-2	愛媛の組合規模別の組合数及び組合員数	36頁
表16-3	全国の企業規模別（民営）労働組合員数及び推定組織率（単位労働組合）	36頁
表16-4	全国のパートタイム労働者の労働組合員数及び推定組織率の推移（単位労働組合）	36頁
表17-1	毎月勤労統計調査でみる愛媛の産業別月間労働時間と出勤日数（2010年）	37頁
図17-1	愛媛の労働時間指数と前年比・前年同月比の推移	38頁
表17-2	愛媛の平均月間労働時間の推移	38頁
図17-2	愛媛の雇用形態別にみた年間総労働時間の推移	38頁
表18-1	愛媛の産業別・男女別にみた労働時間（2010年）	39頁
表18-2	愛媛の中小企業の週所定労働時間（2011年）	40頁
表18-3	愛媛の中小企業の月平均残業時間（2011年）	40頁
図18	愛媛の中小企業の月平均残業時間（2011年）	40頁
表18-4	愛媛の中小企業の有給休暇取得状況（2011年）	40頁
表19-1	愛媛の賃金不払い残業に係る遡及是正状況（100万円以上）	41頁
図19	愛媛の業種別賃金不払い残業は正事案の推移（100万円以上）	42頁
表19-2	愛媛の賃金不払い残業に係る遡及是正状況（10万円以上）	42頁
表19-3	全国の不払い残業は正指導結果の推移	42頁
図20	愛媛県内市町別高齢者人口（65歳以上）の割合（2011年4月現在）	43頁
表20	都道府県別高齢者人口（65歳以上）の割合（2011年）	44頁
表21-1	愛媛の要介護（要支援）認定者数の推移	45頁
表21-2	中四国の県別にみた要介護（要支援）認定者数（2011年4月末現在）	46頁
表21-3	愛媛県内市町別にみた要介護（要支援）認定者数（2011年4月末現在）	46頁
表22	松山市の消費者物価指数	47頁
図22	松山市の総合物価指数（生鮮食品を除く）の推移	47頁
表23-1	大学初年度にかかる費用	48頁
表23-2	大学4年間ににかかる総費用（学費＋生活費）の平均	48頁
図23	在学費用の年収に対する割合	48頁
2010年度意識調査『愛媛における勤労者の生活不安の背景』関連図表		49頁より
第1回 愛媛勤労者短観調査 関連図表		53頁より

2012年 えひめ生活白書

2012年2月発行

編集発行 **社団法人 愛媛県労働者福祉協議会**
えひめ勤労者生活情報センター

愛媛県松山市宮田町125番地

TEL (089) 933-2871 FAX (089) 947-5616

URL <http://ehime.rofuku.net/>

印刷所 有限会社ウエストコピー

2012年 えひめ生活白書

社団法人 愛媛県労働者福祉協議会
えひめ勤労者生活情報センター

〒790-0066 松山市宮田町125番地
TEL 089-933-2871
FAX 089-947-5616